資料５－３（計画本文）

**改正案**

改正箇所：朱書き部分（図22･23･24は下線部分）

# 御嶽山火山防災避難計画

平成31年2月13日

御嶽山火山防災協議会

目次


１．策定までの経緯
（１）御嶽山火山防災協議会(計画策定組織) …… １
（２）計画の目的 …… １
（３）計画の位置付け …… １

２．噴火の想定
（１）御嶽山の概要 …… ２
（２）噴火の歴史 …… ２
（３）噴火想定 …… ２

３．御嶽山火山の監視・観測体制 …… ６

４．噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応
（１）噴火警戒レベル１の場合の防災対応 …… ７
（２）噴火警戒レベル２・３の場合の防災対応 …… １０
（３）噴火警戒レベル４・５の場合の防災対応 …… ２２

５．協議会及び各機関の役割
（１）御嶽山火山防災協議会の役割 …… ３１
（２）平常時における各機関の役割 …… ３２
（３）火山現象発生時における各機関の役割 …… ３３

６．両県の防災体制 …… ３４

７．情報連絡体制
（１）噴火警報・予報等の火山情報の伝達 …… ３７
（２）情報伝達手段の強化 …… ３９
（３）住民への情報伝達 …… ３９
（４）避難行動要支援者への情報伝達 …… ４０
（５）登山者への情報伝達 …… ４０
（６）観光客への情報伝達 …… ４０
（７）噴火警戒レベルに応じた情報伝達 …… ４４

８．住民・登山者・観光客の避難計画
（１）住民への対応 …… ４５
（２）登山者への対応 …… ５８
（３）観光客への対応 …… ６５
（４）避難促進施設 …… ６５

９．災害対策基本法に基づく警戒区域
（１）警戒区域の設定 …… ６７

（２）警戒区域の縮小又は解除 …… ６７

１０．救助・救護
（１）救助活動の体制 …… ６８
（２）住民等の救助活動 …… ６８
（３）登山者等の救助活動…… ６９
（４）医療活動 …… ６９

１１．訓練・普及啓発活動
（１）火山防災訓練の実施 …… ７０
（２）火山防災教育等の普及啓発活動 …… ７０

（資料編）
有史以降の噴火状況 …… ７１
御嶽山火山防災協議会規約 …… ７４
御嶽山の噴火警戒レベル …… ７９
火山災害時防災対応図
女人堂火山災害時防災対応図 …… ８１
行場山荘火山災害時防災対応図 …… ８２
石室山荘火山災害時防災対応図 …… ８３
二ノ池山荘火山災害時防災対応図 …… ８４
黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所火山災害時防災対応図 …… ８５
五の池小屋火山災害時防災対応図 …… ８６
二の池ヒュッテ火山災害時防災対応図 …… ８７
「田の原遥拝所・登山道入口」火山災害時防災対応 …… ８８
御岳ロープウェイ　緊急避難場所 …… ８９
〃　緊急避難連絡系統図（火山噴火災害）…… ９０
開田高原マイアスキー場　緊急避難場所 …… ９１
〃　緊急避難連絡系統図（火山災害）…… ９２
Ontake2240 スキー場　緊急避難場所 …… ９３
〃　火山災害時緊急避難連絡対応図 …… ９４
チャオ御岳スノーリゾート　《災害時》緊急避難場所 …… ９５
〃　《災害時》緊急連絡体制図 …… ９６
御嶽山　噴火警戒レベルと規制対応の推移 …… ９７
用語集 …… ９８

改定履歴 ……１０２

## １．策定までの経緯

### （1）御嶽山火山防災協議会（計画策定組織）

御嶽山の火山防災対策については、長野県側において平成３年５月７日に「御嶽山火山対策会議」を、岐阜県側において平成19年１月31日に「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」をそれぞれ設置し、噴火時の防災対策等を検討してきた。平成23年12月27日の中央防災会議において、「防災基本計画」（火山災害対策編）が改定され、平常時からの火山防災対策として、都道府県、市町村、国の機関、火山専門家等が連携し、火山防災体制の構築に向けた共同検討を行う「火山防災協議会」の位置付けが明確に示されたことを受け、長野・岐阜両県による協議会一本化に向けての検討を進め、平成26年12月24日に、関係機関の合意のもと両県合同の「御嶽山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。平成27年12月10日には、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正活火山法」という。）が施行され、火山防災協議会が法定化されるとともに、その役割が明確化されることとなった。

【活動経過】

| | | |
|---|---|---|
| 平成26年12月 | 御嶽山火山防災協議会設立総会 | （規約・役員の決定、スキー場の安全確保対策報告 等） |
| 平成27年３月 | 第２回御嶽山火山防災協議会 | （27年度事業計画の決定、規制緩和時の防災対応報告 等） |
| 平成27年８月 | 第３回御嶽山火山防災協議会 | （噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成 等） |

### （2）計画の目的

本計画は、「火山防災対策を検討するための御嶽山の噴火シナリオ」（以下「噴火シナリオ」という。）を基に、関係機関が噴火により発生する火山現象及び影響範囲について共通の認識を持ち、噴火災害の被害軽減に向けた防災対策を実施するために、御嶽山噴火時に関係機関が連携して取り組む総合的な防災対策等をとりまとめることを目的とする。

本計画は、従来の住民を対象とした避難等の計画策定にとどまらず、平成26年９月27日に発生した噴火災害を踏まえ、突発的な噴火による被害に遭いやすい、登山者や、山の周辺を訪れる観光客への対策を意識した内容とする。

### （3）計画の位置付け

本計画の内容は、両県及び関係市町村の地域防災計画に反映するとともに、本計画の対応を適切に実施するための、より具体的な対策については、協議会が中心となり、関係機関が共同で整理・検討していくものとする。

また、本計画をより実践的なものとするため、今後、防災訓練等を通じて、継続的に内容の検証を行い、必要に応じて修正を行うものとする。

なお、両県及び各市町村の個別の防災対応については、それぞれの地域防災計画に基づくものとする。

また、本計画の策定をもって、噴火警戒レベルの運用開始に合わせて長野県側及び岐阜県側で平成20年３月31日に共に施行された「御嶽山噴火警戒レベル導入に関わる防災対応についての申し合わせ書」は、失効するものとする。

## ２．噴火の想定

### （1）御嶽山の概要

御嶽火山は、乗鞍火山列の南端に位置する成層火山で、古期・新期の火山体が浸食期をはさんで重なり、新期御嶽の初期にはカルデラが生じたが、引き続く活動によってカルデラや放射谷が埋積されて、ほぼ円錐状の現在の地形がつくられた。最新期の活動では、山頂部に南北方向に並ぶ数個の安山岩の小成層火山を生じた。火口のいくつかは現在火口湖となっている。岩石は玄武岩・安山岩・デイサイト。

新期御嶽火山は継母岳(ままははだけ)火山群と摩利支天(まりしてん)火山群からなる。約９～11 万年前、大量の流紋岩質の軽石噴火とそれに伴うカルデラ形成によって活動を開始した。約８～９万年前には流紋岩ーデイサイト質の継母岳火山群の活動があり、カルデラを埋めて溶岩ドームや火砕流が山体を構成した。

引き続いて約８万年前からは安山岩質の摩利支天火山群が活動した。８つの火山からなり、カルデラ内で火口を移動しながら活動し、カルデラはほぼ埋め立てられて現在の御嶽火山の南北に並ぶ山頂群が形成された。木曽川泥流堆積物はこの火山群の活動中の約５万年前に発生した大規模な岩屑なだれー土石流堆積物であり、その流下距離は木曽川沿いに約 150㎞に達している。最近２万年間は、水蒸気爆発を中心にした活動期である。

南東山麓では 1978（昭和 53）年からしばしば地震の多発が見られ、1984（昭和 59）年９月 14 日にはマグニチュード 6.8 の「長野県西部地震」により、御嶽山とその周辺の４箇所で大きな地すべり・斜面崩壊が発生し、合わせて 29 名の人命が失われた。特に大きな土砂災害は、伝上川上流で発生した斜面崩壊で、土量は 3,400 万㎥に達した。崩壊した土砂は伝上川・濁川・王滝川を 12㎞に渡って流下し、数十ｍの厚さに堆積した。崩れた土砂はほとんど全て直下の伝上川に流れ込んだ。

別名、木曽御嶽山、「御岳山」とも書かれる。

### （2）噴火の歴史

最近２万年間は、水蒸気噴火などの新鮮なマグマを放出しない活動のみだと考えられていたが、最近の研究では、過去１万年間に４回のマグマ噴火が発生していることが明らかにされている。また、水蒸気噴火は数百年に１回の割合で、堆積物として残る規模のものが発生している。1979（昭和 54）年噴火以前の歴史記録に残る噴火は発見されていないが、山頂南西の地獄谷における噴気活動は、最近数百年間は継続している。

1979 年 10 月 28 日に剣ヶ峰の南側で水蒸気噴火が発生し、約１日で火山灰を放出するような噴火活動は終息した。その後の調査から有史以来初の噴火であることが明らかになった。噴火は穏やかな噴気活動からゆっくりと始まったため、下山中の登山者１人が噴石を頭部に受けて軽い負傷をした。

1991（平成３）年と 2007（平成 19）年にごく小規模な水蒸気噴火が 1979 年の噴火口で発生した。ともに、噴火に先立ち、山頂直下と考えられる地震と火山性微動の活動が観測された。また、2007 年には観測網の充実により、地殻変動と超低周波地震が噴火に先立ち観測された。

2014（平成 26）年９月 27 日 11 時 52 分頃に水蒸気噴火が発生した。噴火は 79 火口列南西側の剣ヶ峰山頂南西側に北西から南東に伸びる新たに形成された火口列から発生したことが確認され、直径 20～30㎝ の噴石が約 1.3㎞ 飛散し、火砕流は南西方向に約 2.5㎞、北東方向に約 1.5㎞ 流下した。この噴火により、死者・行方不明者合わせて 63 名の被害者が出た。

### （3）噴火想定

協議会では、噴火のイメージを掴むと同時に、住民避難や道路規制等の防災対策に役立てることを目的に「噴火シナリオ」を作成している。発生後すぐに人家まで到達して人命に重大な影響を及ぼす現象が重要なため、「噴火シナリオ」では、大きな噴石、火砕流及び融雪型火山泥流を検討対象とし、想定噴火として、水蒸気噴火のみで終了する場合とマグマ噴火に至る活動の２通りについて整理を行った。以下は御嶽山の「噴火シナリオ」に基づき整理したものである。

### ① 想定噴火場所

過去の噴火実績によると、特定箇所から噴火しているのではなく、その都度火口位置が移動している。約４万年前以降の火口分布を用いたカーネル密度分布（※有限の標本点から、全体の分布を推定する手法）により火口位置から推定した現在の噴火活動等を考慮し、下記【図１】のとおり火口領域を想定した。

＜過去の火口図（左）及び想定火口領域図（右）＞　【図１】

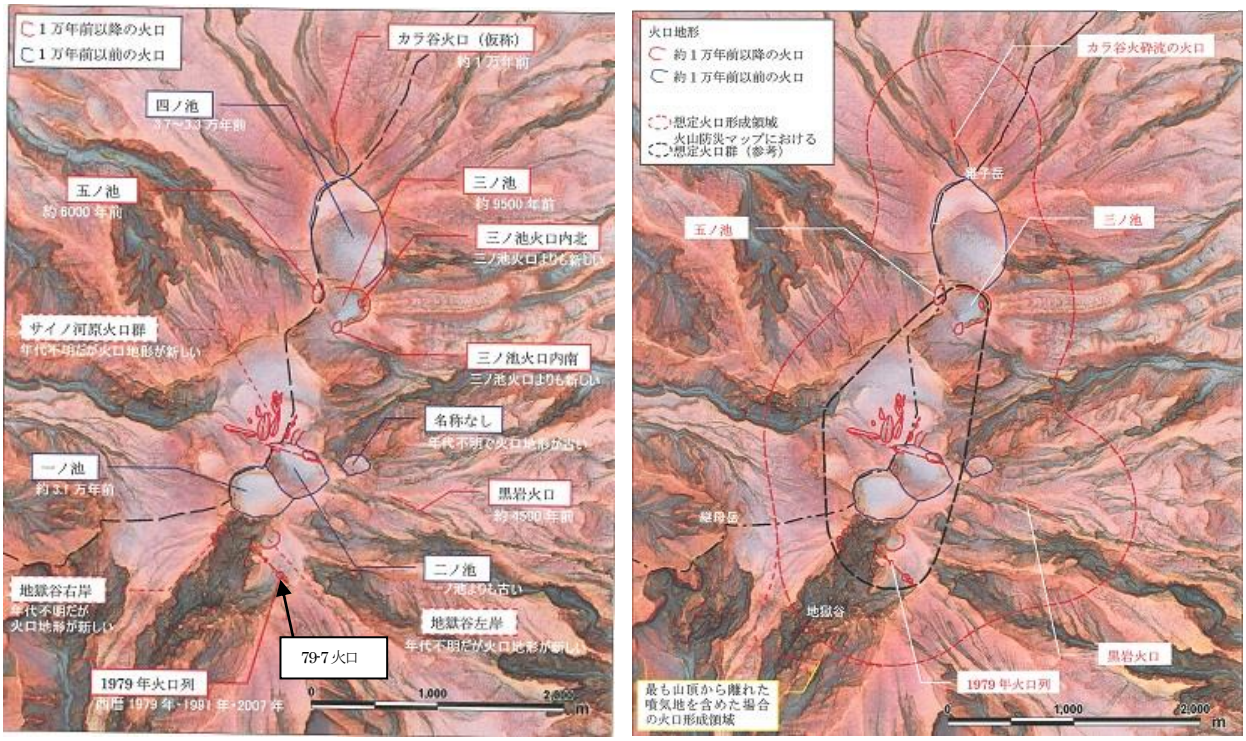


### ② 噴火規模と火山現象

過去１万年間の活動を参考として以下【表１】のとおり想定する。

【表１】

| 噴火様式 | 噴火に伴う現象 | 警戒が必要な範囲 | |
|---|---|---|---|
| 水蒸気噴火 | 大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、降灰後の土石流 | 大きな噴石 | 想定火口域から概ね２km 以内(※1) |
| マグマ噴火 | 大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）、降灰後の土石流 | 大きな噴石 | 想定火口域から概ね４km 以内(※2) |
| | | 火砕流<br>(火砕サージ) | 想定火口域から最大８km 以内の谷筋(※3) |
| | | 融雪型火山泥流 | 想定火口域から最大 21km 以内の谷筋(※4) |

※1　2014（平成26）年９月の噴火で直径20～30 cmの大きさの噴石が約1.3kmまで飛散したことを参考に設定している。

※2　過去のマグマ噴火に伴う噴石の飛散距離は不明のため、他の火山の例を参考に設定している。

※3　過去のマグマ噴火に伴う火砕流の噴出量を参考に設定している。［火砕流規模：1,000 万$m^3$］

※4　過去に発生の記録がないため、上記火砕流規模と年間最大積雪量の平均値をもとに設定している。
［火砕流規模：1,000 万$m^3$、火口付近の積雪量：165cm］

### ③ 警戒が必要な範囲内の施設及び居住地域

御嶽山の想定火口域全体から噴火した場合、剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合、継子岳から噴火した場合の警戒が必要な範囲内の施設・居住地域をそれぞれ次ページ中【表 2】から【表 4】に示す。ただし、実際の噴火口の位置により、噴石・火砕流・融雪型火山泥流への警戒が必要となる範囲は限定される。

御嶽山は想定火口域が広域であることから、災害の規模や発生場所に応じた適切な防災対応がとれるよう、想定火口域全体から噴火した場合だけでなく、南側は 1979（昭和 54）年以降活動が活発な剣ヶ峰南西斜面、北側は継子岳から噴火した場合の影響範囲についても予め整理する。

降灰後の土石流への警戒が必要となる範囲は、土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲になる場合がある。

噴火により火山灰が１cm 以上堆積した場合には、国土交通省による土砂災害防止法に基づく緊急調査に基づき、降灰後の土石流への警戒が必要となる範囲が県・市町村に通知される。

これらにより、警戒が必要となる範囲に施設及び居住地域が含まれる場合、市町村長は必要な避難措置等を講じる。（2014（平成 26）年９月の噴火に対し国土交通省は土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施した。）

＜想定火口域全体から噴火した場合の警戒が必要な範囲内にある施設・居住地域＞　【表 2】

| 範囲 | 施設・居住地域 |
|---|---|
| 想定火口内 | 黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所、二ノ池山荘、覚明堂、石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所、二の池ヒュッテ、五の池小屋 |
| 1km 以内 | 行場山荘、開田高原マイアスキー場、チャオ御岳スノーリゾート |
| 2km 以内 | 御岳ロープウェイ、田の原遥拝所、田の原社務所、田の原観光センター、田の原山荘<br>Ontake2240 スキー場 |
| 3km 以内 | 胡桃島キャンプ場、濁河温泉 |
| 4km 以内 | 濁河温泉高原スポレクセンター |
| 8km 以内の谷筋 | 【木曽町】開田高原（開田高原保健休養地）、三岳（屋敷野） |
| 21km 以内の谷筋 | 【木曽町】開田高原（下ノ原、旭ヶ丘、池の越、柳又、管沢、床並）、三岳（荻ノ島、栃山、大島、下殿、桑原、沢渡、橋渡、黒田、日向）<br>【王滝村】野口（瀬戸、池の越、野口、幕島）、九蔵（尾島、日向、九蔵中越、日陰）、中越（中越、田島）<br>【高山市】一之宿、桑之島、西洞、宮之前、胡桃島<br>【下呂市】落合、赤沼田、長瀬、小坂町、坂下、大島 |

＜剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合の警戒が必要な範囲内にある施設・居住地域＞※1 ※2　【表 3】

| 範囲 | 施設・居住地域 |
|---|---|
| 1km 以内 | 黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所、王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所 |
| 2km 以内 | 二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、覚明堂、石室山荘 |
| 3km 以内 | 女人堂、五の池小屋 |
| 4km 以内 | 中の湯、御岳ロープウェイ、行場山荘、田の原遥拝所、田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場 |

＜継子岳から噴火した場合の警戒が必要な範囲内にある施設・居住地域＞※1 ※3　【表 4】

| 範囲 | 施設・居住地域 |
|---|---|
| 1km 以内 | 五の池小屋 |
| 2km 以内 | 開田高原マイアスキー場、チャオ御岳スノーリゾート |
| 3km 以内 | 女人堂、石室山荘、覚明堂、二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所 |
| 4km 以内 | 王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所、行場山荘、御岳ロープウェイ、胡桃島キャンプ場、濁河温泉 |

※1　火砕流・融雪型火山泥流については、特定地点から噴火した場合の影響範囲のシミュレーションがなされていないため噴石の影響範囲のみ記載している。

※2　警戒が必要な範囲は、剣ヶ峰南西斜面の代表地点として、79－7 火口（1979 年の噴火で発生した火口のうち、1991 年及び 2007 年にも噴火が発生した火口）からの距離をもとに整理している。

※3　警戒が必要な範囲は、継子岳の代表地点として、継子岳山頂からの距離をもとに整理している。

＜御嶽山の噴石・火砕流・融雪型火山泥流の到達範囲予想図（想定火口域全体から噴火した場合）＞

【図2】

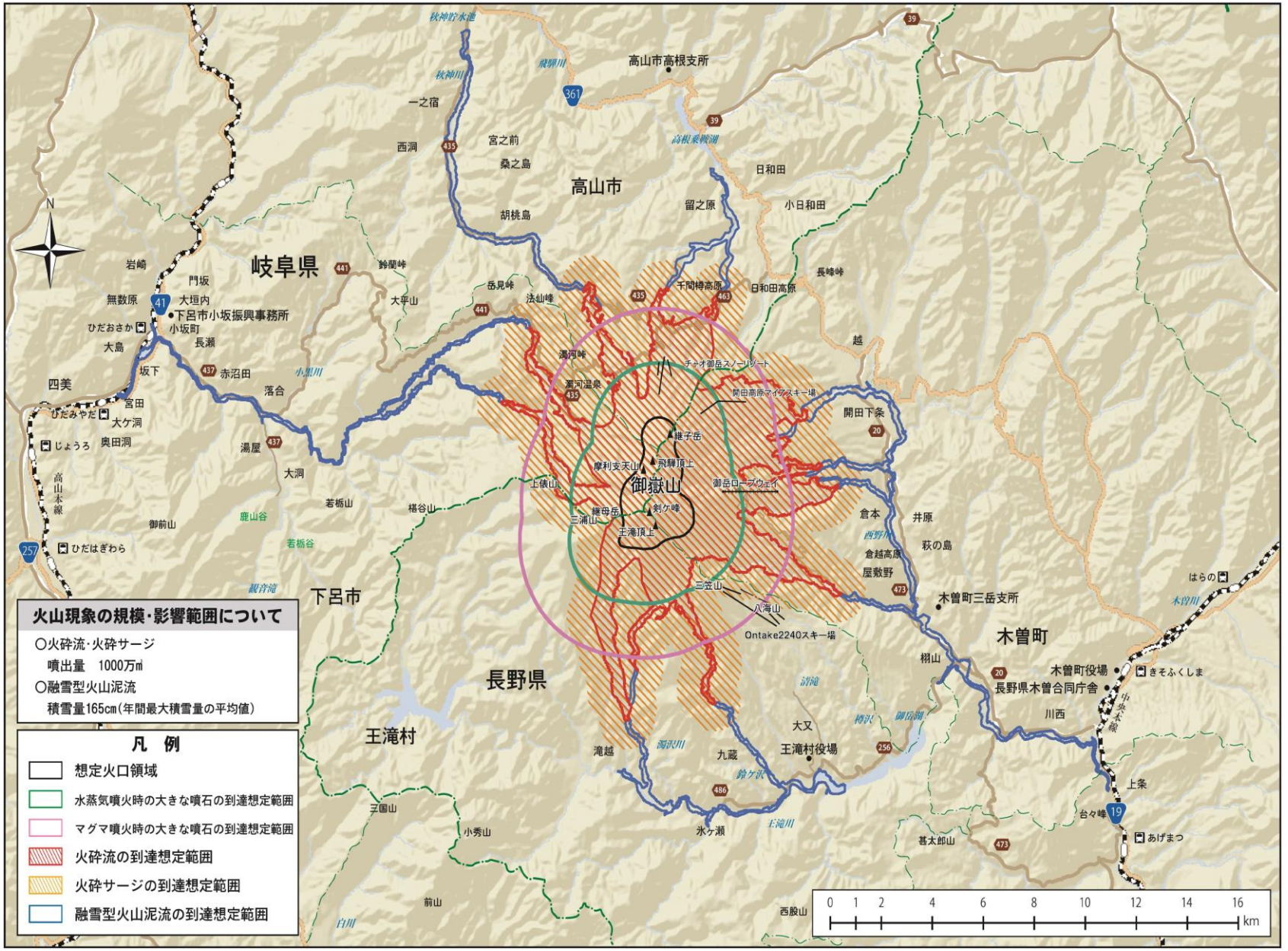




(c)Esri Japan

## ３．御嶽山火山の監視・観測体制

御嶽山とその周辺には、噴火の前兆を検知し噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS*、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、火山活動を 24 時間体制で常時監視・観測している。

気象庁の他にも大学等研究機関、国土交通省中部地方整備局、国土地理院等により各種の観測施設が設置されており、火山噴火に伴う土砂災害の監視、調査・研究、地殻変動の観測等を行っているほか、一部のデータは気象庁の火山監視に活用されている。その状況を下記【図 3】に示す。（平成 31 年 2 月 13 日現在）

＊：GNSS（Global Navigation Satellite System）とは GPS をはじめとする衛星測位システム全般を示す呼称。

＜御嶽山の各機関観測点配置図＞　【図 3】

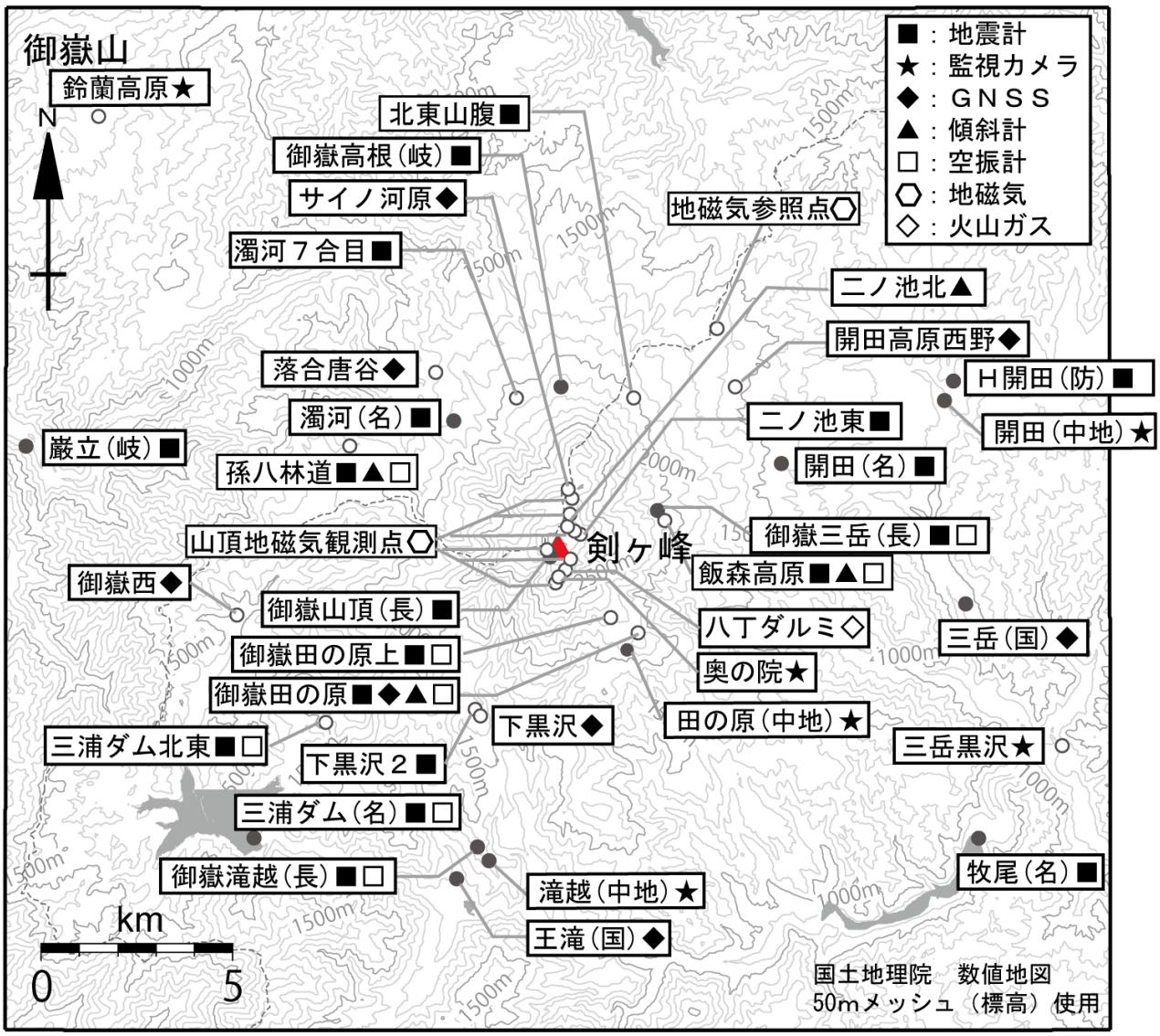


小さな白丸（〇）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
（国）：国土地理院、（中地）：中部地方整備局、（防）：防災科学技術研究所、（名）：名古屋大学、
（長）：長野県、（岐）：岐阜県

（気象庁ホームページより）

## ４．噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

噴火警戒レベル１～５の各段階における防災対応（初動対応）について、火山活動の状況が変化した際に、迅速な対応ができるよう、予め【表 5】のとおり整理する。レベル２以降においては、①剣ヶ峰南西斜面からの噴火②継子岳からの噴火③噴火地点不明（想定火口域全体からの噴火を想定）の３つのケースを想定し、対応を整理する。

なお、【表 5】の各ケースにおける防災対応は、剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合は「79－7 火口」を、継子岳から噴火した場合は「継子岳山頂」を中心として噴火した場合を基に設定しているため、時間の経過とともに、より詳細な火口の位置が特定された場合には、実際の警戒範囲に合わせた防災対応を決定し、対応にあたるものとする。

また、上記①②③以外の火口から噴火した場合にも、上記３ケースを参考に、実際の警戒範囲に沿った防災対応をその都度決定し、対応にあたるものとする。

火山性地震による落石、積雪等を考慮するなど、状況に応じてこの範囲を超えて登山道、道路の規制を実施することもある。

**防災対応パターン** 【表 5】

| 噴火警戒レベル | | 噴火位置 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ① 剣ヶ峰南西斜面 | ② 継子岳 | ③ 不 明 |
| 1 | 活火山であることに留意 | p7、【表 6】 | | |
| 2 | 火口周辺規制（1km） | P10【表 7】、p13【図 5】 | p14【表 8】、p17【図 6】 | p18【表 9】、p21【図 7】 |
| 3 | 入山規制（2km） | P11【表 7】、p13【図 5】 | p14【表 8】、p17【図 6】 | p18～19【表 9】、p21【図 7】 |
| | 入山規制（3km） | P11【表 7】、p13【図 5】 | p15【表 8】、p17【図 6】 | p19【表 9】、p21【図 7】 |
| | 入山規制（4km） | p12【表 7】、p13【図 5】 | p16【表 8】、p17【図 6】 | p20【表 9】、p21【図 7】 |
| 4 | 避難準備 | 〔非積雪期・積雪期〕p22～23【表 10】、p27～30【図 8】～【図 11】 | | |
| 5 | 避難 | 〔非積雪期・積雪期〕p24～26【表 10】、p27～30【図 8】～【図 11】 | | |

### （1）噴火警戒レベル１の場合の防災対応 【表 6】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火予報 | 1 活火山であることに留意 | 火山性地震・微動が少なく、静穏な状態 | |
| | | | 【登山道】<br>・御嶽山奥の院～王滝頂上～八丁だるみ～剣ヶ峰～一ノ池西側県境の火口側立入規制<br>※レベル１の状態においても、地震活動の高まり等を確認した場合においては、想定火口域内（の一部）への立ち入りを規制することがある<br>【登山者・観光客】<br>・周辺施設（スキー場、ロープウェイ等）、各避難促進施設、各登山口等で注意喚起（事前周知）<br>・登山届提出の啓発、周知 |

**○異常現象発生時の対応**

噴火警戒レベル１（活火山であることに留意）の段階においても、群発地震の発生等御嶽山に何らかの異常現象が発生している場合或いは住民等から御嶽山の異変に関する通報があった場合には、速やかに当該情報を関係機関で共有するとともに、必要な防災対応について協議するものとする。

**① 協議会構成機関での情報共有**

**(a) 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表された場合**

地方気象台

気象庁から異常現象に関する連絡を受けた場合は、両県本庁防災担当課及び協議会事務局構成機関（県・市町村）に対し、電話により情報伝達を行う。また、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合、または噴火警戒レベルの引上げに関する連絡を受けた場合は、速やかに両県本庁防災担当課及

び協議会事務局構成機関（県・市町村）に伝達する。

両県

気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等の情報を受信したときは、直ちに協議会構成機関のうち国・県の機関に対し、電話により情報伝達を行う。また、それぞれの市町村の対応状況についても随時情報収集を図りながら、両県事務局内における情報の共有を図る。

市町村

気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等の情報を受信したときは、直ちに協議会構成機関のうち観光協会等の地元団体に対し、電話により情報伝達を行う。また、市町村の関係機関に対しても情報提供を行う。

**(b) 住民等から異変に関する通報があった場合**

異常現象を発見した者

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第 54 条）

第一報受信機関（市町村・警察）

住民や観光客が発見した異常現象については、第一に市町村や警察へもたらされる。この場合、「(a) 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表された場合」に準じて、必要な機関へ連絡する。

【異変の例】

- 御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発
- 御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化
- 御嶽山の噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・湿度・温度等の異常な変化
- 御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・味・色・濁度・温度等の異常な変化
- 御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化
- 御嶽山山頂での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木立枯れ等
- 御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上

**② 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達**

市町村は、必要に応じ、避難促進施設及び御嶽山周辺施設への情報提供並びに各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示を行うとともに、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。

| 観測事項 | 広　報　文　例 |
|---|---|
| 火山の状況に関する解説情報（臨時）<br>異常噴気を観測 | 本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。<br>御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。 |
| 火山の状況に関する解説情報（臨時）<br>群発地震を観測 | 本日〇〇時、気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。<br>御嶽山周辺において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。 |
| 火山の状況に関する解説情報（臨時）<br>火山性微動・山体の膨張を観測 | 本日〇〇時、気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。<br>御嶽山において火山性微動、山体の膨張が観測されております。今後の情報に注意してください。 |

**③ 観測情報の継続的な収集・提供**

地方気象台

気象庁、火山専門家から観測情報について定期的に情報収集を行い、自県の協議会事務局構成機関（県・市町村）に対して情報提供を行う。

事務局（県・市町村）、関係機関

気象庁から発表された情報を受けたときは、事務局は協議会構成機関及び支所等に対し、情報提供を行う。

住民や観光客等からの問い合わせの状況を勘案して、気象庁、火山専門家等と調整して、当該現象の解説や今後の噴火の可能性等に関して、気象庁、火山専門家による記者会見や記者発表等を実施する。

**④　必要な防災対応の協議**

**(a) 臨時協議会・地元説明会等の開催**

事務局（県・市町村）

異常現象の推移や防災対応の実施状況等について情報共有するために必要と認められるときは、臨時に協議会、幹事会又は地元説明会等を開催する。

これらは、岐阜県・長野県において個別に開催することを妨げない。

**(b) 警戒区域設定の検討**

警戒区域の設定は「９．災害対策基本法に基づく警戒区域　（１）警戒区域の設定」も踏まえ対応する。

事務局（県・市町村）

異常な現象の推移等を踏まえて、災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域の設定を検討する必要があると考えられる場合は、協議会又は幹事会（以下、「協議会等」とする。）を開催する。

緊急性が高く、協議会等を開催する猶予がない場合においては、市町村の判断において警戒区域を決定する。その際、両県は、必要に応じ、警戒区域の設定を助言する。

幹事会構成機関、関係機関

協議会等において、警戒区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は、市町村長に対して、直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。

市町村

各県幹事長から、警戒区域の設定について報告及び要請があったときは、警戒区域の設定に関して必要な措置を検討するものとする。

避難促進施設への情報提供について、必要な場合は、事務局（県・隣接市町村）に対し、協力を要請する。

＜噴火警戒レベル１の段階における異常現象発生時の防災対応フロー図＞

【図４】

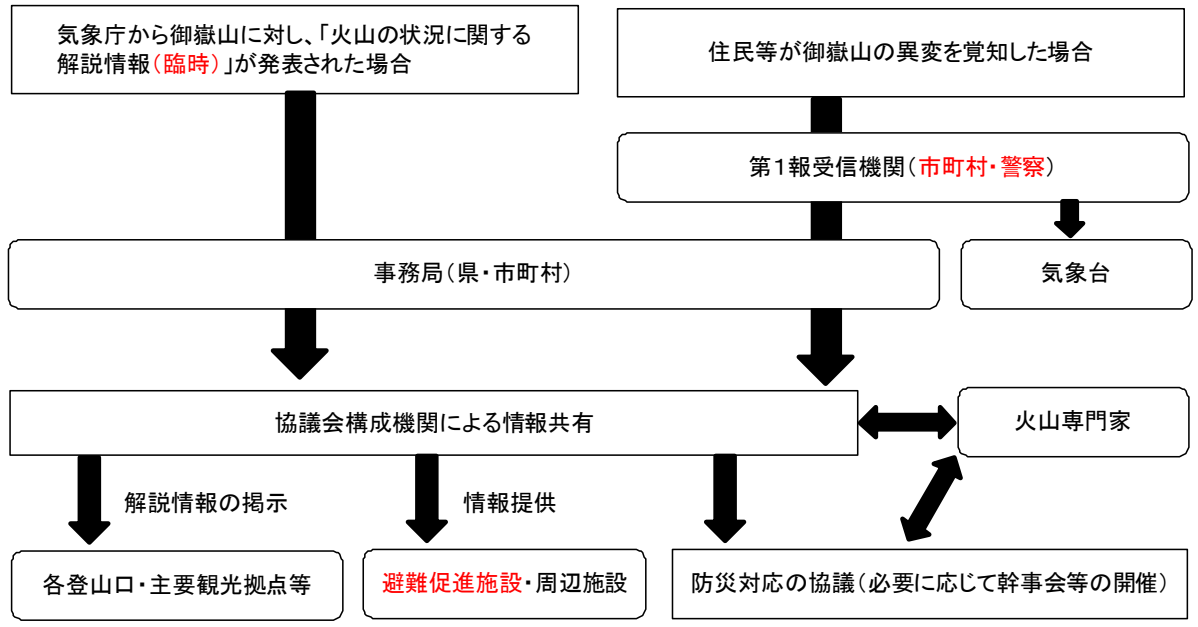

## （2）噴火警戒レベル２・３の場合の防災対応

### ○ケース①　剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合　【表 7】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 2<br>火口周辺規制（1km） | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が剣ヶ峰南西斜面から概ね１ｋｍ以内に到達する可能性 | |
| | | 【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道 | 【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：九合目避難小屋～<br>・開田口登山道：<br>・黒沢口登山道：<br>・小坂口登山道：<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：<br>・日和田口登山道：<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：<br>横道十字路～<br>二の池ヒュッテ～<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設（スキー場、ロープウェイ等）、各避難促進施設、各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）、避難誘導（登山者の安全な下山指導） |

○ケース①　剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合〈続き〉　【表 7】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 3 入山規制 (2km) | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が剣ヶ峰南西斜面から概ね２ｋｍ以内に到達する可能性 | |
| | | 【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、覚明堂<br>石室山荘<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道 | 【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、覚明堂<br>石室山荘<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：金剛童子～<br>・開田口登山道：三ノ池～<br>・黒沢口登山道：<br>・小坂口登山道：<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：<br>・日和田口登山道：<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：<br>金剛童子～(ニノ池)～飛騨頂上(五の池小屋)ただし、女人堂～三ノ池（トラバース経由）は立入可<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設（スキー場、ロープウェイ等）、各避難促進施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内(注意喚起)、避難誘導（登山者の安全な下山指導） |
| | 3 入山規制 (3km) | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が剣ヶ峰南西斜面から概ね３ｋｍ以内に到達する可能性 | |
| | | 【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、覚明堂<br>石室山荘<br>女人堂、五の池小屋<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道 | 【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、覚明堂<br>石室山荘<br>女人堂、五の池小屋<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：田の原遥拝所～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：行場山荘～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：　登山道入口～<br>・日和田口登山道：<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：　継子岳～<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設（スキー場、ロープウェイ等）及び各登山口等で火口周辺警報を案内(注意喚起)・避難誘導（登山者の安全な下山指導） |

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル(警戒必要範囲)において新たに閉鎖となる施設を表わす。

○ケース①　剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合〈続き〉　【表 7】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 3 入山規制（4km） | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が剣ヶ峰南西斜面から概ね４ｋｍ以内に到達する可能性 | |
| | | 【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、覚明堂<br>石室山荘<br>女人堂、五の池小屋<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、行場山荘<br>Ontake2240 スキー場 | 【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、覚明堂<br>石室山荘<br>女人堂、五の池小屋<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、行場山荘<br>Ontake2240 スキー場 |
| | | 【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道 | 【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：登山道入口～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：登山道入口～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～ |
| | | 【登山者・観光客】 | 【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）・避難誘導（登山者の安全な下山指導） |
| | | 【道路】<br>長野県<br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬２号線～屋敷野線<br>王滝村<br>村道 41 号線 | 【道路】　→　通行止<br>長野県<br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬２号線：木曽町三岳（御岳ロープウェイ入口ゲート）～町道屋敷野線：木曽町三岳（神王原千本松方面分岐）<br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山（八海山）～王滝村田の原（村道終点） |

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル（警戒必要範囲）において新たに閉鎖となる施設を表わす。

# ケース①　剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合の防災対応図

【図5】

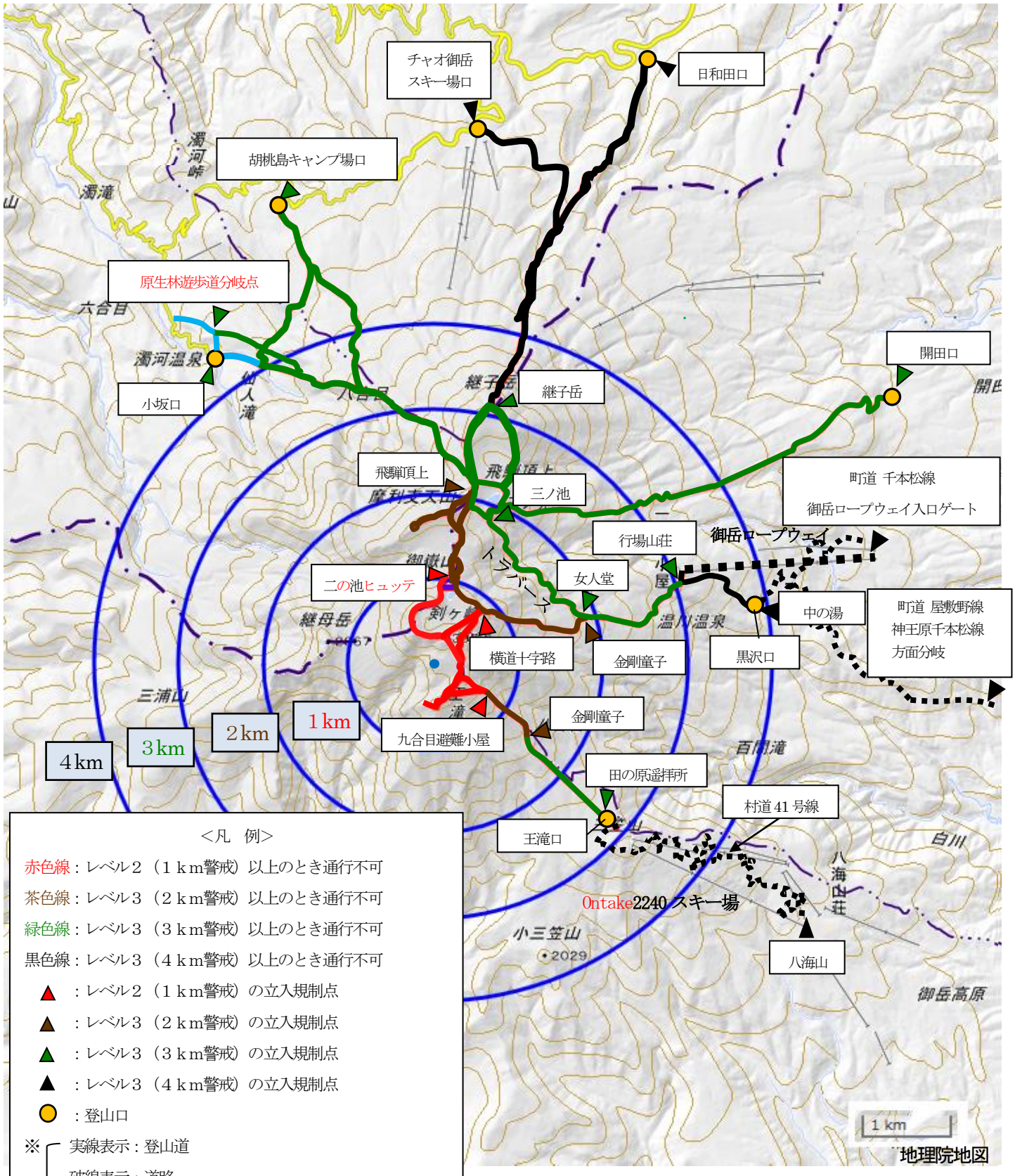


＜凡　例＞

赤色線：レベル２（１ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

茶色線：レベル３（２ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

緑色線：レベル３（３ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

黒色線：レベル３（４ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

▲：レベル２（１ｋｍ警戒）の立入規制点

▲：レベル３（２ｋｍ警戒）の立入規制点

▲：レベル３（３ｋｍ警戒）の立入規制点

▲：レベル３（４ｋｍ警戒）の立入規制点

●：登山口

※ 実線表示：登山道

破線表示：道路

○ケース②　継子岳からの噴火の場合　　【表8】

<table>
<tr><th>予報<br>警報</th><th>レベル</th><th>警戒が必要な範囲内の施設及び道路</th><th>防災対応（初動対応）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td><td rowspan="2">2<br>火口周辺規制<br>(1km)</td><td colspan="2">大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が継子岳から概ね１ｋｍ以内に到達する可能性</td></tr>
<tr><td>【施　設】<br>五の池小屋<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道</td><td>【施　設】　→　閉　鎖<br>五の池小屋<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：<br>・開田口登山道：　三ノ池～<br>・黒沢口登山道：　摩利支天方面は乗越～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：登山道入口～<br>・日和田口登山道：<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：　日和田口登山道・チャオ御岳スキー場口登山道合流点～<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設（スキー場、ロープウェイ等）、各避難促進施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内(注意喚起)、避難誘導（登山者の安全な下山指導)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3<br>入山規制<br>(2km)</td><td colspan="2">大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が継子岳から概ね２ｋｍ以内に到達する可能性</td></tr>
<tr><td>【施　設】<br>五の池小屋<br>開田高原マイアスキー場<br>チャオ御岳スノーリゾート<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br><br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道</td><td>【施　設】　→　閉　鎖<br>五の池小屋<br>開田高原マイアスキー場<br>チャオ御岳スノーリゾート<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：ニノ池山荘～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：ニノ池本館～女人堂～三ノ池<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設、各避難促進施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内(注意喚起)、避難誘導（登山者の安全な下山指導)</td></tr>
</table>

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル(警戒必要範囲)において新たに閉鎖となる施設を表わす。

○ケース②　継子岳からの噴火の場合〈続き〉　【表8】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 3<br>入山規制（3km） | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が継子岳から概ね３ｋｍ以内に到達する可能性 | |
| | | 【施　設】<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>チャオ御岳スノーリゾート<br>女人堂、石室山荘、覚明堂<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道<br><br>【道路】<br>岐阜県<br>県道 435 号線(御岳山朝日線) | 【施　設】　→　閉　鎖<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>チャオ御岳スノーリゾート<br>女人堂、石室山荘、覚明堂<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：御嶽神社頂上社務所～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：行場山荘～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：　登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～<br><br>【道路】　→　通行止<br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（濁河温泉分岐）～<br>高山市高根町日和田（チャオ御岳スノーリゾート）<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内(注意喚起)・避難誘導（登山者の安全な下山指導） |

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル(警戒必要範囲)において新たに閉鎖となる施設を表わす。

○ケース②　継子岳からの噴火の場合〈続き〉　　【表 8】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 3<br>入山規制（4km） | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が継子岳から概ね４ｋｍ以内に到達する可能性 | |
| | | 【施　設】<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>チャオ御岳スノーリゾート<br>女人堂、石室山荘、覚明堂<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>御岳ロープウェイ、胡桃島キャンプ場<br>濁河温泉<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道<br><br>【道路】<br>岐阜県<br>県道 435 号線(御岳山朝日線)<br>県道 463 号線(朝日高根線) | 【施　設】　→　閉　鎖<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>チャオ御岳スノーリゾート<br>女人堂、石室山荘、覚明堂<br>二ノ池山荘、二の池ヒュッテ<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所<br>御岳ロープウェイ、胡桃島キャンプ場<br>濁河温泉<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：八合目避難小屋～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：登山道入口～<br>・小坂口登山道：登山道入口～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～<br><br>【道路】　→　通行止<br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～<br>高山市高根町日和田（県道 463 号線分岐）<br>・県道 463 号線：高山市高根町日和田(県道起点)～<br>高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内(注意喚起)・避難誘導（登山者の安全な下山指導） |

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル(警戒必要範囲)において新たに閉鎖となる施設を表わす。

# ケース②　継子岳から噴火した場合の防災対応図

【図6】

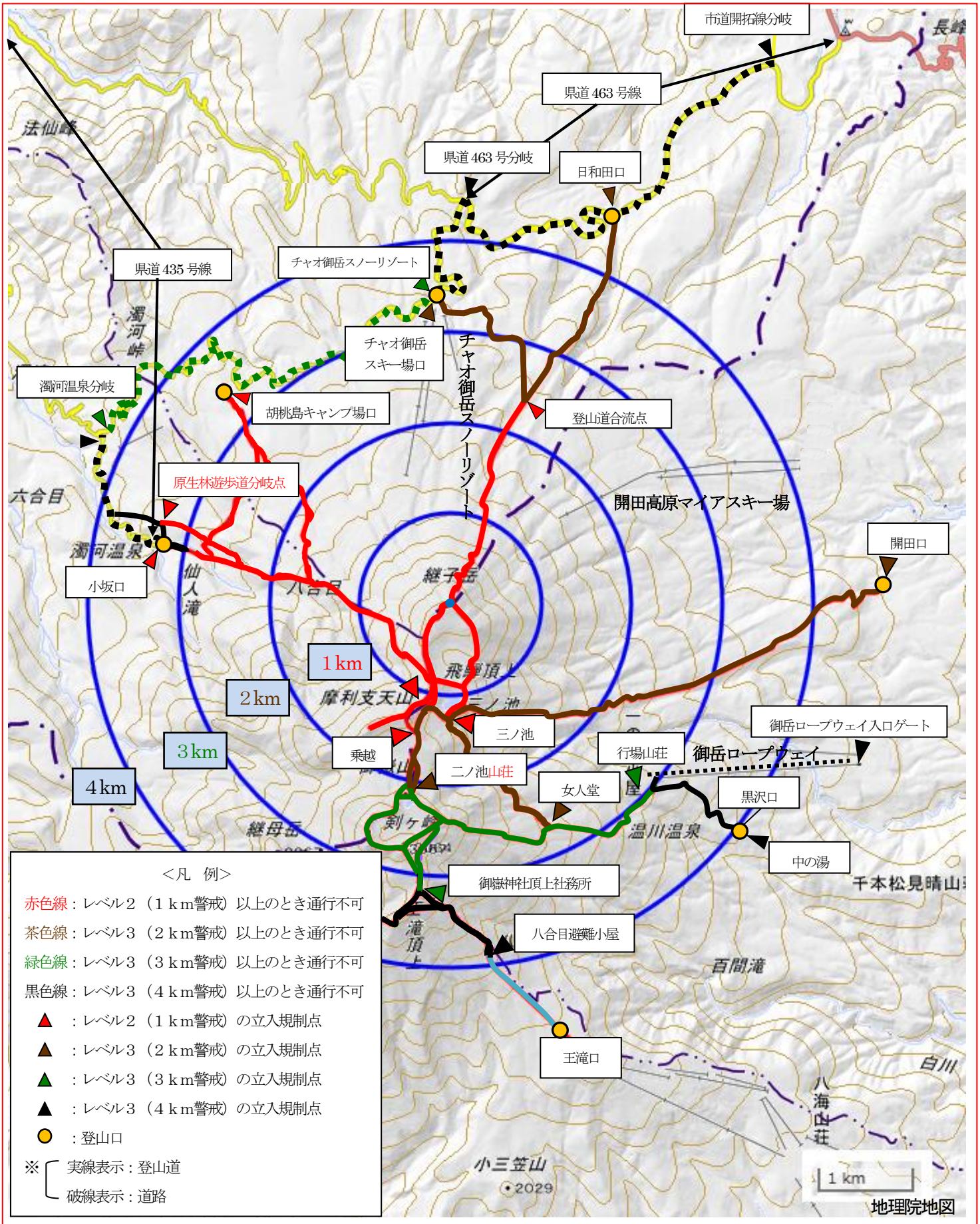

○ケース③　噴火地点が不明の場合（想定火口域全体からの噴火を想定）　【表9】

<table>
<tr><th>予報<br>警報</th><th>レベル</th><th>警戒が必要な範囲内の施設及び道路</th><th>防災対応（初動対応）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td><td rowspan="2">2<br>火口周辺規制<br>(1km)</td><td colspan="2">大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が想定火口域から概ね１ｋｍ以内に到達する可能性</td></tr>
<tr><td>【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>日和田口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道</td><td>【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：田の原遥拝所～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：行場山荘～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設、各避難促進施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）、避難誘導（登山者の安全な下山指導）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3<br>入山規制<br>(2km)</td><td colspan="2">大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が想定火口域から概ね２ｋｍ以内に到達する可能性</td></tr>
<tr><td>【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>日和田口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道<br><br>【道路】<br>長野県<br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬２号線～屋敷野線<br>王滝村<br>村道 41 号線</td><td>【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：登山道入口～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：登山道入口～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～<br><br>【道路】　→　通行止<br>長野<br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬２号線：木曽町三岳（御岳ﾛｰﾌﾟｳｪｲ入口ｹﾞｰﾄ）～<br>町道屋敷野線：木曽町三岳（八海山ゲート）<br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山（八海山）～王滝村田の原（村道終点）</td></tr>
</table>

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル（警戒必要範囲）において新たに閉鎖となる施設を表わす。

○ケース③　噴火地点が不明の場合（想定火口域全体からの噴火を想定）〈続き〉　【表 9】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 3 入山規制（2km） | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が想定火口域から概ね２ｋｍ以内に到達する可能性<br><br>岐阜県<br>県道 435 号線（御岳山朝日線） | 岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（濁河温泉分岐）～<br>高山市高根町日和田（チャオ御岳スノーリゾート）<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設、各避難促進施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）、避難誘導（登山者の安全な下山指導） |
| | 3 入山規制（3km） | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が想定火口域から概ね３km 以内に到達する可能性<br><br>【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂、石室山荘<br>女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>日和田口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道<br><br>【道路】<br>長野県<br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬２号線～屋敷野線<br>王滝村<br>村道 41 号線<br><br>岐阜県<br>県道 435 号線（御岳山朝日線）<br>県道 463 号線（朝日高根線） | 【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂、石室山荘<br>女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：登山道入口～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：登山道入口～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：　登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～<br><br>【道路】　→　通行止<br>長野県<br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬２号線：木曽町三岳（御岳ロープウェイ入口ゲート）～<br>町道屋敷野線木曽町三岳（八海山ゲート）<br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山（八海山）～王滝村田の原（村道終点）<br><br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～<br>高山市高根町日和田（県道 463 号線分岐）<br>・県道 463 号線：高山市高根町日和田（県道起点）～<br>高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）・避難誘導（登山者の安全な下山指導） |

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル（警戒必要範囲）において新たに閉鎖となる施設を表わす。

○ケース③　噴火地点が不明の場合（想定火口域全体からの噴火を想定）〈続き〉　【表9】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 3<br>入山規制（4km） | 大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が想定火口域から概ね４ｋｍ以内に到達する可能性 | |
| | | 【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂、石室山荘<br>女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】<br>王滝口登山道<br>開田口登山道<br>黒沢口登山道<br>小坂口登山道<br>日和田口登山道<br>胡桃島キャンプ場口登山道<br>チャオ御岳スキー場口登山道<br><br>【道路】<br>長野県<br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬２号線～千本松線～屋敷野線<br>王滝村<br>村道 41 号線<br><br>岐阜県<br>県道 435 号線（御岳山朝日線）<br>県道 441 号線（落合飛騨小坂停車場線）<br>県道 463 号線（朝日高根線） | 【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂、石室山荘<br>女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>・王滝口登山道：登山道入口～<br>・開田口登山道：登山道入口～<br>・黒沢口登山道：登山道入口～<br>・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～<br>・胡桃島キャンプ場口登山道：登山道入口～<br>・日和田口登山道：登山道入口～<br>・チャオ御岳スキー場口登山道：登山道入口～<br><br>【道路】　→　通行止<br>長野県<br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳（木曽温泉前）～町道鹿ノ瀬２号線～町道千本松線～町道屋敷野線：木曽町三岳（不易の滝入口）<br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山（八海山）～王滝村田の原（村道終点）<br><br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）<br>・県道 441 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～下呂市小坂町落合（追分口）<br>・県道 463 号線：高山市高根町日和田（県道起点）～高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）<br><br>【登山者・観光客】　→　退避・注意喚起<br>周辺施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）・避難誘導（登山者の安全な下山指導） |

※　施設のうち下線表示か所は、当該レベル（警戒必要範囲）において新たに閉鎖となる施設を表わす。

# ケース③　噴火地点が不明な場合の防災対応図

【図 7】

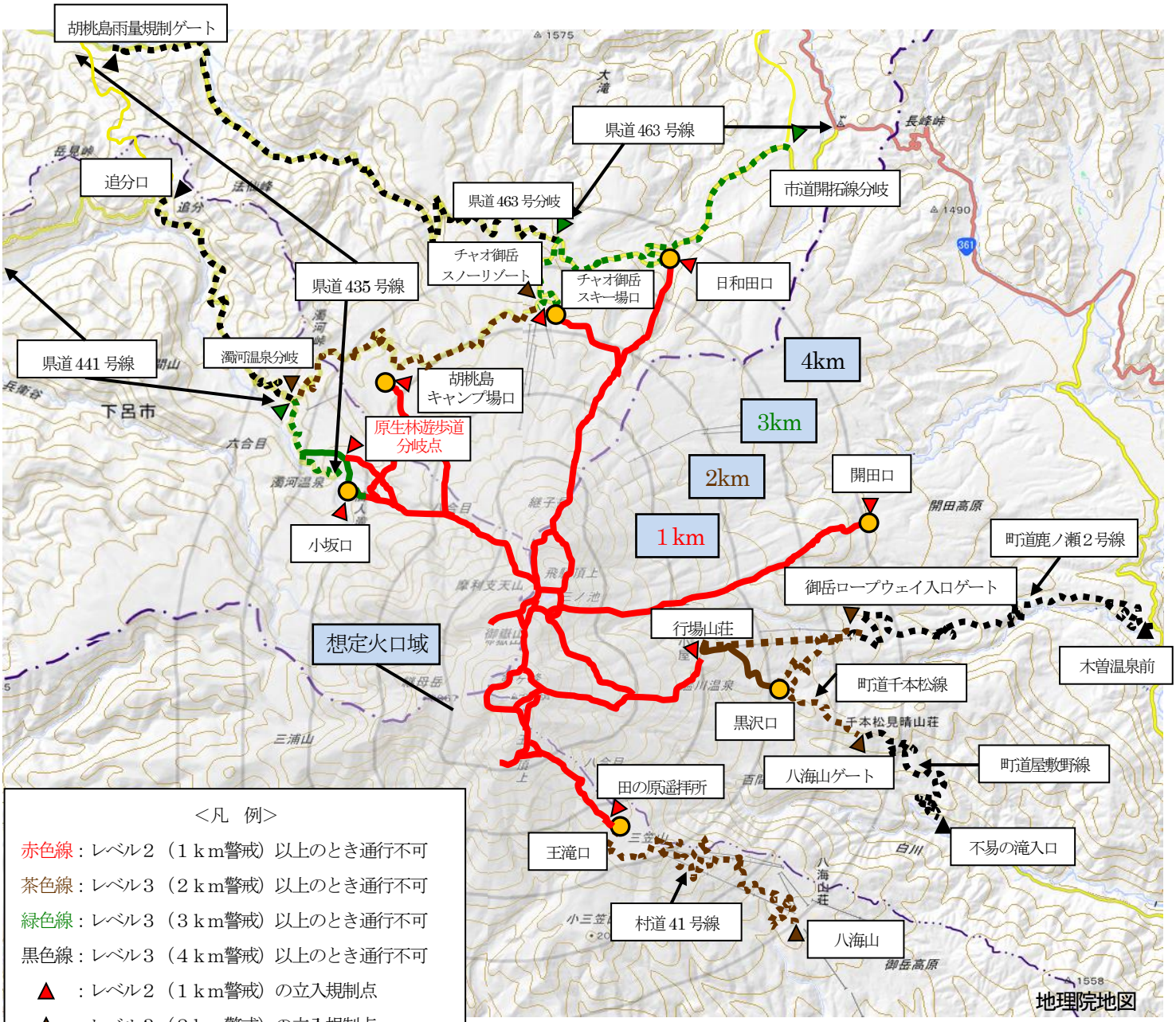


＜凡　例＞

赤色線：レベル２（１ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

茶色線：レベル３（２ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

緑色線：レベル３（３ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

黒色線：レベル３（４ｋｍ警戒）以上のとき通行不可

▲：レベル２（１ｋｍ警戒）の立入規制点

▲：レベル３（２ｋｍ警戒）の立入規制点

▲：レベル３（３ｋｍ警戒）の立入規制点

▲：レベル３（４ｋｍ警戒）の立入規制点

●：登山口

※ 実線表示：登山道

破線表示：道路

## （3）噴火警戒レベル４・５の場合の防災対応

### ○ケース①②③　共通（想定火口域全体から噴火した場合の影響範囲）　【表 10】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（居住地域）又は噴火警報 | 4 避難準備 | 火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性 | |
| | | 非積雪期の場合<br>※下記の地域（地区名）及び道路（路線名）は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される<br><br>【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】<br>全ての登山道<br><br>【地　域】<br>長野県（火砕流到達地区）<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>岐阜県（火砕流到達地区）<br>下呂市小坂町：落合地区（濁河温泉地域のみ）<br><br>【道　路】<br>長野県<br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬２号線～<br>千本松線～屋敷野線<br><br>王滝村<br>村道 41 号線<br><br>岐阜県<br>県道 435 号線（御岳山朝日線）<br>県道 441 号線（落合飛騨小坂停車場線）<br>県道 463 号線（朝日高根線） | 非積雪期の場合<br>※下記の地域（地区名）及び道路（路線名）は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する<br><br>【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、　Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>全ての登山道：登山道入口～<br><br>【地　域】　→　避難準備・高齢者等避難開始発令<br>長野県（火砕流到達地区）<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>岐阜県（火砕流到達地区）<br>下呂市小坂町：落合地区（濁河温泉地域のみ）<br><br>【道路】　→　通行止<br>長野県<br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳（木曽温泉前）～<br>町道鹿ノ瀬２号線～町道千本松線～<br>町道屋敷野線：木曽町三岳（不易の滝入口）<br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山（八海山）～王滝村田の原（村道終点）<br><br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～<br>高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）<br>・県道 441 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～<br>下呂市小坂町落合（鈴蘭口）<br>・県道 463 号線：高山市高根町日和田（県道起点）～<br>高山市高根町留之原（市道開拓線分岐） |

※　非積雪期及び積雪期の判断は、気象庁の噴火警報文を参考に行う。

○ケース①②③　共通（想定火口域全体から噴火した場合の影響範囲）〈続き〉　【表 10】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（居住地域）又は噴火警報 | 4 避難準備 | 火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性 | |
| | | 積雪期の場合<br>※下記の地域（地区名）及び道路（路線名）は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される<br><br>【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】<br>全ての登山道<br><br>【地　域】<br>長野県（火砕流到達地区）<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>長野県（融雪型火山泥流到達地区）<br>木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：荻ノ島・栃山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区<br>王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区<br>王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区<br>王滝村中越：中越・田島地区<br><br>岐阜県（火砕流到達地区）<br>下呂市小坂町：落合地区（濁河温泉地域のみ）<br><br>岐阜県（融雪型火山泥流到達地区）<br>高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区<br>下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区<br><br>【道　路】<br>長野県<br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬２号線～千本松線～屋敷野線<br><br>王滝村<br>村道 41 号線<br><br>岐阜県<br>県道 435 号線（御岳山朝日線）<br>県道 441 号線（落合飛騨小坂停車場線）<br>県道 463 号線（朝日高根線） | 積雪期の場合<br>※下記の地域（地区名）及び道路（路線名）は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する<br><br>【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>全ての登山道：登山道入口～<br><br>【地　域】　→　避難準備・高齢者等避難開始発令<br>長野県（火砕流到達地区）<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>長野県（融雪型火山泥流到達地区）<br>木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：荻ノ島・　栃山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区<br>王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区<br>王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区<br>王滝村中越：中越・田島地区<br><br>岐阜県（火砕流到達地区）<br>下呂市小坂町：落合地区（濁河温泉地域のみ）<br><br>岐阜県（融雪型火山泥流到達地区）<br>高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区<br>下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区<br><br>【道路】　→　通行止<br>長野県<br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳（木曽温泉前）～町道鹿ノ瀬２号線～町道千本松線～町道屋敷野線：木曽町三岳（不易の滝入口）<br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山（八海山）～王滝村田の原（村道終点）<br><br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）<br>・県道 441 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～下呂市小坂町落合（鈴蘭口）<br>・県道 463 号線：高山市高根町日和田（県道起点）～高山市高根町留之原（市道開拓線分岐） |

○ケース①②③　共通（想定火口域全体から噴火した場合の影響範囲）〈続き〉　【表 10】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（居住地域）又は噴火警報 | 5 避難 | 火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達又は切迫 | |
| | | 非積雪期の場合<br>※下記の地域（地区名）及び道路（路線名）は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される<br><br>【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】<br>全ての登山道<br><br>【地　域】<br>長野県（火砕流到達地区）<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>岐阜県（火砕流到達地区）<br>下呂市小坂町：落合地区（濁河温泉地域のみ）<br><br>【道　路】<br>長野県<br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬２号線～<br>千本松線～屋敷野線<br><br>王滝村<br>村道 41 号線<br><br>岐阜県<br>県道 435 号線（御岳山朝日線）<br>県道 441 号線（落合飛騨小坂停車場線）<br>県道 463 号線（朝日高根線） | 非積雪期の場合<br>※下記の地域（地区名）及び道路（路線名）は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する<br><br>【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>全ての登山道：登山道入口～<br><br>【地　域】　→　避難勧告又は避難指示（緊急）発令<br>長野県（火砕流到達地区）<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>岐阜県（火砕流到達地区）<br>下呂市小坂町：落合地区（濁河温泉地域のみ）<br><br>【道　路】　→　通行止<br>長野県<br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳（木曽温泉前）～<br>町道鹿ノ瀬２号線～町道千本松線～<br>町道屋敷野線：木曽町三岳（不易の滝入口）<br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山（八海山）～王滝村田の原（村道終点）<br><br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～<br>～高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）<br>・県道 441 号線：下呂市小坂町落合（県道起点）～<br>下呂市小坂町落合（鈴蘭口）<br>・県道 463 号線：高山市高根町日和田（県道起点）～<br>高山市高根町留之原（市道開拓線分岐） |

※　非積雪期及び積雪期の判断は、気象庁の噴火警報文を参考に行う。

○ケース①②③　共通（想定火口域全体から噴火した場合の影響範囲）〈続き〉　【表 10】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（居住地域）又は噴火警報 | 5 避難 | 火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達又は切迫 | |
| | | 積雪期の場合<br>※下記の地域(地区名)及び道路（路線名）は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により警戒が必要な地区・路線は限定される<br><br>【施　設】<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】<br>全ての登山道<br><br>【地　域】<br>長野県(火砕流到達地区)<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>長野県(融雪型火山泥流到達地区)<br>木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：荻ノ島・栃山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区<br>王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区<br>王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区<br>王滝村中越：中越・田島地区<br><br>岐阜県(火砕流到達地区)<br>下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ)<br><br>岐阜県(融雪型火山泥流到達地区)<br>高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区<br>下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区 | 積雪期の場合<br>※下記の地域(地区名)及び道路(路線名)は想定火口域全域からの噴火の影響地区・路線を示しているため、実際の火砕流・融雪型火山泥流の流下方向により、発令対象地区及び通行止めの路線を限定する<br><br>【施　設】　→　閉　鎖<br>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所<br>二ノ池山荘、覚明堂<br>石室山荘、女人堂<br>王滝頂上山荘、二の池ヒュッテ<br>御嶽神社頂上社務所<br>五の池小屋、開田高原マイアスキー場<br>行場山荘、チャオ御岳スノーリゾート<br>御岳ロープウェイ、田の原遥拝所<br>田の原社務所、田の原観光センター<br>田の原山荘、Ontake2240 スキー場<br>胡桃島キャンプ場、濁河温泉<br>濁河温泉高原スポレクセンター<br><br>【登山道】　→　立入禁止<br>全ての登山道：登山道入口～<br><br>【地域】避難勧告又は避難指示（緊急）発令<br>長野県(火砕流到達地区)<br>木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：屋敷野地区<br><br>長野県(融雪型火山泥流到達地区)<br>木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区<br>木曽町三岳：荻ノ島・　栃山・大島・下殿・桑原・沢渡・橋渡・黒田・日向・屋敷野地区<br>王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区<br>王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰地区<br>王滝村中越：中越・田島地区<br><br>岐阜県(火砕流到達地区)<br>下呂市小坂町：落合地区(濁河温泉地域のみ)<br><br>岐阜県(融雪型火山泥流到達地区)<br>高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区<br>下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区 |

○ケース①②③　共通（想定火口域全体から噴火した場合の影響範囲）〈続き〉　【表 10】

| 予報警報 | レベル | 警戒が必要な範囲内の施設及び道路 | 防災対応（初動対応） |
|---|---|---|---|
| 噴火警報（居住地域）又は噴火警報 | 5 避難 | 火砕流、融雪型火山泥流が居住地域に到達又は切迫 | |
| | | 【道　路】<br>長野県<br>県道 20 号線(開田三岳福島線)<br>県道 256 号線(御岳王滝黒沢線)<br>県道 473 号線(上松御岳線)<br>県道 486 号線(王滝加子母付知線)<br><br>木曽町<br>町道鹿ノ瀬線～鹿ノ瀬２号線～千本松線～屋敷野線及び上記県道から火口側に接続する町道<br><br>王滝村<br>村道 41 号線<br>村道１号線<br>村道124 号線<br>村道29 号線<br>村道42 号線<br>村道44 号線<br>村道38 号線<br>村道68 号線<br><br>岐阜県<br>県道 435 号線(御岳山朝日線)<br>県道 437 号線(湯屋温泉線)<br>県道 441 号(落合飛騨小坂停車場線)<br>県道 463 号線(朝日高根線) | 【道路】　→　通行止<br>長野県<br>・県道 20 号線：木曽町開田高原越（県道起点）～木曽町三岳黒沢(町道大島線交差点)<br>・県道 256 号線：木曽町三岳大島(大島チェーン着脱所)～木曽町三岳黒沢（町営住宅常盤台団地前)<br>・県道 473 号線：木曽町三岳羽入(県道 20 号線交差点)～木曽町三岳屋敷野（県道終点)<br>・県道 486 号線：王滝村中越(農道交差点)～王滝村氷ヶ瀬（県道終点)<br><br>木曽町<br>・町道鹿ノ瀬線：木曽町三岳（木曽温泉前）～町道鹿ノ瀬２号線～町道千本松線～町道屋敷野線：木曽町三岳（不易の滝入口）<br><br>王滝村<br>・村道 41 号線：王滝村八海山(八海山)～王滝村田の原(村道終点)<br>・村道１号線：王滝村中越（中越公民館）～王滝村崩越（崩越地区)<br>・村道124 号線：王滝村中越（村道起点）～王滝村野口（村道終点)<br>・村道29 号線：王滝村小川（村道起点)<br>・村道42 号線：王滝村小川（村道29 号線合流点)<br>・村道44 号線：王滝村小川（小川田中宅下～王滝村小川（村道終点)<br>・村道38 号線：王滝村氷ヶ瀬（村道起点）～王滝村滝越（関西電力株式会社御岳発電所王滝川ダム管理所入口)<br>・村道68 号線：王滝村中越（村道起点）～王滝村中越（村道終点)<br><br>岐阜県<br>・県道 435 号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～高山市朝日町小瀬ヶ洞（県道終点)<br>・県道 437 号線：下呂市小坂町落合(落合交差点)～下呂市小坂町小坂町（小坂町交差点)<br>・県道 441 号線：下呂市小坂町落合(県道起点)～下呂市小坂町小坂町（小坂町交差点)<br>・県道 463 号線：高山市高根町日和田(県道起点)～高山市高根町留之原（市道開拓線分岐) |

# 噴火警戒レベル４・５の場合の防災対応図

## （ケース①②③共通）

【図８】

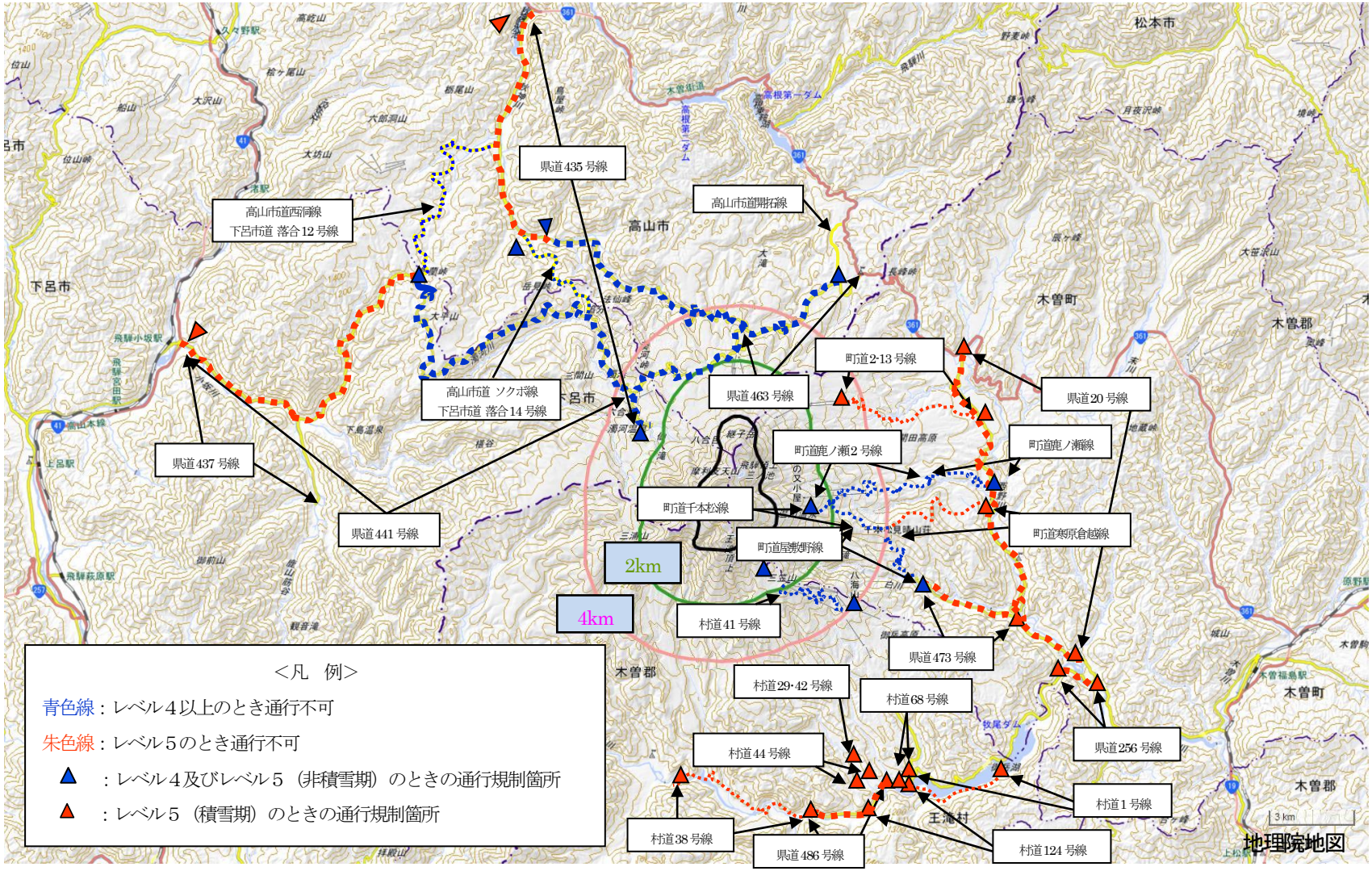

長野県側

【図9】

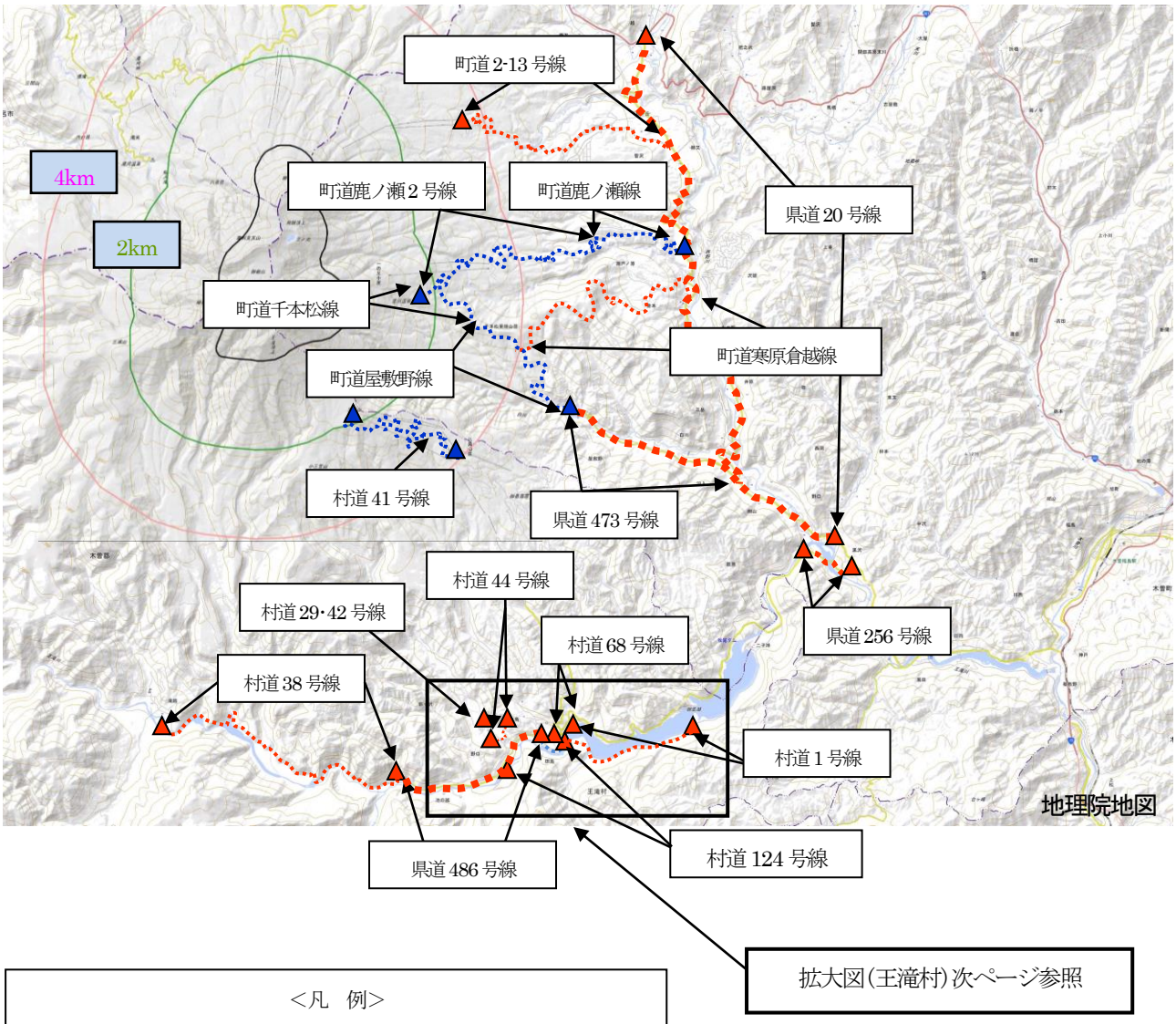


＜凡　例＞

青色線：レベル４以上のとき通行不可

朱色線：レベル５（積雪期）のとき通行不可

▲：レベル４及びレベル５（非積雪期）のときの通行規制箇所

▲：レベル５（積雪期）のときの通行規制箇所

長野県側　拡大図（王滝村）

【図 10】

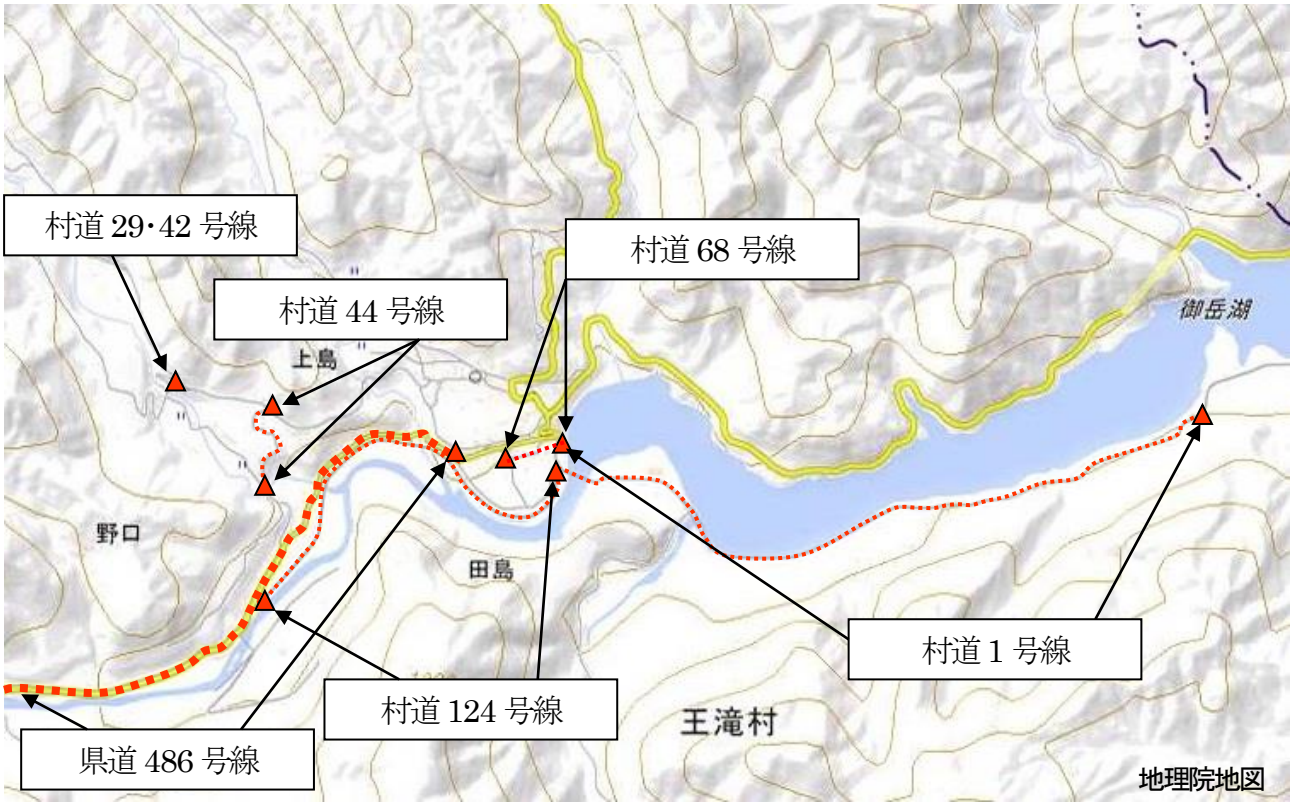


＜凡　例＞

朱色線：レベル５（積雪期）のとき通行不可

▲　：レベル５（積雪期）のときの通行規制箇所

岐阜県側

【図 11】

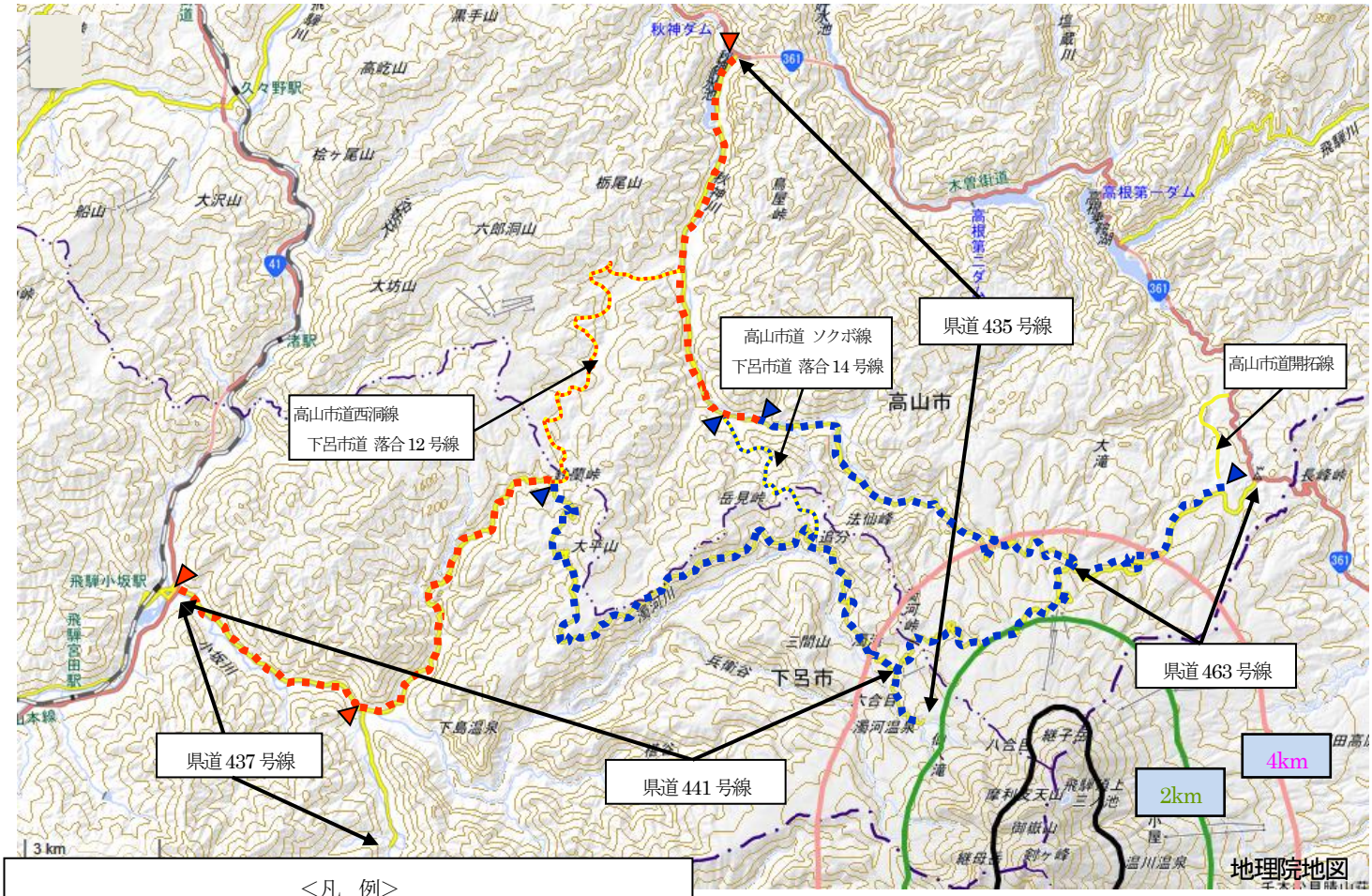


＜凡　例＞

青色線：レベル４以上のとき通行不可

朱色線：レベル５（積雪期）のとき通行不可

▲　：レベル４及びレベル５（非積雪期）のときの通行規制箇所

▲　：レベル５（積雪期）のときの通行規制箇所

## 5. 協議会及び各機関の役割

### （1）御嶽山火山防災協議会の役割

【図 12】

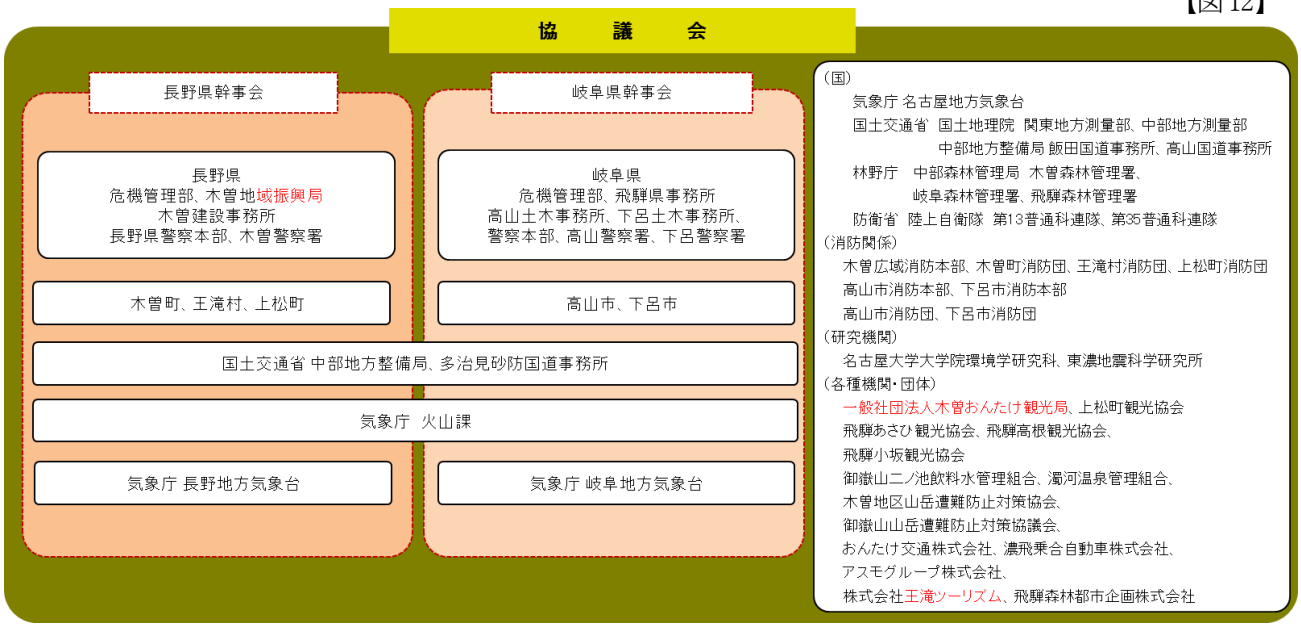


① 噴火シナリオの見直しに関する協議

② 火山ハザードマップの見直しに関する協議

③ 噴火警戒レベルの見直しに関する協議

④ 具体的な避難計画の見直しに関する協議

⑤ 登山者・観光客等への情報発信方策に関する協議

⑥ 避難手段や避難経路の迅速な確保方策に関する協議

⑦ 情報伝達の充実方策に関する協議

⑧ 火山活動情報の収集・提供に関する協議

⑨ 安全な避難行動に関する取組に関する協議

⑩ 避難施設の整備等に関する協議

⑪ 定期的な防災訓練に関する協議

⑫ 市町村域を超えた連携が必要となる防災対応や、救助部隊の活動基準の策定・運用等に関する協議

⑬ 関係者と連携した取組に関する協議

⑭ 御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会との連携

噴火に起因する土砂災害を軽減するため、緊急時対策を迅速かつ効果的に実施するとともに、平常時からの準備事項を定めるための「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を検討するために設置された御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会と情報共有を図る。

また、噴火に起因する土砂災害を軽減することについて、御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会等と連携、調整を図るものとする。

### （2）平常時における各機関の役割

火山現象がみられない時における各機関の主な役割については、【表 11】のとおりとする。

【表 11】

| 長野県 | 岐阜県 | 主な役割 |
|---|---|---|
| 気象庁火山課 | | ・火山活動の監視･観測並びに評価<br>・ホームページ等による各種火山情報の提供 |
| 気象庁名古屋地方気象台 | | ・各種火山情報等の提供・解説<br>・防災知識の普及・啓発 |
| 気象庁長野地方気象台 | 気象庁岐阜地方気象台 | |
| 国土交通省国土地理院関東地方測量部 | 国土交通省国土地理院中部地方測量部 | ・地殻変動の監視 |
| 国土交通省中部地方整備局 | | ・土砂災害に関する火山ハザードマップの見直しへの支援<br>・土砂災害に対する調査・対策 |
| 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所 | | |
| 国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所 | 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所 | ・直轄国道の交通規制・道路啓開・降灰除去のための体制・機器整備 |
| 林野庁中部森林管理局木曽森林管理署 | 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署<br>林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署 | ・管理区域の状況把握･対応 |
| 防衛省陸上自衛隊第１３普通科連隊 | 防衛省陸上自衛隊第３５普通科連隊 | ・救助体制の整備等 |
| 長野県 | 岐阜県 | ・情報集約<br>・登山計画書（登山届）の提出促進<br>・防災知識の普及・啓発<br>・土砂災害に対する調査・対策 |
| 木曽町<br>王滝村<br>上松町 | 高山市<br>下呂市 | ・住民・登山者・観光客等への情報提供等<br>（ホームページ、チラシ、看板等）<br>・防災知識の普及・啓発<br>・火山防災マップの作成・周知 |
| 長野県警察本部<br>木曽警察署 | 岐阜県警察本部<br>高山警察署<br>下呂警察署 | ・救助体制の整備等 |
| 木曽広域消防本部 | 高山市消防本部<br>下呂市消防本部 | ・救助体制の整備等 |
| 木曽町消防団<br>王滝村消防団<br>上松町消防団 | 高山市消防団<br>下呂市消防団 | ・救助体制の整備等 |
| 一般社団法人木曽おんたけ観光局<br>上松町観光協会 | 飛騨あさひ観光協会<br>飛騨高根観光協会<br>飛騨小坂観光協会 | ・観光客等への情報提供 |
| | 濁河温泉管理組合 | ・宿泊客等への情報提供 |
| 御嶽山二ノ池飲料水管理組合 | | ・避難促進施設関係者との協力・連携 |
| 木曽地区山岳遭難防止対策協会 | 御嶽山山岳遭難防止対策協議会 | ・登山計画書（登山届）の回収 |
| おんたけ交通株式会社 | 濃飛乗合自動車株式会社 | ・利用客等への情報提供 |
| アスモグループ株式会社<br>株式会社王滝ツーリズム | 飛騨森林都市企画株式会社 | ・防災訓練の実施 |
| 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科<br>山岡　耕春　教授<br>公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所<br>木股　文昭　副首席主任研究員<br>国立大学法人信州大学農学部<br>平松　晋也　教授 | | ・火山活動の分析・評価<br>・協議会等への助言 |

### （3）火山現象発生時における各機関の役割

火山現象が発生した時における各機関の主な役割については、【表 12】のとおりとする。

【表 12】

| 長野県 | 岐阜県 | 主な役割 |
|---|---|---|
| 気象庁火山課 | | ・火山活動の監視･観測並びに評価<br>・機動観測の実施<br>・ＪＥＴＴ（気象庁防災対応支援チーム）の派遣<br>・噴火警報・予報、火山防災情報等の発表･解説<br>・ホームページ等による各種火山情報の提供<br>・報道機関対応 |
| 気象庁名古屋地方気象台 | | ・噴火警報等の伝達･解説<br>・気象支援資料の提供<br>・報道機関対応<br>・ＪＥＴＴ（気象庁防災対応支援チーム）の派遣 |
| 気象庁長野地方気象台 | 気象庁岐阜地方気象台 | |
| 国土交通省国土地理院関東地方測量部 | 国土交通省国土地理院中部地方測量部 | ・地殻変動の監視<br>・災害時等における地理空間情報の整備・提供 |
| 国土交通省中部地方整備局 | | ・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥによる自治体に対する技術的な支援<br>・土砂災害に対する調査・情報提供、緊急ハード・ソフト対策<br>・土砂災害防止法に基づく緊急調査 |
| 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所 | | ・土砂災害に対する調査・情報提供、緊急ハード・ソフト対策 |
| 国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所 | 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所 | ・直轄国道の交通規制・道路啓開・降灰除去 |
| 林野庁中部森林管理局木曽森林管理署 | 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署<br>林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署 | ・管理区域の状況把握･対応 |
| 防衛省陸上自衛隊第１３普通科連隊 | 防衛省陸上自衛隊第３５普通科連隊 | ・人命救助･その他救助に関する活動 |
| 長野県 | 岐阜県 | ・情報集約<br>・関係機関への情報提供<br>・通行規制（道路の規制）<br>・自衛隊への派遣要請<br>・応急･緊急対策工事<br>・報道機関対応 |
| 木曽町<br>王滝村<br>上松町 | 高山市<br>下呂市 | ・警戒区域の設定<br>・入山規制（登山道や道路の規制）<br>・住民･登山者･観光客への情報提供（広報）<br>・報道機関対応<br>・避難勧告･指示等の発令（判断）<br>・避難所等の開設 |
| 長野県警察本部<br>木曽警察署 | 岐阜県警察本部<br>高山警察署<br>下呂警察署 | ・人命救助･その他救助に関する活動<br>・避難誘導・搬送 |
| 木曽広域消防本部 | 高山市消防本部<br>下呂市消防本部 | ・人命救助･その他救助に関する活動<br>・避難誘導･搬送 |
| 木曽町消防団<br>王滝村消防団<br>上松町消防団 | 高山市消防団<br>下呂市消防団 | ・人命救助･その他救助に関する活動<br>・避難支援 |
| 一般社団法人木曽おんたけ観光局<br>上松町観光協会 | 飛騨あさひ観光協会<br>飛騨高根観光協会<br>飛騨小坂観光協会 | ・観光施設･観光客等への噴火警報（噴火警戒レベル）等の周知<br>・立入規制等の周知 |
| | 濁河温泉管理組合 | ・宿泊客の避難誘導 |
| 御嶽山二ノ池飲料水管理組合 | | ・避難促進施設関係者との協力・連携 |
| 木曽地区山岳遭難防止対策協会 | 御嶽山山岳遭難防止対策協議会 | ・登山計画書（登山届）の回収 |
| おんたけ交通株式会社 | 濃飛乗合自動車株式会社 | ・避難・搬送協力 |
| アスモグループ株式会社<br>株式会社王滝ツーリズム | 飛騨森林都市企画株式会社 | ・施設利用者の避難誘導 |
| 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科<br>山岡　耕春　教授<br>公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所<br>木股　文昭　副首席主任研究員<br>国立大学法人信州大学農学部<br>平松　晋也　教授 | | ・火山活動の分析・評価<br>・協議会等への助言 |

## 6．両県の防災体制

■長野県

【表 13】

| レベル | 体　　制 | |
|---|---|---|
| | 長野県 | 木曽町 |
| レベル１<br>［活火山であることに留意］ | 【通常体制】<br>・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など）<br>・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき<br>○本庁：人員増強<br>○木曽地域振興局：状況により参集 | 【通常体制】<br>・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など）<br>・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき<br>○総務課：防災担当職員<br>○開田支所：防災担当職員<br>○三岳支所：防災担当職員 |
| レベル２<br>［火口周辺規制］ | 【準備体制】<br>○本庁：危機管理部職員等<br>○木曽地域振興局：防災担当<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供 | 【準備体制】<br>○総務課：全職員<br>○開田支所：全職員<br>○三岳支所：全職員<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・火口周辺規制の実施<br>・住民観光施設等への広報 |
| レベル３<br>［入山規制］ | 【警戒体制】<br>○火山災害警戒本部設置<br>○木曽地域振興局：防災担当<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供 | 【警戒体制】<br>○総務課：全職員<br>○開田支所：全職員<br>○三岳支所：全職員<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・入山規制の実施<br>・観光客等の避難誘導<br>・住民、観光施設等への広報<br>・避難所開設準備 |
| レベル４<br>［避難準備］ | 【非常体制】<br>○災害対策本部設置<br>○災害対策本部木曽地方部設置<br>○現地災害対策本部設置<br>（全庁体制）<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供 | 【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置<br>○火山災害現地対策本部設置（開田支所及び三岳支所全員体制）<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・避難準備・高齢者等避難開始の発令（要配慮者避難）<br>・避難所運営<br>・住民、観光施設等への広報 |
| レベル５<br>［避難］ | 【非常体制】<br>○災害対策本部設置<br>○災害対策本部木曽地方部設置<br>○現地対策本部設置<br>（全庁体制）<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供 | 【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置<br>○火山災害現地対策本部設置（開田支所及び三岳支所全員体制）<br>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・避難勧告の発令（住民避難）<br>・避難所運営<br>・避難者誘導 |

■長野県　〈続き〉　【表 13】

| レベル | 体　制 | |
|---|---|---|
| | 王滝村 | 上松町 |
| レベル１<br>［活火山であることに留意］ | 【通常体制】<br>・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など）<br>・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき<br>○総務課：防災担当職員 | 【通常体制】<br>・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき<br>○防災担当職員は状況により参集 |
| レベル２<br>［火口周辺規制］ | 【準備体制】<br>○総務課全職員及び関係職員 | 【準備体制】<br>○総務課長、防災担当職員 |
| | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・火口周辺規制の実施<br>・住民観光施設等への広報 | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集 |
| レベル３<br>［入山規制］ | 【警戒体制】<br>○総務課全職員及び関係職員 | 【警戒体制】<br>○総務課長、防災担当職員<br>○関係職員は状況により参集 |
| | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・入山規制の実施<br>・観光客等の避難誘導<br>・住民、観光施設等への広報<br>・避難所開設準備 | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・住民、観光施設等への広報 |
| レベル４<br>［避難準備］ | 【非常体制】<br>○火山災害警戒本部設置 | 【非常体制】<br>○火山災害警戒本部設置 |
| | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・避難準備・高齢者等避難開始の発令（要配慮者避難）<br>・避難所運営<br>・住民、観光施設等への広報 | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報<br>・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施 |
| レベル５<br>［避難］ | 【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置 | 【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置 |
| | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・避難勧告の発令（住民避難）<br>・避難所運営<br>・避難者誘導 | ・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報<br>・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施 |

■岐阜県　　【表 14】

<table>
<tr><th rowspan="2">レベル</th><th colspan="3">体　　制</th></tr>
<tr><th>岐阜県</th><th>高山市</th><th>下呂市</th></tr>
<tr><td>レベル１<br>［活火山であることに留意］</td><td>【通常体制】<br>・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など）<br>・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき<br>○本庁：人員増強<br>○飛騨県事務所：状況により参集</td><td>【通常体制】<br>・何らかの異常現象が発生した場合は【準備体制】へ移行</td><td>【通常体制】<br>・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき<br>○状況により参集</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル２<br>［火口周辺規制］</td><td>【準備体制】<br>○本庁：危機管理部職員等<br>○飛騨県事務所：防災担当</td><td>【準備体制】<br>○危機管理課：防災担当等<br>○朝日・高根支所：防災担当等</td><td>【準備体制】<br>○危機管理課：２名<br>○小坂地域振興課：２名<br>（休日夜間は宿・日直対応）</td></tr>
<tr><td>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供</td><td colspan="2">・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・火口周辺規制の実施<br>・住民観光施設等への広報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル３<br>［入山規制］</td><td>【警戒体制】<br>○火山災害警戒本部設置<br>○火山災害警戒本部飛騨支部設置<br>○現地警戒本部設置<br>（各部から必要な要員招集）</td><td>【警戒体制】<br>○火山災害警戒本部設置<br>○危機管理課：全職員<br>○朝日・高根支所：全職員<br>（各部から必要な要員招集）</td><td>【警戒体制】<br>○火山災害警戒本部設置<br>○市長公室：全職員<br>○小坂地域振興課：全職員<br>（各部から必要な要員招集）</td></tr>
<tr><td>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供</td><td colspan="2">・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・入山規制の実施<br>・観光客等の避難誘導<br>・住民、観光施設等への広報<br>・避難所開設準備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル４<br>［避難準備］</td><td>【非常体制】<br>○災害対策本部設置<br>○災害対策本部飛騨支部設置<br>○現地災害対策本部設置<br>（全庁体制）</td><td>【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置<br>○火山災害現地対策本部設置<br>（全庁体制）</td><td>【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置<br>（全庁体制）</td></tr>
<tr><td>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供</td><td colspan="2">・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・避難準備・高齢者等避難開始の発令（要配慮者避難）<br>・避難所運営<br>・住民、観光施設等への広報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル５<br>［避難］</td><td>【非常体制】<br>○災害対策本部設置<br>○災害対策本部飛騨支部設置<br>○現地災害対策本部設置<br>（全庁体制）</td><td>【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置<br>○火山災害現地対策本部設置<br>（全庁体制）</td><td>【非常体制】<br>○火山災害対策本部設置<br>（全庁体制）</td></tr>
<tr><td>・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・市町村からの情報収集<br>・報道機関への情報提供</td><td colspan="2">・関係機関との情報共有<br>・気象庁、気象台からの情報収集<br>・報道機関への情報提供<br>・避難勧告の発令（住民避難）<br>・避難所運営<br>・避難者誘導</td></tr>
</table>

## 7．情報連絡体制

### （1） 噴火警報・予報等の火山情報の伝達

#### ① 情報連絡の体制

御嶽山に関する噴火警報・予報等の火山情報は、【図 13】、【図 14】の体制により、伝達を行う。

（長野県側）　【図 13】

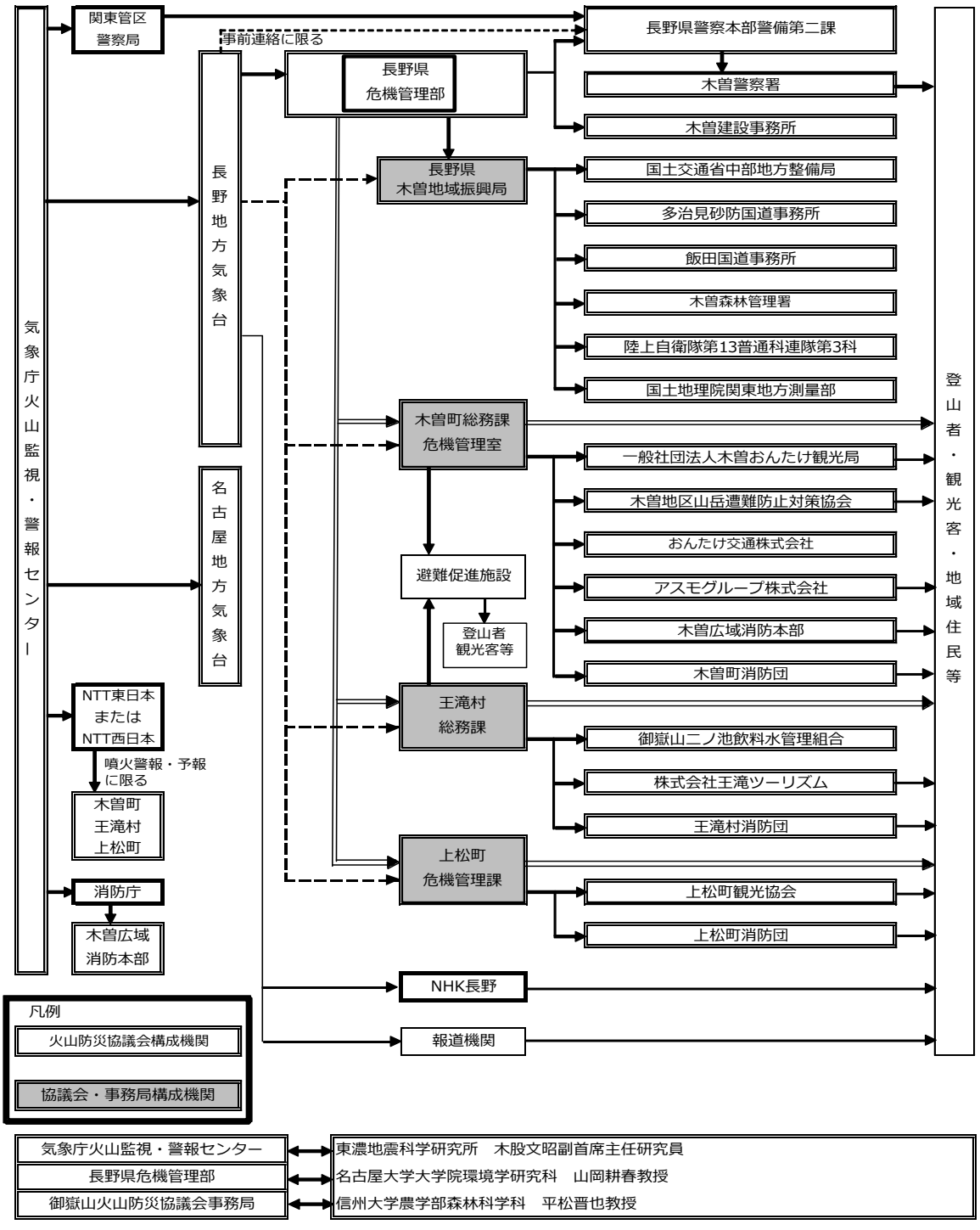


・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

（岐阜県側）　【図 14】

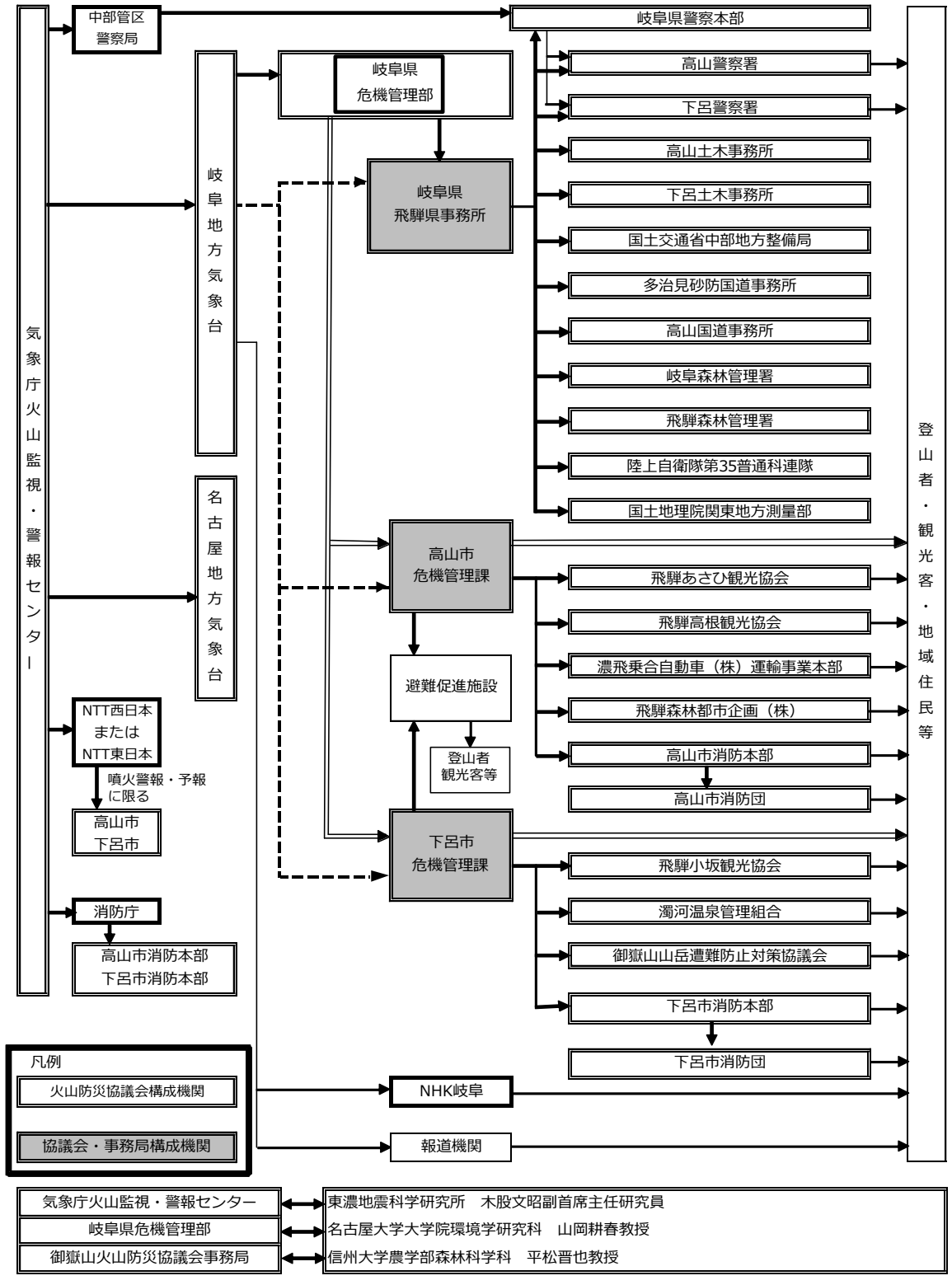


・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

② 火山情報

【表 15】

| 収集・整理する情報 | 情報内容 | 情報発信機関 |
|---|---|---|
| 噴火警報・予報 | 生命に危険を及ぼす火山現象の発生や、危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表する | 気象庁 |
| 噴火警戒レベル | 火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標で、噴火警報・予報に付して発表する | 気象庁 |
| 火山の状況に関する解説情報（臨時） | 噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表する | 気象庁 |
| 火山の状況に関する解説情報 | 火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表する | 気象庁 |
| 噴火速報 | 噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する | 気象庁 |
| 降灰予報 | 噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表する。活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や、噴火直後には風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する | 気象庁 |
| 火山ガス予報 | 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする | 気象庁 |
| 土砂災害緊急情報 | 緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報 | 国土交通省 |

### （2）情報伝達手段の強化

国・県・市町村は、登山者等への火山情報の伝達をより確実にするため、防災行政無線、緊急速報メール等を用いた情報伝達、また、登山口等における火山情報の掲示、避難促進施設や観光施設等の管理人等を介した情報伝達、ホームページによる情報発信など、情報伝達手段の多様化を図る。

また、スマートフォン等の携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、関係する通信事業者等と連携し、緊急速報メールの活用や、電波通信状況を改善するよう努める。さらに、登山者や観光客等が事前に電波通信状況を把握できるよう、通信事業者等が作成している電波通信可能エリアマップをホームページ等で周知するよう努める。

### （3）住民への情報伝達

#### ①　平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体を活用し、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示し、啓発に努める。市町村は特に、避難対象地域内の住民に対し、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達方法について、十分な周知に努める。

#### ②　緊急性の高い情報の伝達

火山活動は時間経過とともに変化し、噴火に伴う現象も多岐に及ぶことから、各段階に応じた情報を、確実かつ迅速に伝達・広報し、今後の見通しなどもできる限り広報することが重要となる。市町村は特に、避難等

に係る緊急性の高い情報については、防災行政無線をはじめ、あらゆる手段を用いて、対象となる地域住民に確実に伝達する。

### （4）避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難等の行動において、即時に対応することが困難なため、一般住民より早めに情報を伝達することが重要となる。市町村は、御嶽山周辺に位置する社会福祉施設等の要配慮者施設に対して、確実に情報を伝達する。

また、在宅の要配慮者に対しては、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは、十分に伝わらないことが想定されるため、市町村は、自主防災組織等による個別の情報伝達や障がいの内容に応じた情報伝達媒体を活用するなど情報伝達の支援を図る。

### （5）登山者への情報伝達

#### ① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示するとともに、併せて、各登山口等で火山防災マップ等を配布し、啓発に努める。

#### ② 緊急性の高い情報の伝達

市町村は、緊急速報メール、防災行政無線又はその他の手段により直接、あるいは避難促進施設関係者等を通じて、登山者へ危険区域内からの下山及び入山の禁止又は自粛を伝達する。

また、市町村は、予め定めた計画に基づき、災害対策基本法第 63 条第 1 項による警戒区域を設定し、規制ロープ、標識等により規制の周知を図る。

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、噴火警報等の情報を広報し、周知を図る。

### （6）観光客への情報伝達

#### ① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示するとともに火山防災マップ等を配布し、啓発に努める。

#### ② 緊急性の高い情報の伝達

市町村は、緊急速報メール、防災行政無線又はその他の手段により警戒が必要な範囲内の観光客に対し、迅速に情報を伝達する。その際、地理に不案内な外国人観光客への配慮にも努める。

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、旅行代理店、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、噴火警報の情報を広報し、周知を図る。

＜住民・登山者・観光客への情報周知箇所＞　【表 16】

| 区　分 | 施　設　名 | 所在地 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 開田口登山道 | 開田登山口 | 木曽町 | 規制予告看板 |
| 黒沢口登山道 | 不易の滝入口 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 御岳ロープウェイ飯森高原駅 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 中の湯駐車場（登山口） | 〃 | 規制予告看板 |
| | 行場山荘 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 女人堂 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 石室山荘 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 二ノ池山荘 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所 | 〃 | 規制予告看板 |
| 王滝口登山道 | 田の原登山道入口 | 王滝村 | 規制予告看板 |
| | 八・九合目避難小屋 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 王滝頂上山荘 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 御嶽神社頂上社務所 | 〃 | 規制予告看板 |
| 日和田口登山道 | 日和田登山口 | 高山市 | 規制予告看板 |
| チャオ御岳スキー場口登山道 | チャオ御岳スノーリゾート | 〃 | 規制予告看板 |
| 胡桃島キャンプ場口登山道 | 胡桃島キャンプ場口 | 〃 | 規制予告看板 |
| 小坂口登山道 | 小坂登山道入口 | 下呂市 | 規制予告看板 |
| | 五の池小屋 | 〃 | 規制予告看板 |
| | 二の池ヒュッテ | 〃 | 規制予告看板 |
| | のぞき岩避難小屋 | 〃 | 規制予告看板 |

| 区　　分 | 施　設　名 | 所在地 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| その他 | 御岳ロープウェイ | 木曽町 | |
| | 開田高原マイアスキー場 | 〃 | |
| | 彩菜館 | 〃 | |
| | 道の駅三岳 | 〃 | |
| | 道の駅日義木曽駒高原「ささりんどう館」 | 〃 | |
| | 道の駅木曽福島「木曽市場」 | 〃 | |
| | 田の原観光センター | 王滝村 | |
| | 田の原山荘 | 〃 | |
| | 田の原遥拝所 | 〃 | |
| | 田の原社務所 | 〃 | |
| | 田の原トイレ | 〃 | |
| | 八海山 | 〃 | 規制予告看板 |
| | Ontake2240 スキー場 | 〃 | |
| | 飛騨高山御嶽トレーニングセンター | 高山市 | |
| | 日和田高原ロッジ・キャンプ場 | 〃 | |
| | 道の駅ひだ朝日 | 〃 | |
| | 道の駅飛騨たかね工房 | 〃 | |
| | 濁河温泉 | 下呂市 | |
| | 濁河温泉高原スポレクセンター | 〃 | |
| | 道の駅南飛騨小坂「はなもも」 | 〃 | |
| | 観光局 | 木曽町、王滝村 | |
| | 観光協会、観光案内所 | 高山市、下呂市 | |
| | 市役所・町村役場・支所 | 木曽町、王滝村、<br>高山市、下呂市 | |
| | JR 駅 | 木曽町、下呂市 | |
| | コンビニエンスストア | 〃 | |
| | ガソリンスタンド | 木曽町、王滝村、高山市、下呂市 | |

## ＜　情報周知箇所位置　＞

【図 15】

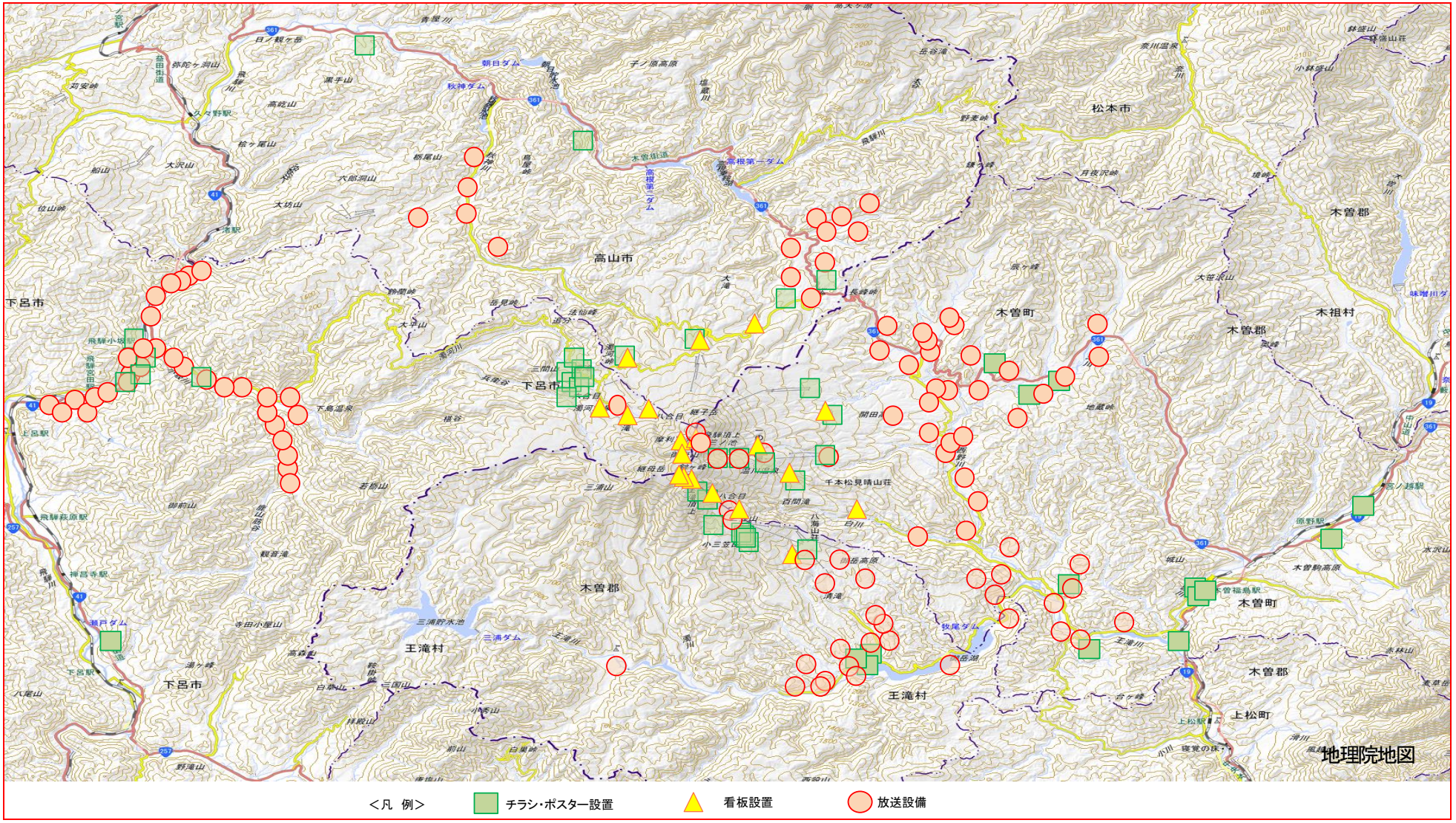

### （7）噴火警戒レベルに応じた情報伝達

市町村は、必要に応じ、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。

| 観測事項 | 広　報　文　例 |
|---|---|
| 噴火警戒レベル２<br>（火口周辺規制） | こちらは、○○市（○○町、○○村）です。<br>本日午前（午後）○時○分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル２（火口周辺規制）に引き上げられました。<br>これにより、○○から○㎞圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外○○への避難をお願いします。<br>また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 |
| 噴火警戒レベル３<br>（入山規制） | こちらは、○○市（○○町、○○村）です。<br>本日午前（午後）○時○分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル３（入山規制）に引き上げられました。<br>これにより、○○から○㎞圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。<br>○○地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避難勧告・指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。<br>また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。<br>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 |
| 噴火警戒レベル４<br>（避難準備） | こちらは、○○市（○○町、○○村）です。<br>本日午前（午後）○時○分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル４（避難準備）に引き上げられました。<br>これより、○○地区において、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。<br>お年寄りの方等は、直ちに○○公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。<br>住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。<br>なお、入山規制は継続中です。<br>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 |
| 噴火警戒レベル５<br>（避難） | こちらは、○○市（○○町、○○村）です。<br>本日午前（午後）○時○分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル５（避難）に引き上げられました。<br>これより、○○地区において、避難勧告（避難指示（緊急））を発令します。<br>住民の皆様は、直ちに○○公民館へ避難してください。<br>また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。<br>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。<br>なお、入山規制は継続中です。 |

## ８．住民・登山者・観光客の避難計画

### （1）住民への対応

#### ①　住民避難の考え方

##### (a) 避難対象地域

「御嶽山火山ハザードマップ（H27)」(以下「ハザードマップ」という。）により、火砕流（火砕サージ）・融雪型火山泥流の影響が及ぶ可能性がある範囲を「警戒が必要な範囲」として、避難対象地域としている。

なお、避難対象地域は地域のコミュニティを重視した地区単位で設定している。

噴火時に実際に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急)」を発令する地区は、噴火活動の状況により、次のとおり指定する。

(ア) 噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが４（避難準備）に引き上げられた場合

→　噴火の影響が想定される地域に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

(イ) 噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが４に引き上げられた場合

→　ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

→　噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する。

(ウ) 噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが５（避難）に引き上げられた場合

→　噴火の影響が想定される地域に「避難勧告」又は「避難指示（緊急)」を発令する。

(エ) 噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが５（避難）に引き上げられた場合

→　ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「避難勧告」又は「避難指示（緊急)」を発令する。

→　噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する。

| 避難に関する事項 | 発　令　文　例 |
|---|---|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 《火山活動の情報の後に伝達》<br>避難準備、避難準備。火山活動に伴う、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 |
| 避難勧告 | 《火山活動の情報の後に伝達》<br>避難勧告、避難勧告。火山活動に伴う、避難勧告を発令します。 |
| 避難指示（緊急） | 《火山活動の情報の後に伝達》<br>避難指示、避難指示。火山活動に伴う、避難指示を発令します。 |

##### (b) 一時集合場所・避難所

避難対象者が噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「一時集合場所」とする。

避難対象者が、避難生活を送るため、一定期間滞在する場所を「避難所」とする。

なお、原則として一時集合場所、避難所いずれも「警戒が必要な範囲」の外に設定するものとする。

##### (c) 留意事項

住民の避難にあたっては以下のことにも留意する。

・人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、地区内の一時集合場所等「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。

・「警戒が必要な範囲」を通っての避難においては、既に噴火が発生している場合等、避難をすることでかえって被災する場合もあることから、火山活動の状況に細心の注意を払う。特に夜間等、視界が不良の場

合には、火山活動の状況の把握が困難であることから、一時集合場所での待機や川筋から離れた施設・住宅への一時避難等、安全な場所に留まらせることも考慮する。

・市町村は、噴火警戒レベル３（入山規制）の段階において、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、必要に応じて、要配慮者に対して避難準備を呼びかけるものとする。なお、避難行動要支援者の情報を警察・消防等に提供する等、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

【降灰後の土石流への対応】

降雨時には降灰後の土石流への警戒が必要となる場合がある。市町村は、避難勧告等の発令にあたっては、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲（土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲等）」にも留意する必要がある。

なお、噴火により火山灰が１cm 以上堆積した場合には、国土交通省による緊急調査（土砂災害防止法第29 条）に基づき、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲」が県・市町村に通知される。

（非積雪期）　【表 17】

| 市町村 | ブロック名 | 避難対象地区 | 現象 |
|---|---|---|---|
| 木曽町（開田） | 開田高原保健休養地 | 開田高原保健休養地 | 火砕流 |
| 木曽町（三岳） | 三岳Ｂ | 屋敷野 | 火砕流 |
| 下呂市（小坂町） | | 落合（濁河温泉地域のみ） | 火砕流 |

（積雪期）　【表 18】

| 市町村 | ブロック名 | 避難対象地区 | 現象 |
|---|---|---|---|
| 木曽町（開田） | 開田地区 | 下ノ原 | 融雪型火山泥流 |
| | | 旭ヶ丘・池の越 | 融雪型火山泥流 |
| | | 柳又 | 融雪型火山泥流 |
| | | 管沢 | 融雪型火山泥流 |
| | | 床並 | 融雪型火山泥流 |
| | 開田高原保健休養地 | 開田高原保健休養地 | 火砕流・融雪型火山泥流 |
| 木曽町（三岳） | 三岳Ｂ | 屋敷野 | 火砕流・融雪型火山泥流 |
| | 三岳Ｃ | 荻ノ島 | 融雪型火山泥流 |
| | | 栃山 | 融雪型火山泥流 |
| | | 大島 | 融雪型火山泥流 |
| | | 下殿 | 融雪型火山泥流 |
| | 三岳Ｅ | 桑原 | 融雪型火山泥流 |
| | | 沢渡 | 融雪型火山泥流 |
| | | 橋渡 | 融雪型火山泥流 |
| | | 黒田 | 融雪型火山泥流 |
| | | 日向 | 融雪型火山泥流 |
| 王滝村 | 野口地区 | 瀬戸・池の越・野口・幕島 | 融雪型火山泥流 |
| | 九蔵地区 | 尾島・日向・九蔵中越・日陰 | 融雪型火山泥流 |
| | 中越地区 | 中越・田島 | 融雪型火山泥流 |
| 高山市（朝日町） | 秋神川沿い集落 | 一之宿 | 融雪型火山泥流 |
| | | 桑之島 | 融雪型火山泥流 |

（積雪期）〈続き〉 【表 18】

| 市町村 | ブロック名 | 避難対象地区 | 現象 |
|---|---|---|---|
| 高山市（朝日町） | 秋神川沿い集落 | 西洞 | 融雪型火山泥流 |
| | | 宮之前 | 融雪型火山泥流 |
| | | 胡桃島 | 融雪型火山泥流 |
| 下呂市（小坂町） | | 落合 | 火砕流・融雪型火山泥流 |
| | | 赤沼田 | 融雪型火山泥流 |
| | | 長瀬 | 融雪型火山泥流 |
| | | 小坂町 | 融雪型火山泥流 |
| | | 坂下 | 融雪型火山泥流 |
| | | 大島 | 融雪型火山泥流 |

## ② 各地区の避難体制

（非積雪期）　【表 19】

| 市町村 | ブロック名 | 避難対象地区 | 一時集合場所 | 避難ルート | 避難先 | | 福祉避難所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 施設名 | 収容力 | 施設名 | 収容力 |
| 木曽町（開田） | 開田高原保健休養地 | 開田高原保健休養地 | 下条生活改善センター | 県道 20→国道 361 | 開田小学校<br>開田中学校 | 1000 | 開田母子健康センター | 80 |
| 木曽町（三岳） | 三岳 B | 屋敷野 | 中部分館 | 県道 473→県道 20→国道 19 | 木曽福島保健センター | 130 | 老人憩の家 | 30 |
| 下呂市（小坂町） | | 落合<br>（濁河温泉地域のみ） | | 県道 435→県道 441→県道 437・441 | 小坂中学校 | 1030 | やすらぎセンター四美 | 115 |

（積雪期）　【表 20】

| 市町村 | ブロック名 | 避難対象地区 | 一時集合場所 | 避難ルート | 避難先 | | 福祉避難所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 施設名 | 収容力 | 施設名 | 収容力 |
| 木曽町（開田） | 開田地区 | 下ノ原 | 開田高原体育館 | 県道 20→国道 361 | 開田小学校<br>開田中学校 | 1000 | 開田母子健康センター | 80 |
| | | 旭ヶ丘・池の越 | 下条生活改善センター | 県道 20→国道 361 | | | | |
| | | 柳又 | | 県道 20→国道 361 | | | | |
| | | 管沢 | | 県道 473→県道 20→国道 361 | | | | |
| | | 床並 | | 県道 20→国道 361 | | | | |
| | 開田高原保健休養地 | 開田高原保健休養地 | | 県道 20→国道 361 | | | | |
| 木曽町（三岳） | 三岳 B | 屋敷野 | 中部分館 | 県道 473→県道 20→国道 19 | 木曽福島保健センター | 130 | 老人憩の家 | 30 |
| | 三岳 C | 荻ノ島 | 中部分館 | 県道 20→国道 19 | 中島集会所<br>木曽福島郵便局 | 130 | 木曽福島高齢者生活福祉センター | 50 |
| | | 栃山 | 太陽の丘公園・中部分館 | 県道 20→国道 19 | | | | |
| | | 大島 | 三岳小学校 | 県道 20→国道 19 | 旧木曽山林高等学校 | 860 | | |
| | | 下殿 | | | | | | |
| | 三岳 E | 桑原 | 桑原集会所 | 県道 20→国道 19 | 木曽町中学校 | 770 | | |
| | | 沢渡 | 三尾分館 | 県道 20→国道 19 | | | | |
| | | 橋渡 | | | | | | |
| | | 黒田 | 道の駅三岳 | 県道 20→国道 19 | | | | |
| | | 日向 | 日向生活改善センター | 県道 20→国道 19 | | | | |
| 王滝村 | 野口地区 | 瀬戸 | 高台（山側）に避難 | 県道 486→(村道 29→村道 44→村道 42→村道 64→県道 486→)県道 256 | 王滝小中学校体育館 | 100 | 保健福祉センター | 320 |
| | | 池の越 | 高台（山側）に避難 | | | | | |
| | | 野口 | 野口区公民館若しくは高台（山側）に避難 | 県道 486→(村道 29→村道 44→村道 42→村道 64→県道 486→)県道 256 | | | | |

（積雪期）〈続き〉 【表 20】

| 市町村 | ブロック名 | 避難対象地区 | 一時集合場所 | 避難ルート | 避難先 | | 福祉避難所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 施設名 | 収容力 | 施設名 | 収容力 |
| 王滝村 | 野口地区 | 幕島 | ※避難先（王滝小中学校）に移動 | 県道 486→県道 256 | 王滝小中学校体育館 | 100 | 保健福祉センター | 320 |
| | 九蔵地区 | 尾島・日向 | 九蔵区集会施設 | 村道 42→村道 64→県道 486→県道 256 | | | | |
| | | 九蔵中越・日陰 | 九蔵村木地区（山側）に避難 | 村道 45→村道 29→村道 42→村道 64→県道 486→県道 256 | | | | |
| | 中越地区 | 中越 | ※避難先（王滝小中学校）に移動 | 村道 1・村道 68・県道 486→県道 256 | | | | |
| | | 田島 | 高台（山側）に避難 | 村道 1→県道 256 | | | | |
| 高山市（朝日町） | 秋神川沿い集落 | 一之宿 | 一之宿公民館 | 県道 435→国道 361 | 燦燦朝日館<br>朝日小学校体育館 | 700 | 朝日福祉センター | 100 |
| | | 桑之島 | 上西洞公民館・下西洞公民館 | | | | | |
| | | 西洞 | | | | | | |
| | | 宮之前 | | | | | | |
| | | 胡桃島 | | | | | | |
| 下呂市（小坂町） | | 落合 | 落合公民館 | 県道 441→県道 437・441→国道 41 | 萩原北中学校 | 1070 | やすらぎセンター四美<br>やすらぎセンター萩 | 115<br>75 |
| | | 赤沼田 | 銀杏館 | 県道 437・441→国道 41 | 萩原北中学校 | 1070 | | |
| | | 長瀬 | 森林組合駐車場 | 県道 437・441→国道 41 | 宮田小学校 | 720 | | |
| | | 小坂町 | 小坂小学校 | 市道小坂町大垣内線→国道 41 | 萩原南中学校 | 1390 | | |
| | | 坂下 | ローソン小坂店 | 国道 41→県道 88 | 南部体育館 | 250 | | |
| | | 大島 | 小坂診療所駐車場 | 県道 88 | あさぎり体育館 | 800 | | |

※ 一時集合場所から避難先への避難に当たっては、火山の活動状況に留意して移動する。

＜御嶽山噴火時の避難ルート図（木曽町開田高原）＞

下ノ原地区、旭ヶ丘・池の越地区、柳又地区、管沢地区、床並地区⇒
下条生活改善センター⇒（県道 20 号線⇒国道 361 号）⇒開田小中学校
開田高原保健休養地⇒開田高原体育館⇒（県道 20 号線⇒国道 361 号）⇒開田小中学校

【図 16】

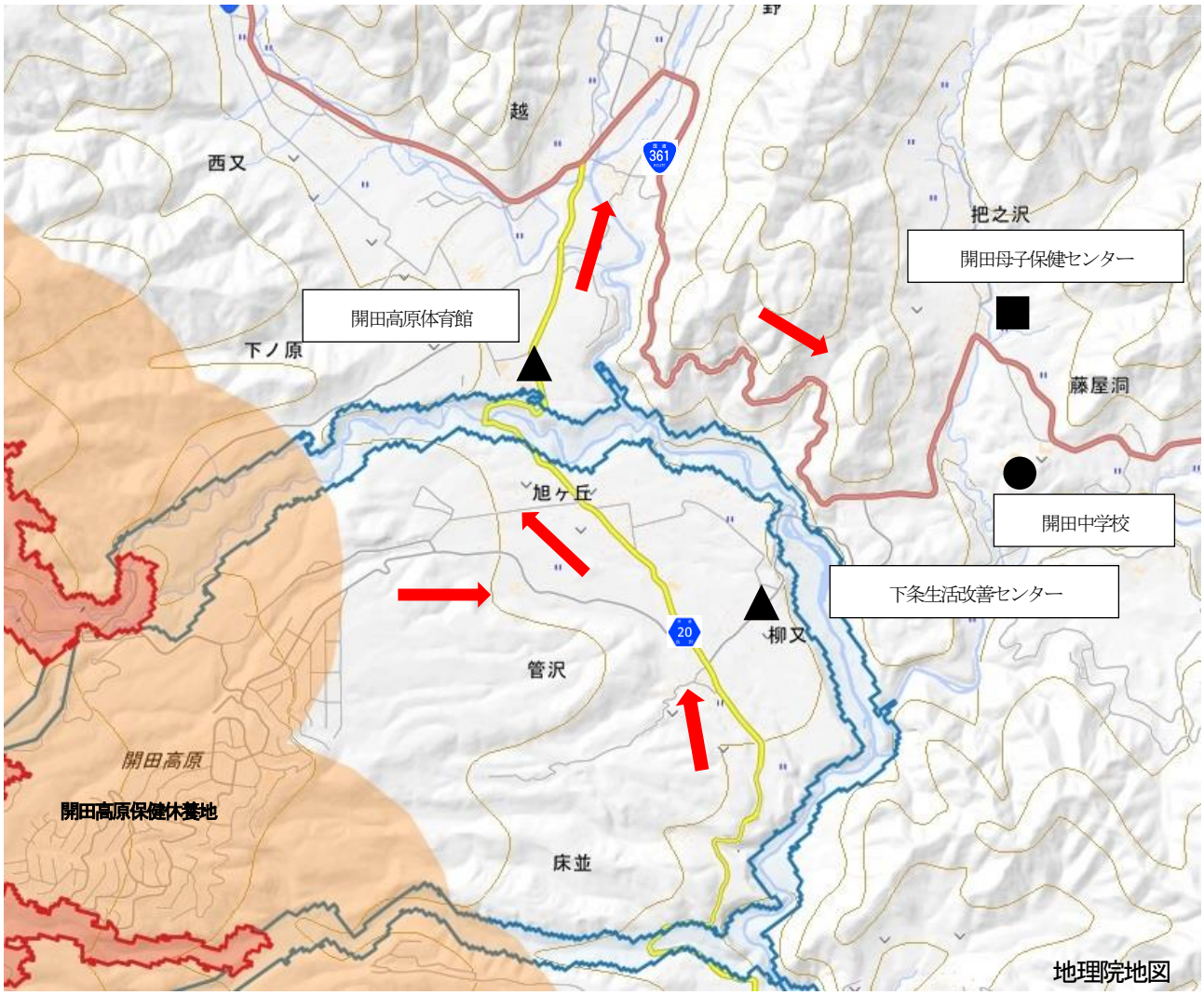


＜凡　例＞

- 避難所
- 一時集合場所
- 福祉避難所
- 火砕流到達想定範囲
- 火砕サージ到達想定範囲
- 融雪型火山泥流到達想定範囲
- 避難方向

＜御嶽山噴火時の避難ルート図（木曽町三岳）＞

屋敷野地区⇒中部分館⇒（県道 473 号線⇒県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒木曽福島保健センター
荻ノ島地区⇒中部分館⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒中島集会所・木曽福島郵便局
栃山地区⇒太陽の丘公園・中部分館⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒中島集会所・木曽福島郵便局
大島地区、下殿地区⇒三岳小学校⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒旧木曽山林高等学校
桑原地区⇒桑原集会場⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒木曽町中学校
沢度地区、橋渡地区⇒三尾分館⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒木曽町中学校
黒田地区⇒道の駅三岳⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒木曽町中学校
日向地区⇒日向生活改善センター⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒木曽町中学校

※ルート図は次ページ

【図 17】

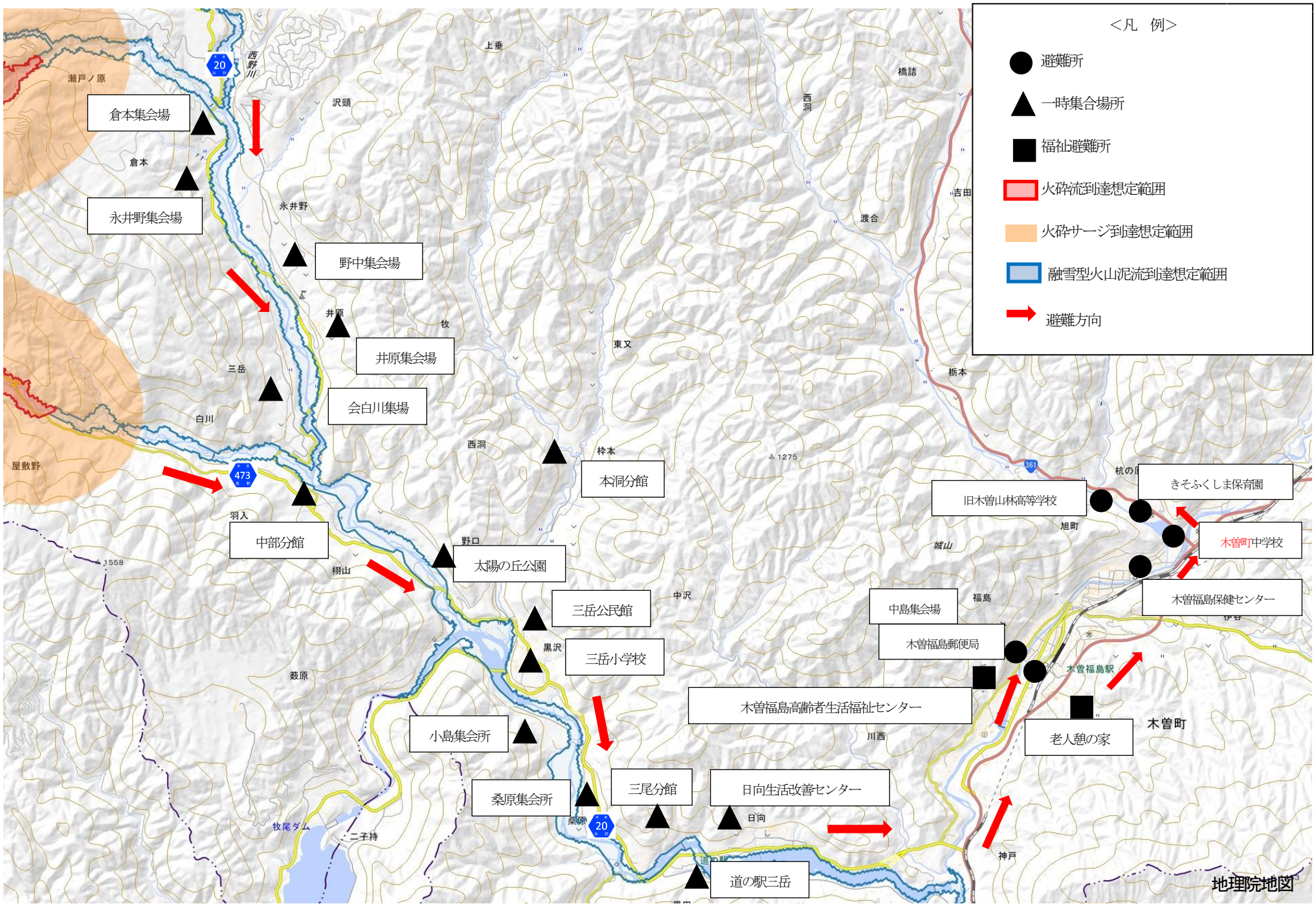
＜凡　例＞
避難所
一時集合場所
福祉避難所
火砕流到達想定範囲
火砕サージ到達想定範囲
融雪型火山泥流到達想定範囲
避難方向
倉本集会場
永井野集会場
野中集会場
井原集会場
会白川集場
本洞分館
中部分館
太陽の丘公園
三岳公民館
三岳小学校
小島集会所
桑原集会所
三尾分館
日向生活改善センター
道の駅三岳
旧木曽山林高等学校
きそふくしま保育園
木曽町中学校
木曽福島保健センター
中島集会場
木曽福島郵便局
木曽福島高齢者生活福祉センター
老人憩の家
木曽町
瀬戸ノ原
倉本
永井野
沢頭
上垂
西洞
橋詰
渡合
吉田
井原
牧
東又
栃本
三岳
白川
屋敷野
西洞
羽入
野口
栃山
中沢
黒沢
薮原
牧尾ダム
二子持
日向
川西
神戸
旭町
城山
福島
木曽福島駅
地理院地図

＜御嶽山噴火時の避難ルート図（王滝村）＞

野口地区（池の越・瀬戸）⇒高台（山側）⇒（県道 486 号線⇒(村道 29 号線⇒村道 44 号線⇒村道 42 号線⇒村道 64 号線⇒県道 486 号線)⇒県道 256 号線）⇒王滝小中学校体育館

野口地区（野口）⇒野口区公民館もしくは高台（山側）⇒（県道 486 号線⇒(村道 29 号線⇒村道 44 号線⇒村道 42 号線⇒村道 64 号線⇒県道 486 号線)⇒県道 256 号線）⇒王滝小中学校体育館

野口地区（幕島）⇒（県道 486 号線⇒県道 256 号線）⇒王滝小中学校体育館

九蔵地区（尾島・日向）⇒九蔵区集会施設⇒（村道 42 号線⇒村道 64 号線⇒県道 486 号線⇒県道 256 号線）⇒王滝小中学校体育館

九蔵地区（九蔵中越・日陰）⇒九蔵（村木）地区⇒(村道 45 号線⇒村道 29 号線⇒村道 42 号線⇒村道 64 号線⇒県道 486 号線⇒県道 256 号線）⇒王滝小中学校体育館

中越地区⇒（村道 1 号線・村道 68 号線・県道 486 号線⇒県道 256 号線）⇒王滝小中学校体育館

中越地区（田島）⇒高台（山側）⇒(村道 1 号線⇒県道 256 号線）⇒王滝小中学校体育館

【図 18】

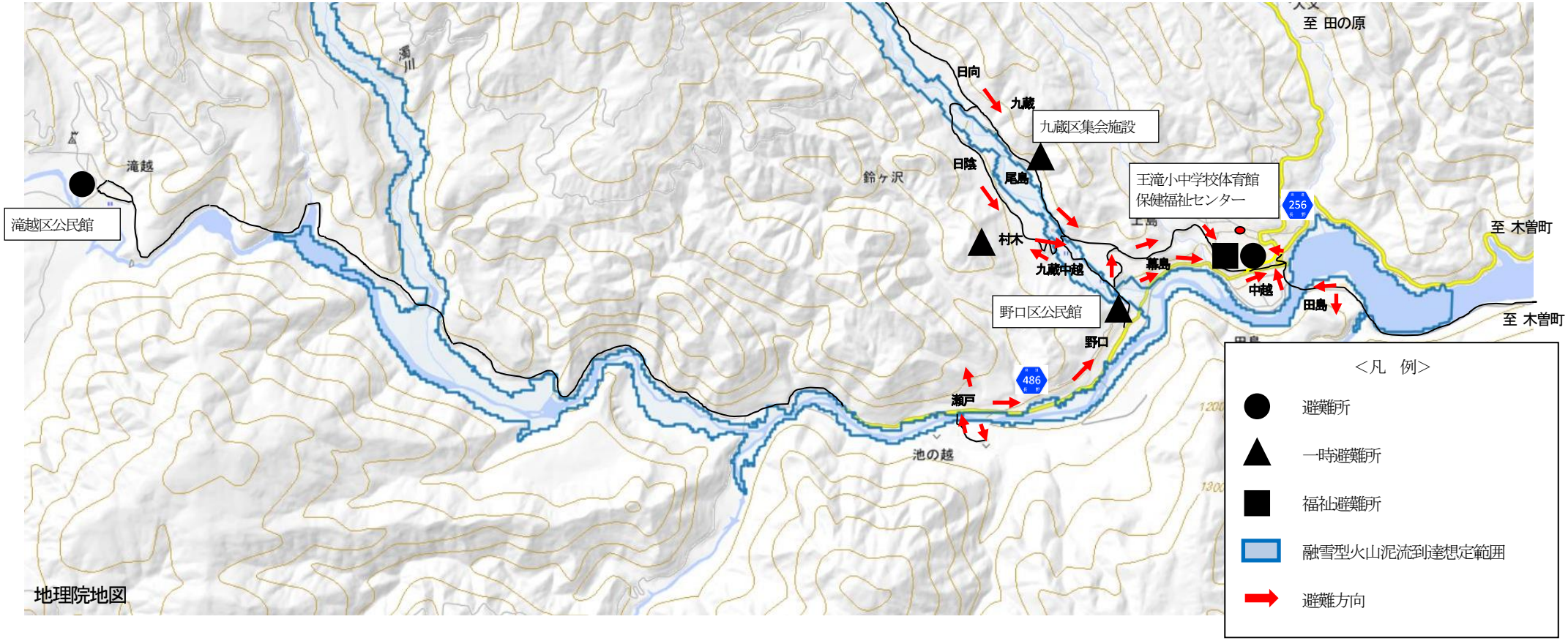

## ＜御嶽山噴火時の避難ルート図（高山市）＞

一之宿地区 ⇒ 一之宿公民館 ⇒（県道 435 号線 ⇒ 国道 361 号）⇒ 燦燦朝日館、朝日小学校体育館

桑之島地区
西洞地区
宮之前地区
胡桃島地区
⇒ 上西洞公民館・下西洞公民館 ⇒（県道 435 号線 ⇒ 国道 361 号）⇒ 燦燦朝日館、朝日小学校体育館

【図 19】

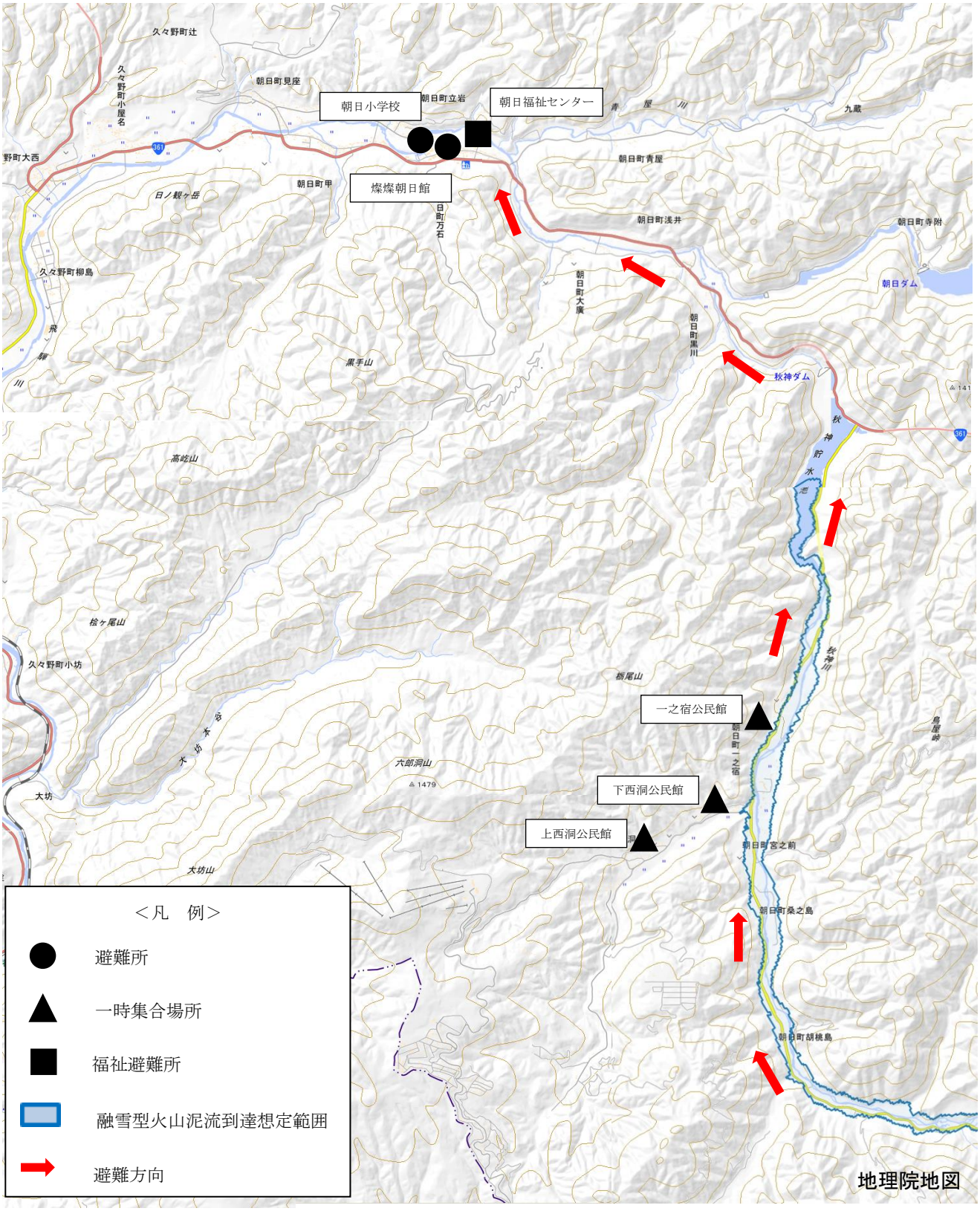

＜御嶽山噴火時の避難ルート図（下呂市）＞

落合地区（濁河温泉地域のみ）⇒県道 435 号線⇒県道 441⇒県道 437･441 号線⇒小坂中学校

【図 20】

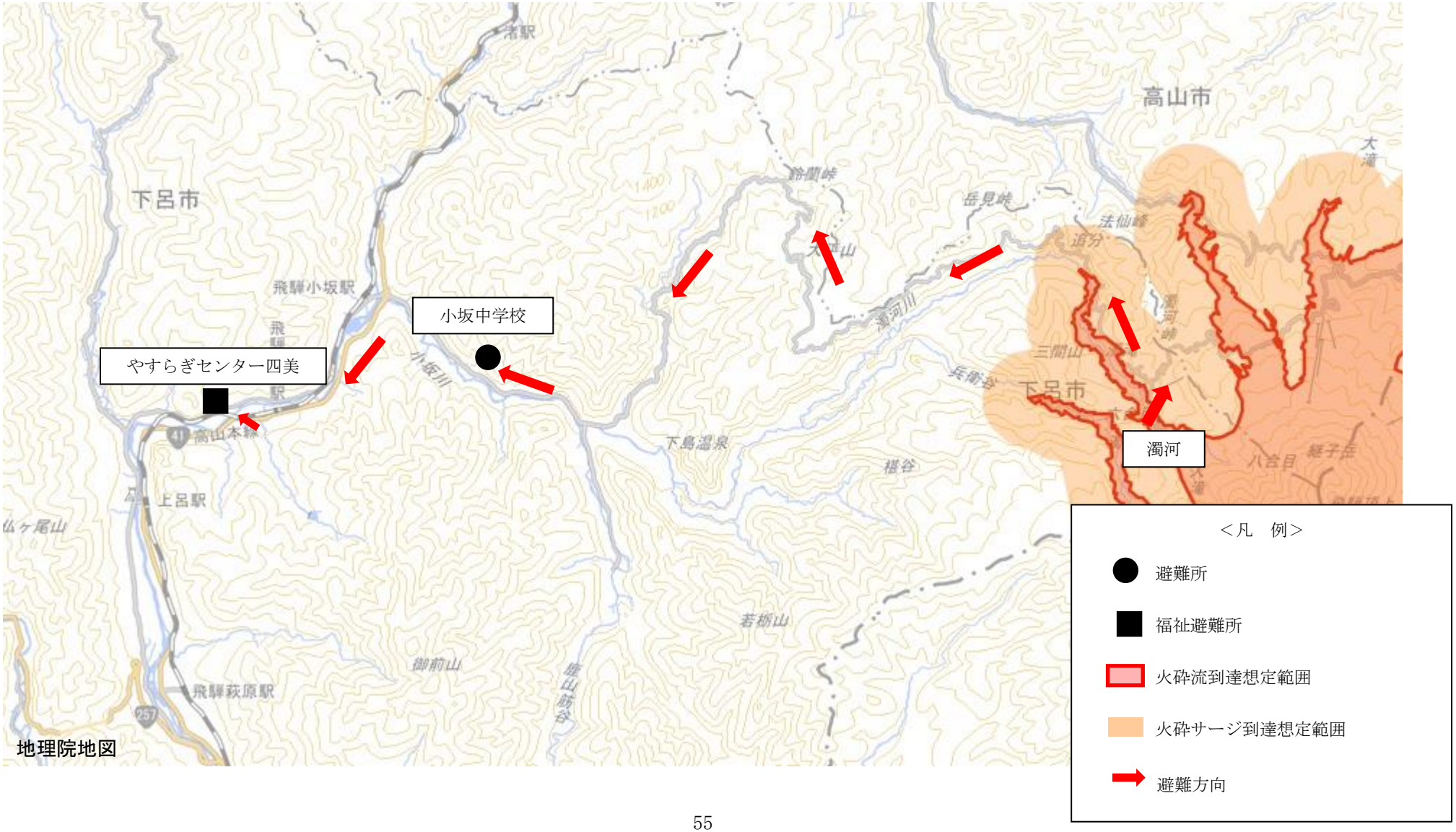

## ＜御嶽山噴火時の避難ルート図（下呂市）＞

落合地区 ⇒ 落合公民館 ⇒（県道 441 号線⇒県道 437・441 号線⇒国道 41 号）⇒萩原北中学校

赤沼田地区 ⇒ 銀杏館 ⇒（県道 437・441 号線⇒国道 41 号）⇒ 萩原北中学校

長瀬地区 ⇒ 森林組合跡地 ⇒（県道 437・441 号線⇒国道 41 号）⇒ 宮田小学校

小坂町地区 ⇒ 小坂小学校 ⇒（市道小坂町大垣内線⇒国道 41 号）⇒ 萩原南中学校

坂下地区 ⇒ ローソン小坂店 ⇒（国道 41 号⇒県道 88 号線）⇒南部体育館

大島地区 ⇒ 小坂診療所駐車場 ⇒（県道 88 号線）⇒ あさぎり体育館

【図 21】

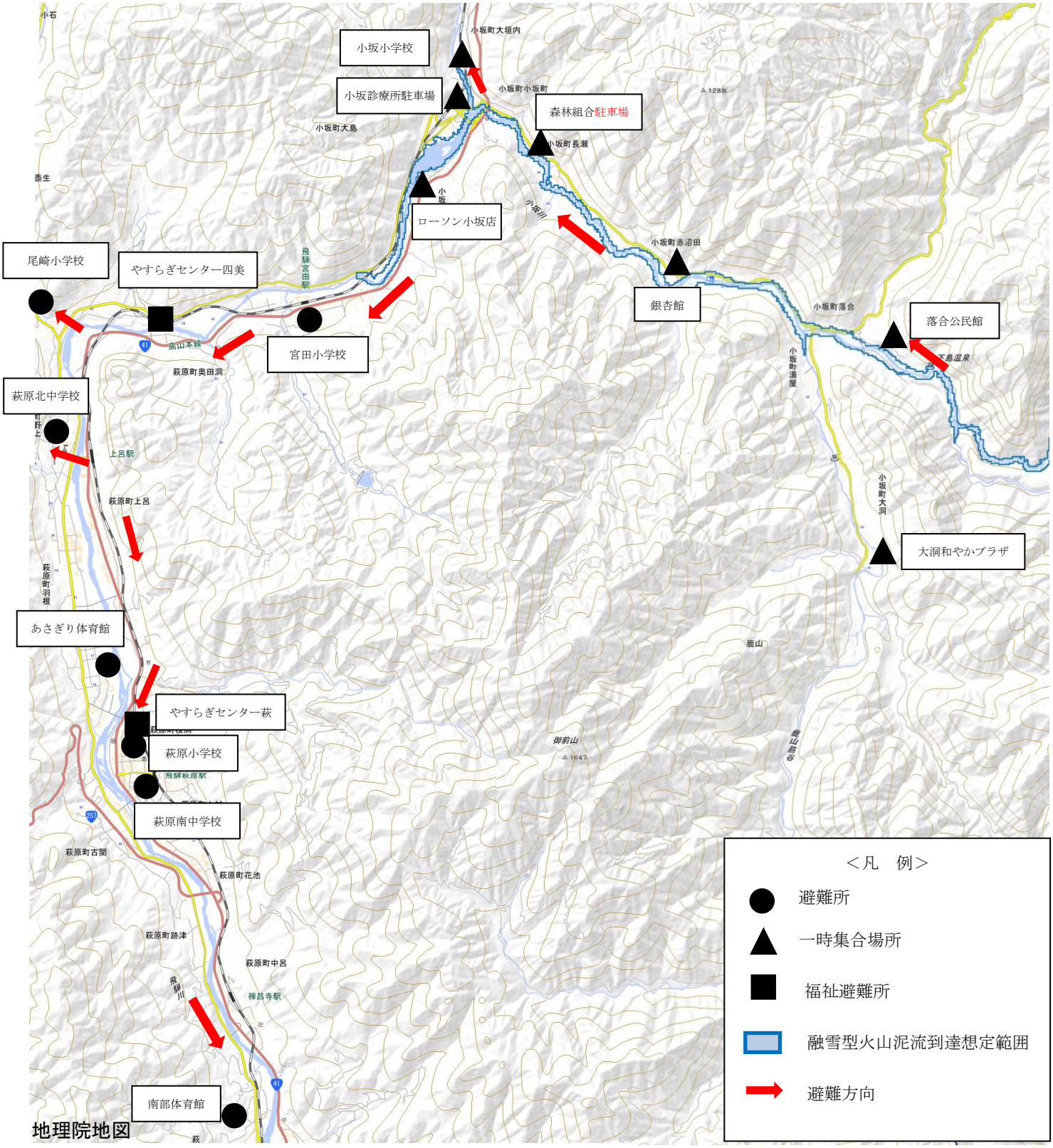

### ③ 避難手段

避難手段は各市町村の実情による。

市町村は、避難対象地区を踏まえ、一時集合場所（バスの集結場所など）をあらかじめ定めておく。あらかじめ定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

### ④ 孤立地域への対応

#### (a) 孤立対象地域

ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の外に位置する地域の中には「警戒が必要な範囲」を通過しないと生活ができない地域も含まれる。これらの地域は噴火現象発生時において、地域内に留まることがより安全であることから、避難勧告等の発令対象地域とはしていないが、道路の通行規制等により孤立する恐れがある。孤立の恐れがある地域を【表 21】で示す。

通行規制に伴う孤立対象地域（地区一覧）　【表 21】

| 市町村 | ブロック名 | 孤立対象地区 | 孤立時期 |
|---|---|---|---|
| 木曽町（三岳） | 三岳 A | 瀬戸ノ原 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 倉本 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 白川 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 小奥 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 沢頭 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 永井野 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 野中 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 井原 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | 三岳 C | 羽入 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 薮原 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 大洞 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 田中 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 野口 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | 三岳 D | 中切 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 三津屋 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 牧 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 上垂 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 東又 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 西洞 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 枠本 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | 三岳 E | 小島 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 上条 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 大半場 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 下条 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| 王滝村 | 九蔵地区 | 村木 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | 滝越地区 | 滝越 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| 高山市（朝日町） | 鈴蘭高原 | 鈴蘭高原 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| 下呂市（小坂町） | | 湯屋 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |
| | | 大洞 | 噴火警戒レベル５発表時（積雪期） |

※実際の火山活動の状況や通行規制の実施状況により、孤立対象地域は異なる場合がある。

#### (b) 孤立地域対策

孤立はただちに生命に危害を与えるものではないが、住民の生活に大きな影響を及ぼすため、深刻な事態が想定されるなど状況によって、避難等の対応が必要になる。市町村は、孤立地域が発生

した場合には、火山活動の状況を踏まえつつ、適切な時期を見極め、バス等による避難を検討する。

また、孤立地域の避難のタイミングの検討にあたっては、気象庁、火山専門家、道路管理者等との連携を密に行うものとする。道路等が被災して通行できない場合、または、噴火の危険性が依然高まっている等、陸路を利用した避難が困難なときは、ヘリによる救助等を検討するものとする。

### （２）登山者への対応

#### ①　登山者避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流(火砕サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル３以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所（避難促進施設）へ避難する。

なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面（同心円の中心は 79-7 火口）及び北側に位置する継子岳（同心円の中心は継子岳山頂）を噴火口と想定して避難ルート（【図 22】～【図 24】）を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。

#### ②　登山者の把握

##### (a) 登山計画書（登山届）による把握

現在、長野県、岐阜県において、様々な方法で登山計画書（登山届）を受け付けている。御嶽山に関する登山計画書（登山届）の提出方法は以下のとおりである。

- オンラインによる届出（コンパス等）
- 各登山口での登山計画書（登山届）投函用のポストで受付
- 長野県では観光部、木曽地域振興局においても、登山計画書を郵送等で受付
- 岐阜県では防災課及び警察本部地域課等においても、登山届をメール、ＦＡＸ、持参又は郵送にて受付

登山計画書（登山届）の提出を各種の広報媒体により、登山客に周知徹底するとともに、他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時における共有体制について検討する。

※共有する機関：市町村、県、警察、消防、県山岳遭難防止対策協会等

登山計画書（登山届）の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォンや携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を検討する。

##### (b) 観光関係団体との連携

観光協会や宿泊施設等にも協力を求め、登山計画書（登山届）の提出を促進するとともに、観光事業者等との情報連絡体制を構築し、緊急時における登山者の情報把握に努める。

#### ③　誘導員の確保

市町村は、避難促進施設関係者、山岳ガイド等との避難誘導に関する協力体制を構築する。

市町村は、火山活動状況に応じて警察署、消防署・消防団、森林管理署、索道事業者等の協力を求める。

#### ④　誘導経路・誘導方法

登山者への緊急情報の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等あらゆる手段を用いて情報伝達を行う。

市町村は、噴火地点や噴火が予想される箇所や領域について県、気象庁、専門家、避難促進施設等の施設関係者からの情報収集に努め、登山者が可能な限り速やかに危険なエリアから離れることができるよう避難経路を指定し、避難誘導者に対して情報伝達を行う。

＜登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（全体図）】＞

【図 22】

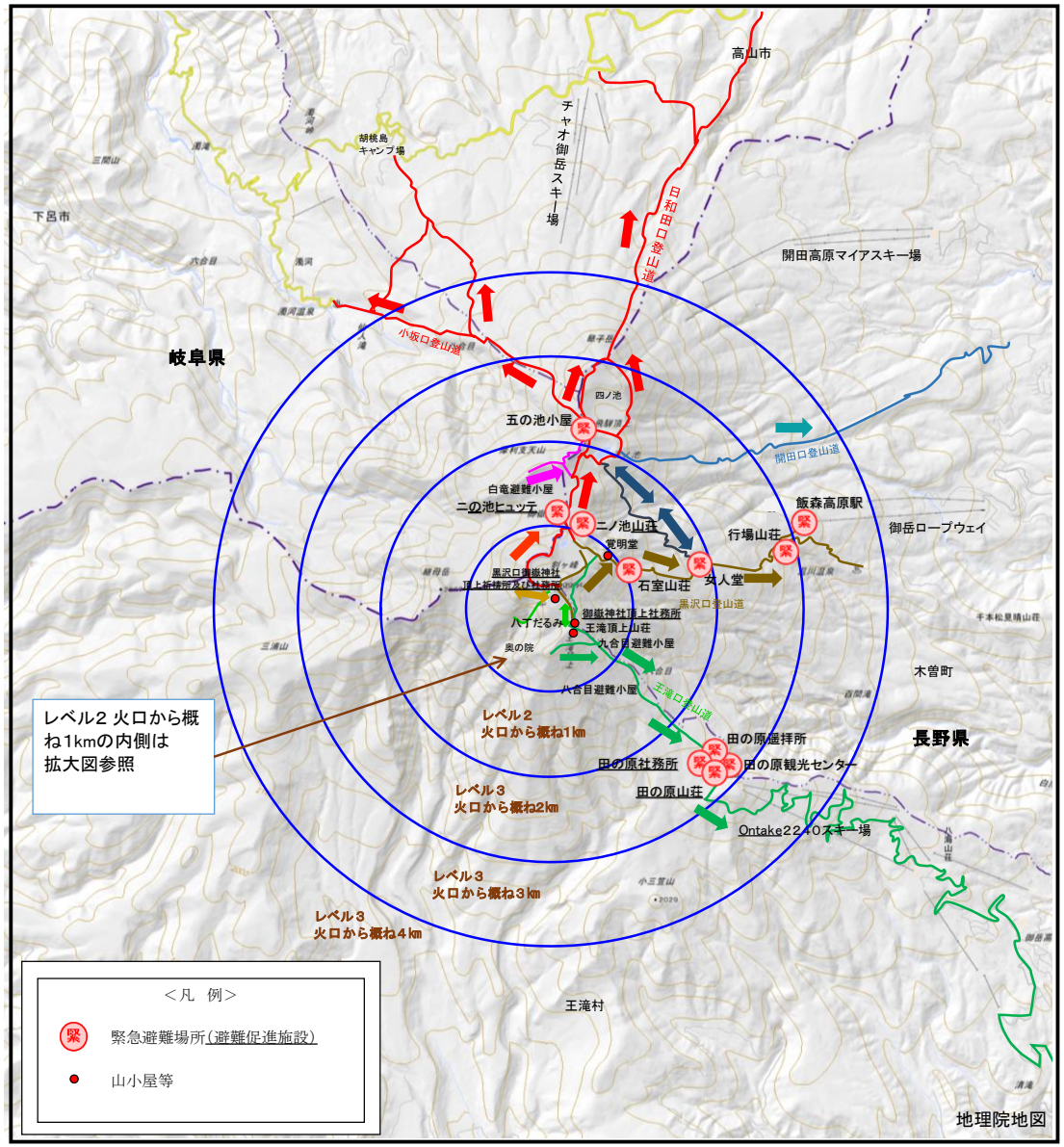


【避難ルート】

(1) 黒沢口登山道入口から二ノ池山荘までの入山者
→ 登山道入口方面へ避難
（緊急避難場所：二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅）

(2) 二ノ池山荘から五の池小屋までの入山者
→ 五の池小屋方面へ避難
（緊急避難場所：五の池小屋）

※ 覚明堂、二ノ池から上部は火口付近拡大図（次ページ）参照

(3) 女人堂から（トラバース経由）三ノ池までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面又は五の池小屋方面へ避難
※風向き等を考慮し、双方向を案内
（緊急避難場所：女人堂、五の池小屋）

(4) 開田口登山道入山者
→ 登山道入口方面へ避難

(5) 王滝口登山道入口（田の原）から王滝頂上山荘までの入山者
（九合目避難小屋から奥の院）
→ 田の原方面へ避難
（緊急避難場所：田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）

※王滝頂上山荘から上部及び九合目避難小屋から奥の院は火口付近拡大図（次ページ）参照

(6) 摩利支天入山者
→ 五の池小屋方面へ避難
（緊急避難場所：五の池小屋）

＜登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（火口付近拡大図)】＞

【図 23】

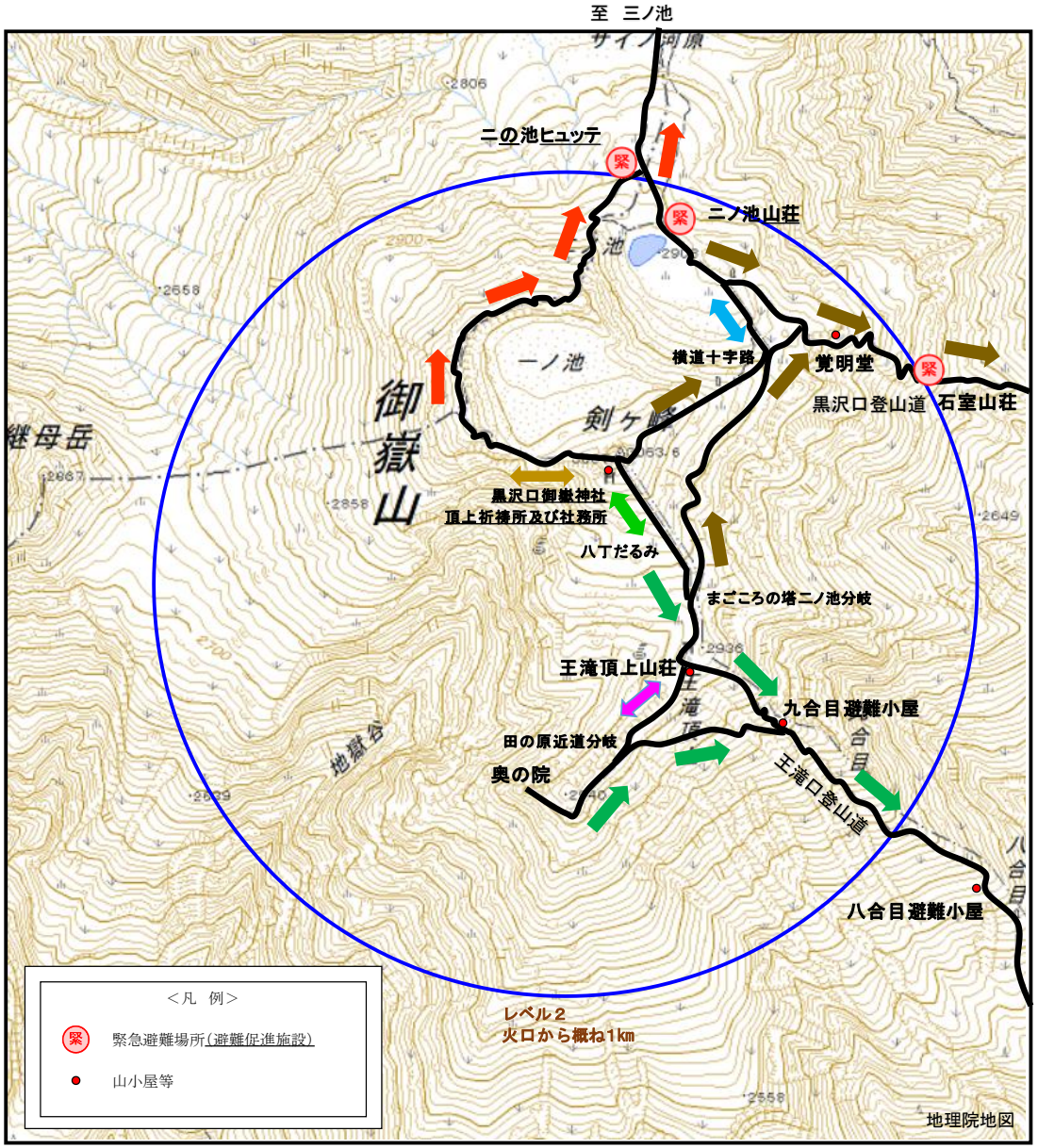


【避難ルート】

(1) 黒沢口登山道入口から二ノ池山荘までの入山者
→ 登山道入口方面へ避難
（緊急避難場所:二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅）

(2) 二ノ池山荘から五の池小屋までの入山者
→ 五の池小屋方面へ避難
（緊急避難場所:二の池ヒュッテ、五の池小屋）

(3) 覚明堂上部から剣ヶ峰までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
（緊急避難場所:石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅）

(4) 剣ヶ峰から一ノ池南側までの入山者
→ 一ノ池西側経由二ノ池方面又は剣ヶ峰経由黒沢口登山道入口方面へ避難
※ 風向き等を考慮し、双方向を案内
（緊急避難場所:二ノ池山荘、二の池ヒュッテ、五の池小屋、石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅）

(5) 一ノ池南側から二ノ池方面入山者
→ 五の池小屋方面へ避難
（緊急避難場所:二の池ヒュッテ、五の池小屋）

(6) 王滝口登山道入口から八丁だるみ(まごころの塔付近)までの入山者
→ 田の原方面へ避難
（緊急避難場所:田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）

(7) 八丁だるみ(まごころの塔付近)から剣ヶ峰までの入山者
→ 田の原方面又は御嶽剣ヶ峰山荘経由黒沢口登山道入口方面へ避難
※風向き等を考慮し、双方 向を案内
（緊急避難場所:田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田 の原山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅）

(8) まごころの塔二ノ池分岐から(トラバース経由)横道十字路までの入 山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
（緊急避難場所:石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅）

(9) 九合目避難小屋から奥の院までの入山者
→ 田の原方面へ避難
（緊急避難場所:田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）

(10) 王滝頂上山荘から 田の原近道分岐までの入山者
→ 田の原近道分岐経由及び王滝頂上山荘経由田の原方面へ避難
※風向き等を考慮し、双方向を案内
（緊急避難場所:田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）

＜登山者の避難ルート図【継子岳から噴火した場合】＞

【図 24】

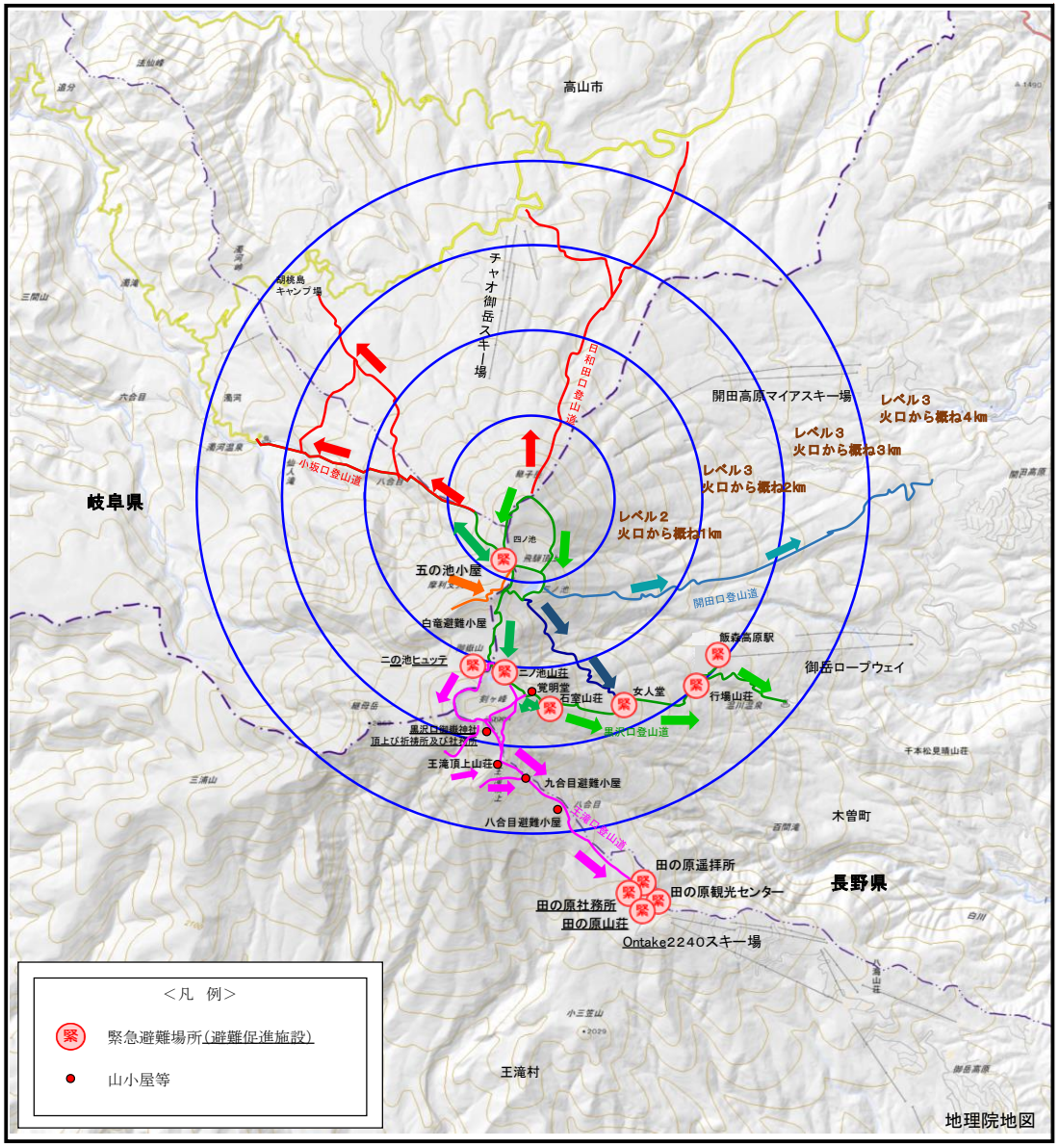


【避難ルート】

(1) 小坂口登山道「濁河温泉」、「胡桃島キャンプ場」から八合目付近以西までの入山者
→ 小坂口登山道入口方面へ避難

(2) 小坂口登山道八合目付近以西から飛騨頂上までの入山者
→ 五の池小屋又は小坂口登山道入口方面へ避難
※風向き等を考慮し、双方向への避難を案内
（緊急避難場所：五の池小屋）

(3) 日和田口登山道入口から継子岳以北までの入山者
→ 日和田口登山道入口方面へ避難

(4) 日和田口登山道継子岳以南から三ノ池までの入山者
→ 五の池小屋、二ノ池、黒沢口登山道方面へ避難
（緊急避難場所：二の池ヒュッテ、五の池小屋、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅）

(5) 三ノ池から（二ノ池経由）覚明堂まで（二ノ池から（横道十字路経由）覚明堂上部までも含む）の入山者
→ 黒沢口登山道入口又は王滝口登山道田の原方面へ避難
（緊急避難場所：二の池ヒュッテ、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅、田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）
※風向き等を考慮し、双方向への避難を案内

(6) 覚明堂から（女人堂経由）黒沢口登山道入口までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
（緊急避難場所：石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅）

(7) 女人堂から（トラバース経由）三ノ池までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
（緊急避難場所：女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅）

(8) 王滝口登山道入口から(剣ヶ峰、一ノ池西側経由)一ノ池北側までの入山者
→ 田の原方面へ避難
（緊急避難場所：田の原遥拝所・田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）

(9) まごころの塔二ノ池分岐から(トラバース経由)横道十字路までの入山者
→ 田の原方面へ避難
（緊急避難場所：田の原遥拝所・田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）

(10) 九合目避難小屋から奥の院までの入山者
→ 田の原方面へ避難
（緊急避難場所：田の原遥拝所・田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘）

(11) 開田口登山道入山者
→ 登山道入口方面へ避難

(12) 摩利支天入山者
→ 二ノ池方面へ避難

### ⑤　登山者への救護活動

噴石・火山灰・火山ガス等により緊急に下山し、その際に負傷（被災）した登山者の応急処置や救急車の待機ポイントは原則として各登山口とする。

また、ヘリコプターによる救護活動を行う際は、下記の【表 22】、【図 25】に示すヘリポートを活用する。

ヘリポート　【表 22】

| | | |
|---|---|---|
| 木曽町 | ① | 開田中学校校庭 |
| | ② | 三岳野球場 |
| | ③ | 開田小学校校庭 |
| | ④ | 三岳小学校校庭 |
| | ⑤ | 木曽青峰高校第２グランド |
| | ⑥ | 開田高原体育館 |
| 王滝村 | ⑦ | 御岳高原ヘリポート |
| | ⑧ | 松原スポーツ公園 |
| | ⑨ | 王滝小中学校校庭 |
| | ⑩ | 八海山駐車場 |
| | ⑪ | 滝越ゲートボール場 |
| 高山市 | ⑫ | 秋神グラウンド |
| | ⑬ | 鈴蘭高原カントリークラブ |
| | ⑭ | 飛騨高山御嶽トレーニングセンター |
| | ⑮ | 高根総合グラウンド |
| | ⑯ | チャオ御岳スノーリゾート |
| | ⑰ | 旧高根小学校グラウンド |
| 下呂市 | ⑱ | 小坂防災ヘリポート |
| | ⑲ | 小坂ヘリポート |
| | ⑳ | 濁河温泉スポレク |
| | ㉑ | 小坂ふれあいグラウンド |
| | ㉒ | 濁河スキー場 |
| | ㉓ | 濁河温泉市営駐車場 |
| | ㉔ | ひめしゃがの湯 |

〈ヘリコプター離発着場及び救急車両等の待機場所位置〉　【図 25】

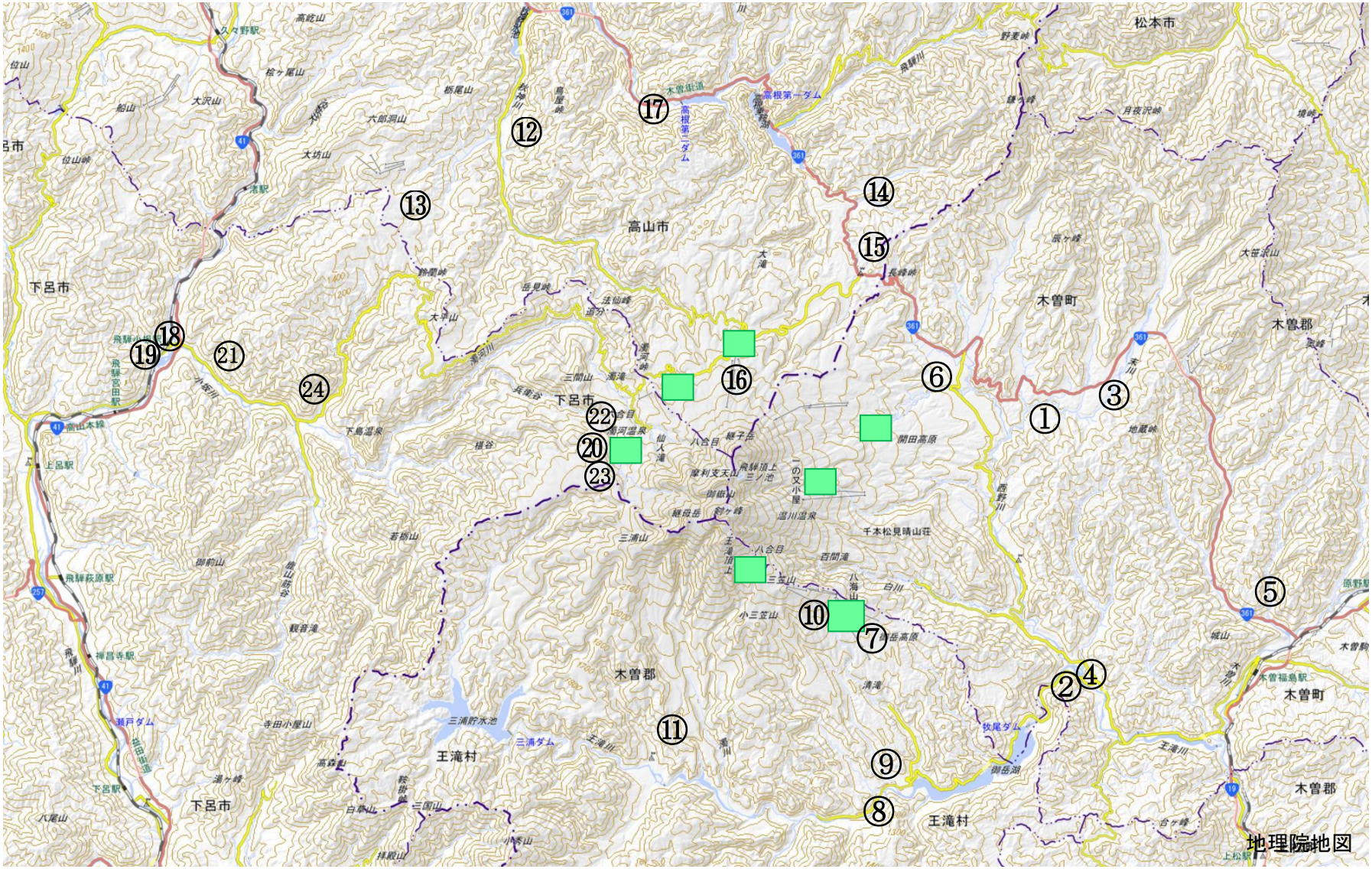


＜凡　例＞　数字：ヘリポート　：救急車両等の待機場所（登山口を想定）

### （3）観光客への対応

#### ① 観光客避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流（火砕サージを含む）、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、気象庁から発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域内の観光施設等はただちに利用者を避難対象区域外の避難所等へ避難させた後、施設を閉鎖し、避難対象区域内に滞在する観光客は、避難対象区域外の避難所等へ避難するものとする。

#### ② 観光客の把握

観光事業者（観光施設、宿泊施設、旅行代理店等）、観光関係団体（観光協会等）及び交通事業者等と連携し、緊急時における観光客の把握に努める。また、緊急時に迅速な連携がとれるよう平常時からこれらの機関との情報連絡体制を構築するとともに、観光客の把握手段の多様化や把握精度の向上方法等について検討する。

#### ③ 外国人観光客への対応

御嶽山周辺の観光施設等には、様々な国からの観光客が訪れる。外国人観光客は、土地勘がない、日本語が理解できない、火山についての知識がない等、日本人観光客と比較し、緊急時には一層の支援を要することに留意する必要がある。そのため、各観光施設とも連携し、ピクトグラム（図記号）等の多言語コミュニケーションツールの活用、多言語表記看板の設置、複数言語によるアナウンス等、外国人観光客に配慮した防災対策について検討を行う。

### （4）避難促進施設

#### ① 避難促進施設の指定等

火山の噴火時に、迅速かつ円滑に避難するためには、火口近傍や警戒地域内に位置する施設を利用する者の安全を確保するための取組が重要である。

市町村は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、改正活火山法第６条第１項第５号の規定に基づき、避難促進施設として該当する施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。

避難促進施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする 「避難確保計画」の作成が義務づけられている。

なお、市町村は、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設における避難確保計画の作成を支援し、利用者等に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備させるとともに、避難確保計画の作成・公表又は避難確保計画に基づく訓練の実施について報告を受けた際には、その内容について十分に検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い避難確保計画とするよう努める。

避難促進施設の名称及び所在地 【表 23】

| 施設の名称 | 施設の所在地 |
|---|---|
| 御嶽神社頂上奥社神殿及び祈祷所 | 長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1<br>黒沢御岳国有林 863 イ・リ林 |
| 二ノ池山荘 | 長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1<br>黒沢御岳国有林 863 ム林小班 |
| 石室山荘 | 長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1<br>黒沢御岳国有林 863 ネ林小班 |
| 女人堂 | 長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1<br>黒沢御岳国有林 863 レ林小班 |
| 行場山荘 | 長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1<br>黒沢御岳国有林 861 ニ林小班 |
| 御岳ロープウエイ飯森高原駅舎 | 長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1<br>黒沢御岳国有林 856 ロ林小班 |

避難促進施設の名称及び所在地　〈続き〉　【表 23】

| 施設の名称 | 施設の所在地 |
|---|---|
| 王滝頂上山荘 | 長野県木曽郡王滝村 3165 番地先<br>御岳国有林 2453 チ林小班 |
| 御嶽神社頂上社務所 | 長野県木曽郡王滝村　介奥社 |
| 田の原遥拝所 | 長野県木曽郡王滝村　御岳国有林 2453 ロ林小班 |
| 田の原社務所 | 長野県木曽郡王滝村　御岳国有林 2453 ホ林小班 |
| 田の原観光センター | 長野県木曽郡王滝村　御岳国有林 2453 ハ林小班 |
| 田の原山荘 | 長野県木曽郡王滝村　御岳国有林 2453 ハ林小班 |
| Ontake2240 スキー場 | 長野県木曽郡王滝村　御岳国有林 2447 ロ林小班 |
| 下呂市御嶽山五の池小屋 | 岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1<br>落合国有林 80 ロ林小班 |
| 二の池ヒュッテ | 岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1<br>落合国有林 80 ロ林小班 |

**② 避難促進施設の避難支援**

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。

避難促進施設は、火山活動の状況等に応じて、市町村との協議により連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市町村に報告する。

市町村は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

## ９．災害対策基本法に基づく警戒区域

### （1）警戒区域の設定

市町村は、人の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づいて、警戒区域の設定を行う。また、既に開設されている避難所等や住民、登山者等に対して警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言も踏まえ協議会等で協議し設定する。

両県は火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、市町村に対して警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、市町村が警戒区域を設定する際に、協議会等へ助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

両県、市町村、道路管理者は警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。なお、道路管理者が未到着であり、警察官が先に到着した場合は、道路管理者の交通規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

### （2）警戒区域の縮小又は解除

市町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、市町村や都道府県に助言を行う。

両県、市町村、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか二次被害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な交通規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。なお、道路管理者が未到着であり、警察官が先に到着した場合は、道路管理者の交通規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

## １０．救助・救護

### （1）救助活動の体制

#### ①　合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。

#### ②　救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、気象庁、火山専門家又は山岳ガイド等が技術的な支援を行う。

#### ③　活動基準の設定

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を両県の災害対策本部等の下による協議により設定する。

噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

天候や火山の状態による活動基準

（参考：御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書）

【表 24】

| 活動基準の種類 | 内容 |
|---|---|
| 火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準 | 気象庁が火山活動の監視を行い、異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。 |
| 降雨時の活動の再開基準 | 降雨停止後３時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。<br>更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から７時間先まで降雨の見通しがないことを確認する。 |
| 火山性ガスによる活動中止判断の基準 | 硫化水素（$H_2S$）：10ppm、二酸化硫黄（$SO_2$）：2ppm |

#### ④　救助活動の範囲

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家、地方整備局等からの監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

#### ⑤　活動部隊の退避等が可能な場所の設定

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

### （2）住民等の救助活動

#### ①　避難者情報及び要救助者情報の集約・整理

両県、市町村、警察等は、避難行動要支援者を含む避難者情報及び要救助者情報により情報集約・整理を行

い、協議会の構成機関と情報を共有する。

**② 捜索・救助活動**

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報及び要救助者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

**（3）登山者等の救助活動**

**① 避難者情報及び要救助者情報の集約・整理**

両県、市町村、警察等は、登山届等と火口周辺施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報及び要救助者情報を照合することにより情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

**② 捜索・救助活動**

両県、市町村、警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された避難者情報及び要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

**（4） 医療活動**

両県、市町村は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。

また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

## １１．訓練・普及啓発活動

### （1）火山防災訓練の実施

協議会の構成機関は、定期的に火山防災訓練を行うとともに、特に突発的な噴火や、登山者や旅行者も想定した訓練も実施し、その際には、避難促進施設、スキー場等の宿泊施設、観光施設、ロープウェイの駅舎等の交通施設等の訓練への参加についても推進する。

また、訓練により明らかとなった課題等については、本計画に反映させる等、訓練を通じた火山防災対策の充実を継続的に実施する。

### （2）火山防災教育等の普及啓発活動

県及び市町村は、火山防災マップ・パンフレット等の作成を行い、住民への配布や説明の機会を通じて火山防災の意識高揚を図るとともに、地域における自主防災組織や防災リーダーを育成するなどの取組を継続的に実施する。また、御嶽山周辺の学校に対して、出前講座の実施、パンフレットの作成・配布等を行い、火山防災に関する学校教育について積極的に支援するよう努める。

国・県・市町村は、山岳関係団体と連携協力し、登山者向けのパンフレット等の作成・配布や、山麓・山中施設における指導、登山口での情報掲示等を行い、登山者に対して安全登山とともに活火山への登山に対する意識高揚と緊急時の行動についての知識の普及・啓発を図る。併せて、観光関係団体と連携協力し、御嶽山周辺を訪れる観光客に対して火山に関する理解度の向上を図る。旅行業者や交通事業者を通じた啓発も有効であると考えられるため、これらの事業者と連携した取組についても推進する。

資料５－３（資料編）

# 御嶽山火山防災避難計画資料編

# 有 史 以 降 の 噴 火 状 況

## 1　1979 年 10 月小規模噴火の状況

噴火に先立ち少なくとも６時間ほど前から山頂直下で地震活動の報告がされている。

三ノ池の水は、透明度の高い水で知られていたが、噴火前の夏頃から三ノ池の水が濁りを生じ、湖水面の色も緑がかった青色に変色していた。また、９月６日三ノ池が非常に硫黄臭かったとの報告もある。

1979 年 10 月 28 日５時頃噴火が発生したが、同日の夜には収まっている。噴火は、剣ヶ峰山頂南側に北西―南東に新たに形成された火口列（79 火口列）から発生した。なお、火口列は、ほぼ直線に 10 個の火孔が配列されているのが確認された。

噴石の飛散距離は不明であるが山頂付近に飛散し、山頂の神社や山小屋に被害がでている。火山灰は北東に流れ御嶽山から約 150㎞ 離れた群馬県前橋で確認され、その状況を【図１】、【図２】に示す。

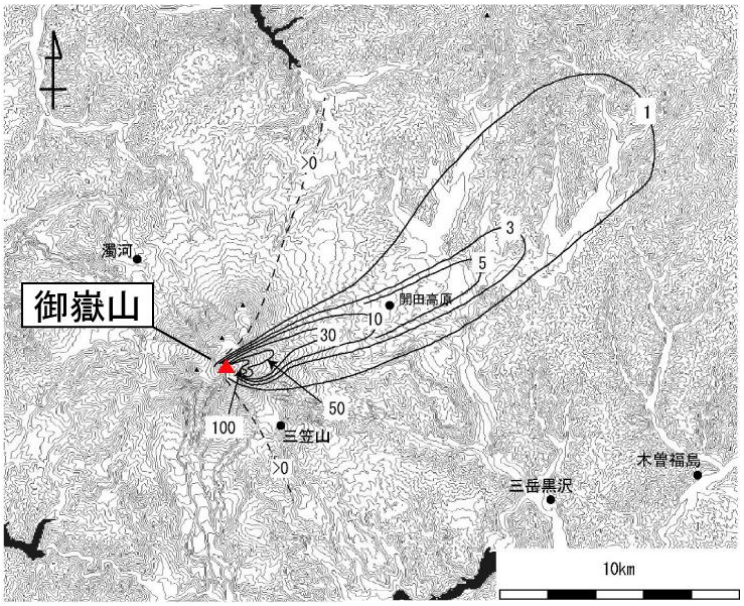


1979 年の噴火で放出された火山灰の山麓での分布（小林（1980）を元に作成）

実線は等層厚線を示す。図中の数字の単位はmm。

**○噴石は山頂付近（火口から数100m の範囲）に飛散し、剣ヶ峰付近の神社や山小屋で被害が発生**

**○王滝頂上付近でも数cm ～20cm の噴石**

**○降灰の分布軸は火口から北東側で、東側山麓の開田で厚さ1cm程度の降灰**

**○噴出物総量は20 数万トンと推定**

【図１】　1979 年 10 月 28 日噴火に伴う降灰の状況

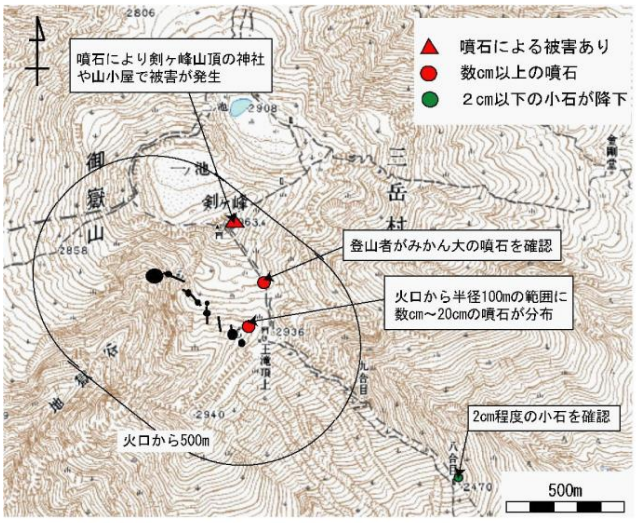


1979 年の噴火で放出された噴石の状況

曾屋（1980）、小林（1980）、石岡ほか（1980）、気象庁（1980）に基づき作成

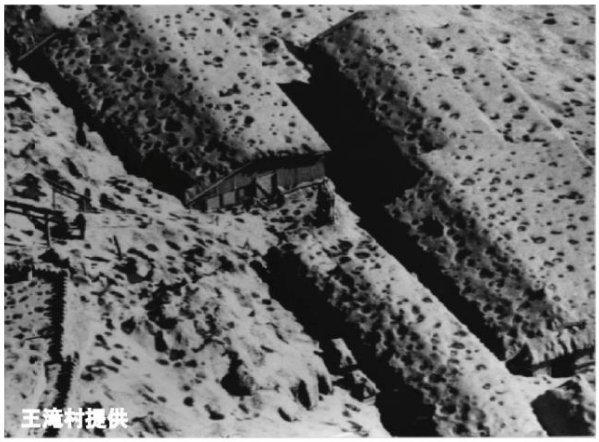


1979 年の噴火での噴石による被害（1979 年 10 月 30 日撮影　王滝村提供）

【図２】　1979 年噴火での噴石の状況及び噴石による被害状況

## ２　1991 年５月ごく小規模噴火の状況

火山性地震は、４月 20 日から増加、火山性微動は４月 27 日から断続的に観測された。５月 18 日撮影の航空写真に新しい噴気が認められたため、気象庁及び名古屋大学が現地調査を実施し、79-7 火口周辺に火山灰を確認した。名古屋大学の調査結果によると火山灰は、【図３】のとおり 79-7 火口から東側の長さ 200m、幅 100mの範囲に分布していた。厚さは１cm 程度なので火山灰の噴出量は数 10ｔ程度と推定される。

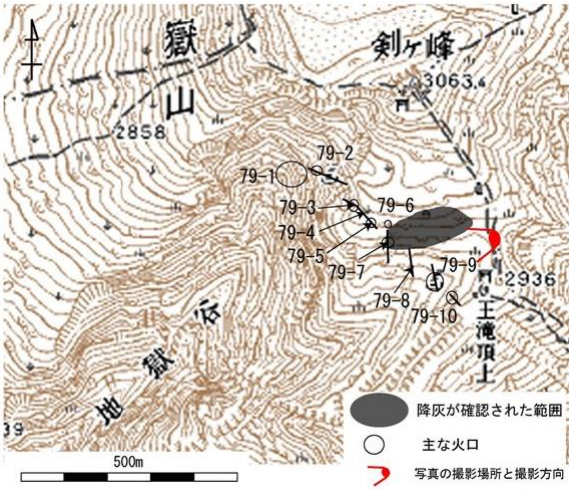


降灰分布の状況。名古屋大(1991)の調査結果に基づき作成

【図３】　1991 年の噴火の状況

## ３　2007 年のごく小規模噴火

GPS 連続観測では、2006 年 12 月中旬頃から地下の膨張を示すわずかな伸びの変化が観測され、火山性地震は、2006 年 12 月下旬頃から増加した。また、火山性微動は 2007 年１月 19 日より観測される等、2007 年１月以降は火山活動が活発な状態であった。４月以降、火山性地震、火山性微動が減少する等火山活動は静穏な状況になった。

気象庁が 2007 年５月 29 日に行った現地調査で、【図４】のとおり 79-7 火口から北東側約 200m の範囲の残雪表面に火山灰を確認した。噴火が発生した詳細な時期は不明だが、降灰の状況から３月後半にごく小規模な噴火があったと推定される。

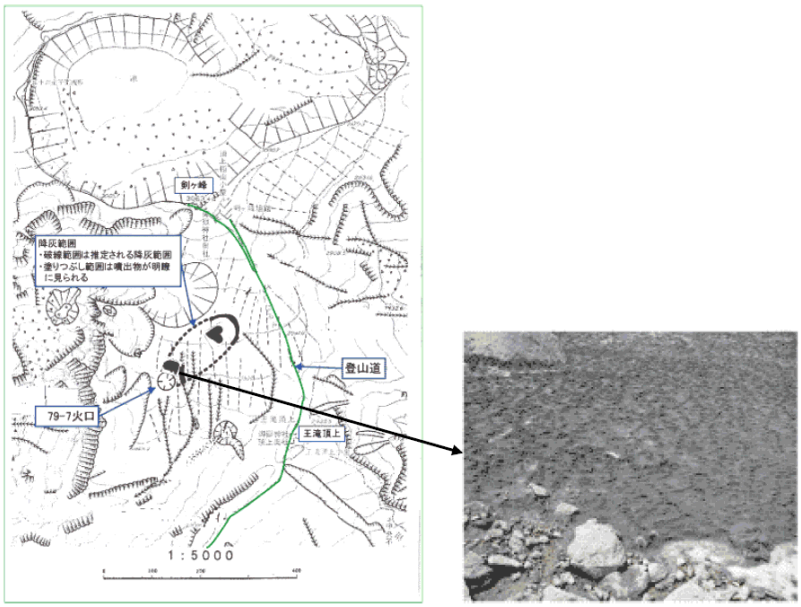


【図４】　2007 年５月 29 日に確認された火山灰分布図

## ４　2014 年の小規模噴火

火山性地震は、９月 10 日から 11 日にかけて一時的に増加し、その後次第に減少していたが、噴火発生とともに増加し、その後、次第に減少した。

火山性微動は、噴火 11 分前の 11 時 41 分頃から発生し始め、10 月６日頃まで連続で発生した。

９月 27 日 11 時 52 分に水蒸気噴火が発生した。噴火当時、山頂付近が雲に覆われていたため噴火場所、噴煙の状況など不明であったが、【図５】のとおり火砕流の発生を中部地方整備局設置の滝越カメラで確認することができた。また、気象レーダーによると噴煙が東に流れ、高度は火口縁上約 7,000ｍと推定された。その後の上空からの調査等で、噴火は 79 火口列南西側の剣ヶ峰山頂南西側に北西から南東に伸びる新たな形成された火口列から発生したことが確認され、火砕流の流下範囲は、【図６】のとおり南西方向に約 2.5km 流下していることが分かった。

噴石については、11 月９日に御嶽山総合観測班が実施した調査では、長径 60cm 程度の噴石が剣ヶ峰山荘で確認された。また、長径 30～20cm 程度の噴石が火口から約１km 離れた二ノ池本館及び約 1.3km 離れた二ノ池新館で確認された。山頂付近の分布状況を【図７】で示す。

この噴火で、平成 28 年３月 29 日現在、死者 58 名不明５名の被害者が出た。

【図５】 御嶽山　火砕流の状況
（2014 年９月 27 日　11 時 56 分頃）
中部地方整備局の滝越カメラによる。

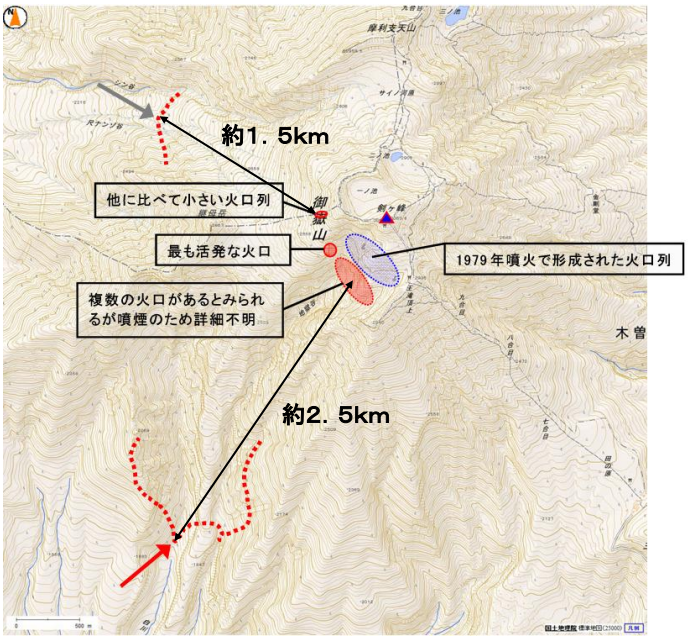


【図６】 火砕流の到達範囲

【図７】山頂付近の噴石分布状況
（東京大学地震研究所　調査結果）

# 御嶽山火山防災協議会規約

## 第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、御嶽山火山防災協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、御嶽山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長野県、木曽町、王滝村、上松町、岐阜県、高山市及び下呂市が共同で設置する。

（所掌事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため以下の事項を行う。

（１）火山活動、防災対策等の情報共有に関すること。

（２）噴火時の避難対策等の警戒避難体制の整備に関すること。

（３）防災訓練等の活動に関すること。

（４）火山防災知識の啓発活動に関すること。

（５）長野県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第５条第２項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。

（６）木曽町、王滝村、上松町、高山市及び下呂市の市町村防災会議が法第６条第３項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。

（７）その他、目的達成のため必要と認められること。

## 第２章　協議会の組織

（協議会）

第４条　協議会は別表１で規定する会員にて構成する。

２　協議会には会長及び副会長を置く。会長は関係市町村の首長のうちから、協議会において決定するものとする。副会長は関係市町村の首長のうちから、会長が指名する。

３　会長は本協議会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

４　会長、副会長の任期は原則１年とする。

（幹事会）

第５条　協議会の行う所掌事項の内容検討のため、行政機関実務者による「御嶽山火山防災協議会長野県幹事会」（以下「長野県幹事会」という。）並びに、「御嶽山火山防災協議会岐阜県幹事会」（以下「岐阜県幹事会」という。）を設置する。

２　幹事会は長野県、岐阜県で個別に構成し、必要に応じ合同で幹事会を行うことができる。

３　長野県幹事会、岐阜県幹事会（以下「各幹事会」という）は別表２で規定する幹事にて構成する。

４　各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課危機管理室長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。

５　幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

## 第３章　協議会の会議

（会議）

第６条　協議会は会長が招集し、その議事を進行する。

２　議事は、会員の全員が書面又は電磁的記録において同意の意思表示をしたときは、当該議事を承認する旨の決議があったものとみなす。

３　会長は必要に応じて、協議会に会員以外の防災関係者の出席を求めることができる。

４　会員が協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

５　第１項及び前２項の規定は、幹事会に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

（会長の専決処分）

第７条　会長は、やむを得ない事由により、協議会を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各会員に報告しなければならない。

（事務局）

第８条　協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曽地域振興局総務管理課、木曽町総務課危機管理室、王滝村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。

## 第４章　補則

（その他）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

２　前項の規定のほか、各幹事会の運営に関し、必要な事項は、各幹事長がこれを定める。

附　則

この規約は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」（平成 3 年 5 月 7 日設置）及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」（平成 19 年 1 月 31 日設置）は、同日をもって廃止する。

附　則

この規約は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 30 年２月 14 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 31 年２月 13 日から施行する。

**別表1**

| 区分<br>（法第４条第２項中該当する号） | 所属 | 職名（氏名） |
|---|---|---|
| 第１号 | 長野県 | 知事 |
| | 岐阜県 | 知事 |
| | 木曽町 | 町長 |
| | 王滝村 | 村長 |
| | 上松町 | 町長 |
| | 高山市 | 市長 |
| | 下呂市 | 市長 |
| 第２号 | 気象庁火山課 | 火山対策官 |
| | 気象庁長野地方気象台 | 台長 |
| | 気象庁岐阜地方気象台 | 台長 |
| 第３号 | 国土交通省中部地方整備局 | 局長 |
| | 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所 | 所長 |
| 第４号 | 防衛省陸上自衛隊第１３普通科連隊 | 連隊長 |
| | 防衛省陸上自衛隊第３５普通科連隊 | 連隊長 |
| 第５号 | 長野県警察本部 | 本部長 |
| | 岐阜県警察本部 | 本部長 |
| 第６号 | 木曽広域消防本部 | 消防長 |
| | 高山市消防本部 | 消防長 |
| | 下呂市消防本部 | 消防長 |
| 第７号 | 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 | 教授　山岡　耕春 |
| | 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 | 副首席主任研究員　木股　文昭 |
| | 国立大学法人信州大学農学部 | 教授　平松　晋也 |
| 第８号 | 国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所 | 所長 |
| | 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所 | 所長 |
| | 国土交通省国土地理院関東地方測量部 | 部長 |
| | 国土交通省国土地理院中部地方測量部 | 部長 |
| | 気象庁名古屋地方気象台 | 地震津波火山防災情報調整官 |
| | 林野庁中部森林管理局木曽森林管理署 | 署長 |
| | 林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署 | 署長 |
| | 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署 | 署長 |
| | 長野県木曽地域振興局 | 局長 |
| | 岐阜県飛騨県事務所 | 所長 |
| | 長野県木曽建設事務所 | 所長 |
| | 岐阜県高山土木事務所 | 所長 |
| | 岐阜県下呂土木事務所 | 所長 |
| | 長野県木曽警察署 | 署長 |
| | 岐阜県高山警察署 | 署長 |
| | 岐阜県下呂警察署 | 署長 |
| | 木曽町消防団 | 団長 |
| | 王滝村消防団 | 団長 |
| | 上松町消防団 | 団長 |
| | 高山市消防団 | 団長 |
| | 下呂市消防団 | 団長 |
| | 一般社団法人木曽おんたけ観光局 | 代表理事 |
| | 上松町観光協会 | 会長 |
| | 飛騨あさひ観光協会 | 会長 |
| | 飛騨高根観光協会 | 会長 |
| | 飛騨小坂観光協会 | 会長 |
| | 御嶽山二ノ池飲料水管理組合 | 組合長 |
| | 濁河温泉管理組合 | 組合長 |
| | 木曽地区山岳遭難防止対策協会 | 会長 |
| | 御嶽山山岳遭難防止対策協議会 | 会長 |
| | おんたけ交通株式会社 | 社長 |
| | 濃飛乗合自動車株式会社運輸事業本部 | 部長 |
| | アスモグループ株式会社 | 社長 |
| | 株式会社王滝ツーリズム | 代表取締役 |
| | 飛騨森林都市企画株式会社 | 代表取締役 |

**別表2**

［長野県幹事会］

| 所属 | 役職 | 備考 |
|---|---|---|
| 長野県木曽地域振興局総務管理課 | 課長 | 幹事長 |
| 木曽町総務課危機管理室 | 室長 | 副幹事長 |
| 王滝村総務課 | 課長 | 副幹事長 |
| 上松町危機管理課 | 課長 | 副幹事長 |
| 国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課 | 課長 | |
| 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課 | 課長 | |
| 気象庁火山課火山監視・警報センター | 火山防災官 | |
| 気象庁長野地方気象台 | 防災管理官 | |
| 長野県危機管理部危機管理防災課 | 課長 | |
| 長野県木曽地域振興局商工観光課 | 課長 | |
| 長野県木曽建設事務所整備・建築課 | 課長 | |
| 長野県警察本部警備第二課 | 課長 | |
| 長野県木曽警察署警備課 | 課長 | |

［岐阜県幹事会］

| 所属 | 役職 | 備考 |
|---|---|---|
| 岐阜県飛騨県事務所振興防災課 | 課長 | 幹事長 |
| 高山市危機管理課 | 課長 | 副幹事長 |
| 下呂市危機管理課 | 課長 | 副幹事長 |
| 国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課 | 課長 | |
| 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課 | 課長 | |
| 気象庁火山課火山監視・警報センター | 火山防災官 | |
| 気象庁岐阜地方気象台 | 防災管理官 | |
| 岐阜県危機管理部防災課山岳遭難・火山対策室 | 室長 | |
| 岐阜県高山土木事務所施設管理課 | 課長 | |
| 岐阜県下呂土木事務所施設管理課 | 課長 | |
| 岐阜県警察本部警備第二課 | 課長 | |
| 岐阜県高山警察署警備課 | 課長 | |
| 岐阜県下呂警察署警備課 | 課長 | |

# 御嶽山の噴火警戒レベル

## ― 火山災害から身を守るために ―

●平成30年９月現在、地元自治体が、一部の登山道を除き、火口から概ね１kmまで立入規制しています。最新の規制状況の詳細については、地元自治体（木曽町、王滝村、下呂市）に確認して下さい。
●この図は79-7火口※で噴火した場合の噴火警戒レベル２（火口周辺規制）及び３（入山規制）の規制範囲を示しています。
●レベル３は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。
●居住地域まで影響が及ぶ場合にはレベル４（避難準備）及び５（避難）となります。

※1979年の噴火で発生した火口のうち、現在も噴気活動が継続している火口です。

### 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

●噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル１から５の５段階に区分したものです。
●各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル５は「避難」、レベル４は「避難準備」、レベル３は「入山規制」、レベル２は「火口周辺規制」、レベル１は「活火山であることに留意」）。
●対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

御嶽山　噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル２～３、想定火口：79-7火口）

VEGETABLE OIL INK
本冊子は、植物油インクを使用しています。

気象庁 Japan Meteorological Agency

問い合わせ先
気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター
TEL：03-3212-8341（内線4536） https://www.jma.go.jp/
■長野地方気象台
TEL：026-232-3773 https://www.jma-net.go.jp/nagano/
■岐阜地方気象台
TEL：058-271-4108 https://www.jma-net.go.jp/gifu/

平成20年3月31日運用開始

# 御嶽山の噴火警戒レベル

| 予報警報 | 対象範囲 | レベル（キーワード） | 火山活動の状況 | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 | 想定される現象等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側 | 5（避難） | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | 危険な居住地域からの避難等が必要。 | ●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。<br>過去事例<br>有史以降の事例なし |
| | | 4（避難準備） | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。 | 警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。 | ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。<br>過去事例<br>有史以降の事例なし |
| 火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまで | 3（入山規制） | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。<br>登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 | ●大きな噴石の飛散が１kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね４kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。<br>過去事例<br>1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面（79-1～10火口）で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が１kmを超える可能性があると予想。ただし、４kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想<br>●大きな噴石が１km以上飛散する。ただし、概ね４kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。<br>過去事例<br>有史以降の事例なし |
| | 火口周辺 | 2（火口周辺規制） | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活。<br>火口周辺への立入規制等。 | ●地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。<br>過去事例<br>2007年３月後半：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰<br>2006年12月～2007年２月：山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加<br>1991年５月中旬：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰<br>1991年４月～７月：火山性地震・微動の増加<br>●小規模噴火が発生し、火口から約１km以内に大きな噴石が飛散する。<br>過去事例<br>有史以降の事例なし |
| 噴火予報 | 火口内等 | 1（活火山であることに留意） | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | 状況に応じて火口内への立入規制等。<br>（現在、地元自治体が一部の登山道を除き、火口から概ね１kmまで立入規制中） | ●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 |

注１）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
注２）噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

※このレベル表は地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
https://www.jma.go.jp/jma/index.html

気象庁
Japan Meteorological Agency
平成30年9月

# 女人堂火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090－8329－1385

【情報伝達図】

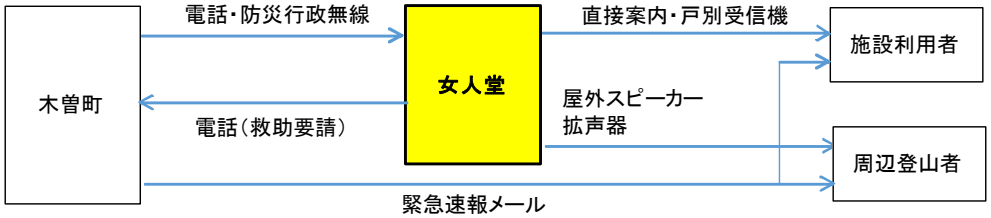


【緊急避難場所としての機能】

営業期間　7月中旬～10月中旬（夜間営業有）
木造2階建て　スタッフ5～8名
収容人員120名（緊急時最大受入可能数250人）
発動発電機（5kVA　予備燃料　400?）2台
食料　約600食・水10t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット150個　　ゴーグル100個
マスク1000枚　懐中電灯30個
折畳み担架　AED　災害多人数用応急箱

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
啓発チラシの配布

【関係機関】

| 名称 |
|---|
| 長野県木曽警察署 |
| 三岳警察官駐在所 |
| 木曽広域消防本部 |
| 木曽消防署 |
| 長野県立木曽病院 |
| 木曽みたけ診療所 |
| 中部森林管理局木曽森林管理署 |
| 長野県木曽地域振興局 |
| 木曽町役場 |
| 木曽町役場　三岳支所 |
| 一般社団法人木曽おんたけ観光局 |

# 行場山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090－4380－5200

【情報伝達図】

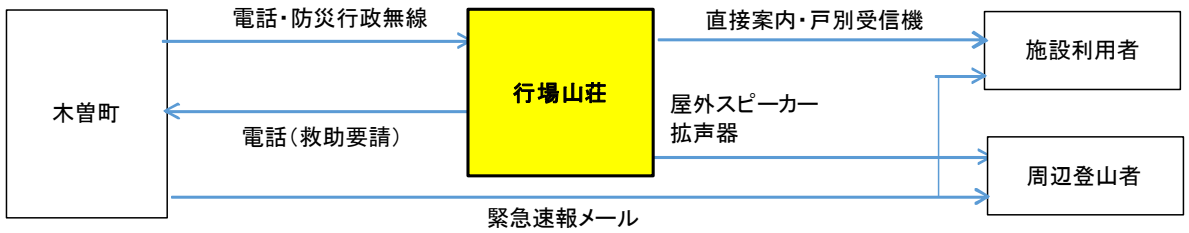


【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月中旬～10月中旬（夜間営業有）
木造2階建て　スタッフ5～7名
収容人員80名（緊急時最大受入可能数200人）
発動発電機（5kVA　予備燃料　200?）2台
食料　約500食・水2t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個　　ゴーグル100個
マスク1000枚　懐中電灯30個
折畳み担架　AED　災害多人数用応急箱

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
啓発チラシの配布

【関係機関】

| 名称 |
|---|
| 長野県木曽警察署 |
| 三岳警察官駐在所 |
| 木曽広域消防本部 |
| 木曽消防署 |
| 長野県立木曽病院 |
| 木曽みたけ診療所 |
| 中部森林管理局木曽森林管理署 |
| 長野県木曽地域振興局 |
| 木曽町役場 |
| 木曽町役場　三岳支所 |
| 一般社団法人木曽おんたけ観光局 |

# 石室山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090－8873－9761

【情報伝達図】

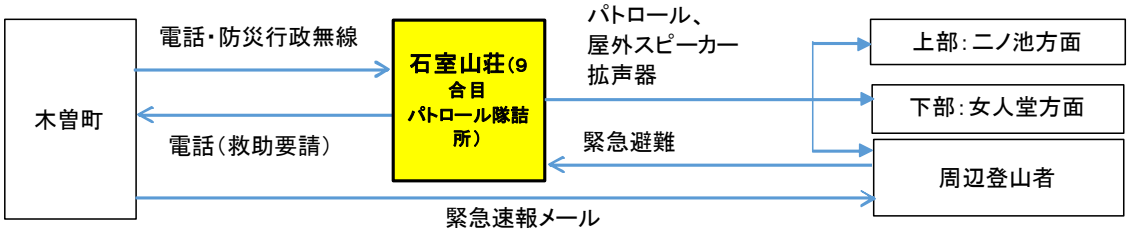


【緊急避難場所としての機能】

パトロール隊による緊急避難受入
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個　　ゴーグル100個
マスク1000枚　懐中電灯30個　毛布100枚
折畳み担架　AED　災害多人数用救急箱
パトロール隊の常駐所
営業期間　7月中旬～10月中旬（夜間営業有）
木造2階建て　収容人員80人（緊急時最大受入可能数100人）
発動発電機（6KVA　予備燃料400?）2台
建物屋根は噴石対策（アラミド）済　H28

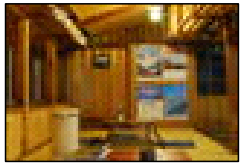

【噴火時の対応】

緊急避難場所として登山者等の受入れ
施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁木曽町からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
御嶽山安全パトロール隊立詰所・登山指導所として使用

【関係機関】

| 名　称 | |
|---|---|
| （山上施設等） | （山麓施設） |
| 御嶽山安全パトロール隊 | 御嶽山安全パトロール隊 |
| 二ノ池山荘 | 長野県木曽警察署 |
| 女人堂 | 三岳警察官駐在所 |
| 行場山荘 | 木曽広域消防本部 |
| 五の池小屋 | 木曽消防署 |
| 御岳ロープウェイ | 長野県立木曽病院 |
| ↑パトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。 | 木曽みたけ診療所 |
| | 中部森林管理局木曽森林管理署 |
| | 長野県木曽地域振興局 |
| | 木曽町役場 |
| | 木曽町役場　三岳支所 |
| | 一般社団法人木曽おんたけ観光局 |

# 二ノ池山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090－7000－5780

【情報伝達図】

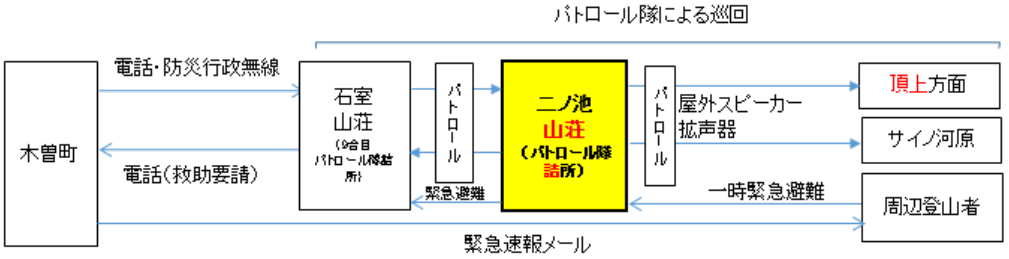


【一時緊急避難場所としての機能】

パトロール隊による緊急避難受入

防災ヘルメット100個　　ゴーグル100個

マスク1000枚　懐中電灯30個　毛布100枚

折畳み担架　　AED　　災害多人数用救急箱

営業期間　7月中旬～10月中旬（夜間営業有）

木造2階建て

収容人員70名（緊急時最大受入可能数100人）

発動発電機（6KVA　予備燃料400?）2台

建物屋根及び山頂側壁面は噴石対策（アラミド）済みH30

【噴火時の対応】

避難登山者等の一時受入れ

（一時避難後、パトロール隊による下山誘導）

【平時の防災対応】

御嶽山安全パトロール隊立寄所・登山指導所として使用

【関係機関】

| 名　　称 | |
|---|---|
| （山上施設等） | （山麓施設） |
| 御嶽山安全パトロール隊 | 長野県木曽警察署 |
| 石室山荘 | 三岳警察官駐在所 |
| 女人堂 | 木曽広域消防本部 |
| 行場山荘 | 木曽消防署 |
| 五の池小屋 | 長野県立木曽病院 |
| 御岳ロープウェイ | 木曽みたけ診療所 |
| ↑パトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。 | 中部森林管理局木曽森林管理署 |
| | 長野県木曽地域振興局 |
| | 木曽町役場 |
| | 木曽町役場　三岳支所 |
| | 一般社団法人木曽おんたけ観光局 |

# 黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090－1867－6406（宮司）

【情報伝達図】

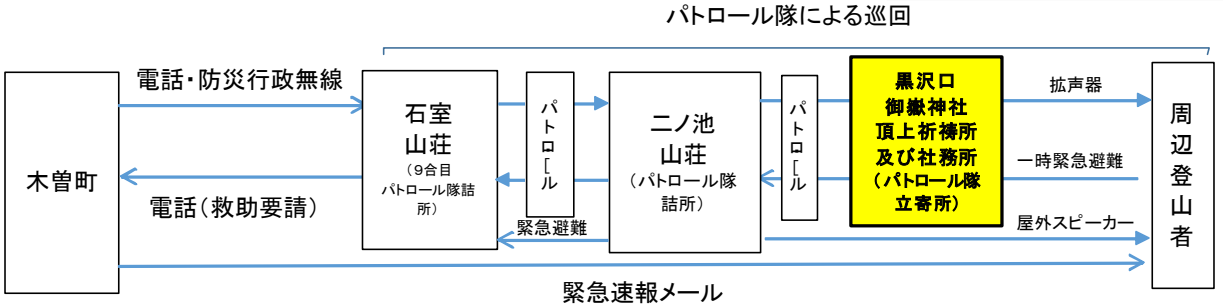


【一時緊急避難場所としての機能】

パトロール隊による緊急避難受入

木造2階建て

収容人員10名（緊急時最大受入可能数30人）

建物屋根及び山頂側壁面は噴石対策（アラミド）済みH30

【噴火時の対応】

避難登山者等の一時受入れ

（一時避難後、パトロール隊による下山誘導）

【平時の防災対応】

御嶽山安全パトロール隊立寄所として使用

【関係機関】

| 名　称 | |
|---|---|
| （山上施設等） | （山麓施設） |
| 御嶽山安全パトロール隊 | 長野県木曽警察署 |
| 石室山荘 | 三岳警察官駐在所 |
| 女人堂 | 木曽広域消防本部 |
| 行場山荘 | 木曽消防署 |
| 五の池小屋 | 長野県立木曽病院 |
| 御岳ロープウェイ | 木曽みたけ診療所 |
| ニノ池山荘 | 中部森林管理局木曽森林管理署 |
| ↑パトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。 | 長野県木曽地域振興局 |
| | 木曽町役場 |
| | 木曽町役場　三岳支所 |
| | 一般社団法人木曽おんたけ観光局 |

# 五の池小屋火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090－7612－2458

【情報伝達図】

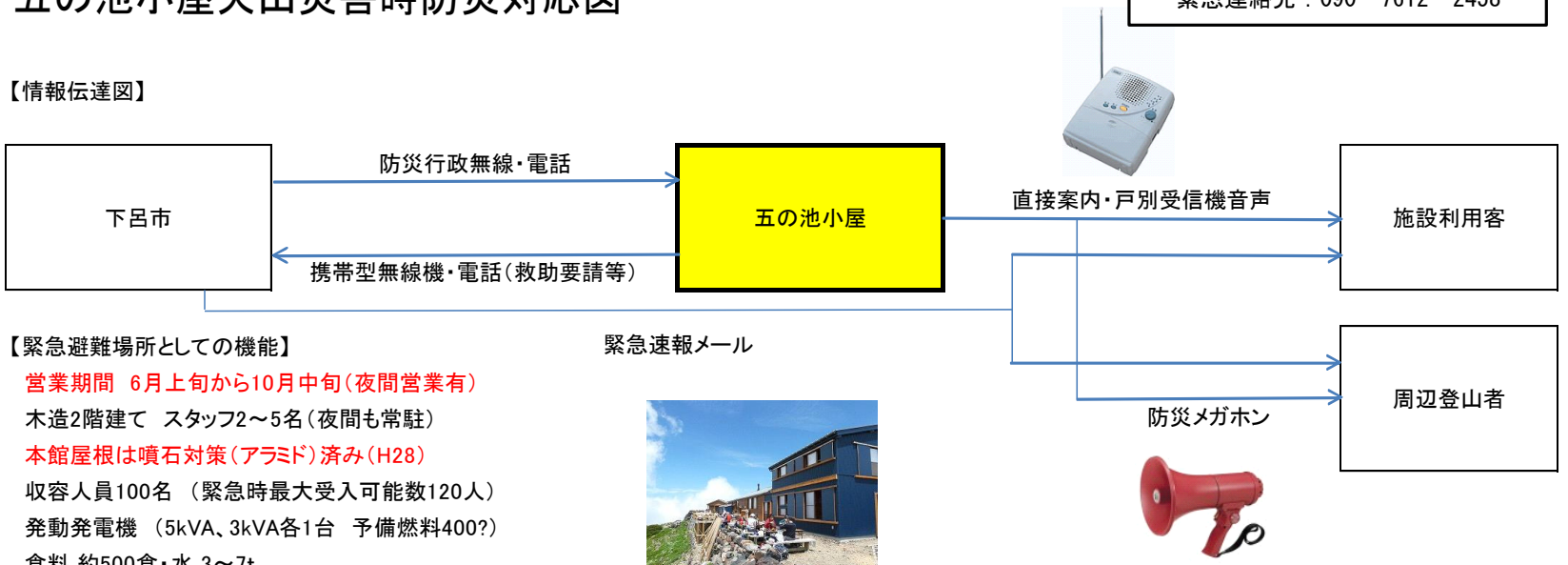


【緊急避難場所としての機能】

営業期間　6月上旬から10月中旬（夜間営業有）

木造2階建て　スタッフ2～5名（夜間も常駐）

本館屋根は噴石対策（アラミド）済み（H28）

収容人員100名　（緊急時最大受入可能数120人）

発動発電機　（5kVA、3kVA各1台　予備燃料400?）

食料 約500食・水 3～7t

携帯型無線機・携帯電話

防災ヘルメット100個

ゴーグル100個　マスク100枚

ヘッドライト30個　折畳み担架　AED

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導

緊急避難場所として登山者等の受入れ

下呂警察署・下呂市等への救助要請

避難者名簿の作成

気象庁・下呂市等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検

避難誘導訓練の実施

施設利用者及び周辺登山者への啓発（チラシ配布等）

【関係機関】

| 名称 |
|---|
| 岐阜県下呂警察署 |
| 落合警察官駐在所 |
| 下呂市消防本部 |
| 下呂温泉病院 |
| 下呂市立小坂診療所 |
| 中部森林管理局岐阜森林管理署 |
| 岐阜県飛騨県事務所 |
| 下呂市役所 |
| 下呂市役所　小坂振興事務所 |
| 飛騨小坂観光協会 |
| 濁河温泉管理組合 |

# 二の池ヒュッテ火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090－4368－1787

【情報伝達図】

【緊急避難場所としての機能】

営業期間　7月上旬から10月中旬（夜間営業有）
木造2階建て　スタッフ3名（夜間も常駐）
収容人員48名　（緊急時最大受入可能数100人）
発動発電機　（6kVA　2台　予備燃料400?）
食料 約300食・水 5～9t
衛星電話・携帯電話
防災ヘルメット50個
ゴーグル50個　マスク90枚
ヘッドライト50個

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
下呂警察署・下呂市等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・下呂市等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
施設利用者及び周辺登山者への啓発（チラシ配布等）

【関係機関】

| 名称 |
|---|
| 岐阜県下呂警察署 |
| 落合警察官駐在所 |
| 下呂市消防本部 |
| 下呂温泉病院 |
| 下呂市立小坂診療所 |
| 中部森林管理局岐阜森林管理署 |
| 岐阜県飛騨県事務所 |
| 下呂市役所 |
| 下呂市役所　小坂振興事務所 |
| 飛騨小坂観光協会 |
| 濁河温泉管理組合 |

# 「田の原遥拝所・登山道入口」火山災害時防災対応

緊急連絡先　田の原遥拝所　：090－4159－4818
田の原観光センター：0264－48－2544
田の原社務所　：0264－48－2694

【情報伝達図】

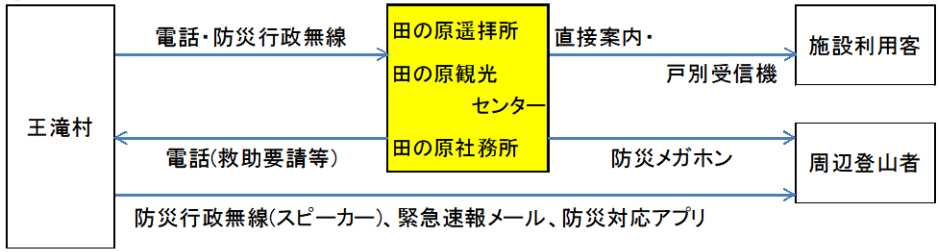


【緊急避難場所としての機能】

| 項　目 | 田の原遥拝所 | 田の原観光センター（田の原山荘） | 田の原社務所 |
|---|---|---|---|
| 営業期間等 | 未定 | 未定 | 未定 |
| スタッフ | 未定 | 未定 | 未定 |
| 建物構造 | 鉄骨平屋建て | RC(一部木造)3階建て | 木造2階建て |
| 緊急時最大受入可能数 | 約100名 | 約450名<br>(収容人員:230名) | 約50名 |
| 電源 | 商用電源 | 商用電源 | 商用電源 |
| 水 | 水道水 | 水道水 | 水道水 |
| 防災ヘルメット | 100個 | 100個 | 50個 |
| 懐中電灯 | 有 | 有 | 有 |
| 電話 | 携帯電話 | 固定電話 | 固定電話 |
| 防災行政無線戸別受信機 | 有 | 有 | 有 |
| AED | 1台 | 1台 | — |
| 監視カメラ | 1基 | — | — |

※田の原山荘は田の原観光センターに併設

【噴火時の防災対応】
- 施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
- 緊急避難場所として避難者等の受入れ
- 木曽警察署・王滝村等への救助要請
- 避難者名簿の作成
- 気象庁・王滝村等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】
- 通信機器・防災用具の点検
- 避難誘導訓練の実施

【防災設備設置位置図】

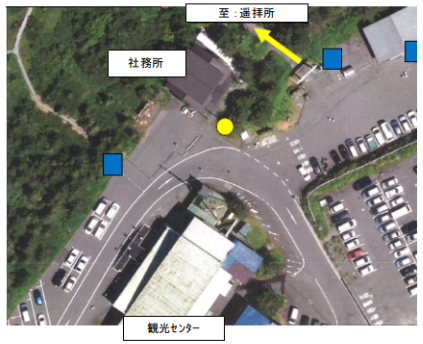


【関係機関】

| 名　　称 |
|---|
| 長野県木曽警察署 |
| 王滝村警察官駐在所 |
| 木曽広域消防本部 |
| 木曽消防署 |
| 県立木曽病院 |
| 王滝村診療所 |
| 中部森林管理局木曽森林管理署 |
| 木曽地域振興局 |
| 王滝村役場 |
| 一般社団法人木曽おんたけ観光局 |

緊急避難場所
（総収容人数 1,700 名）
御岳ロープウェイ
センターハウス ( 収容 1500 名)
御嶽社
レストラン ジーベン
ロープウェイ ( 全長 2320m 所要時間 片道約 15 分)
山麓 鹿ノ瀬駅
駐車場
山頂 飯森高原駅 ( 収容 200 名ジーベン含む)
大型サイレン設置
2150m
1570m
中の湯

案内看板

注意 ATTENTION 주의
日本語
気象庁からの連絡により御嶽山に異常がありましたら、
サイレンおよびアナウンスによりお知らせします。
お近くの建物内に避難し、係員の誘導に従ってください。
英語
If there is abnormality in Ontake-san by a contact
from the Meteorological Agency.
I'll inform you by a siren and an announcement.
Please take refuge in the building around here
and follow staff's lead.
韓国語
中国語（簡体）
如果从日本气象有任何异常御岳山通报触，
我会用警笛和公告通知您。
撤离在当地的建筑，按照感的工作人。
中国語（繁体）
如果從日本氣象廳有任何異常御岳山通過通報，
我會用警笛和公告通知您。
撤離在當地的建築，請按照感應的工作人員。
中の湯
センターハウス
Center House
駐車場
Parking Garage

## ■御岳ロープウェイ緊急避難連絡系統図（火山噴火災害）

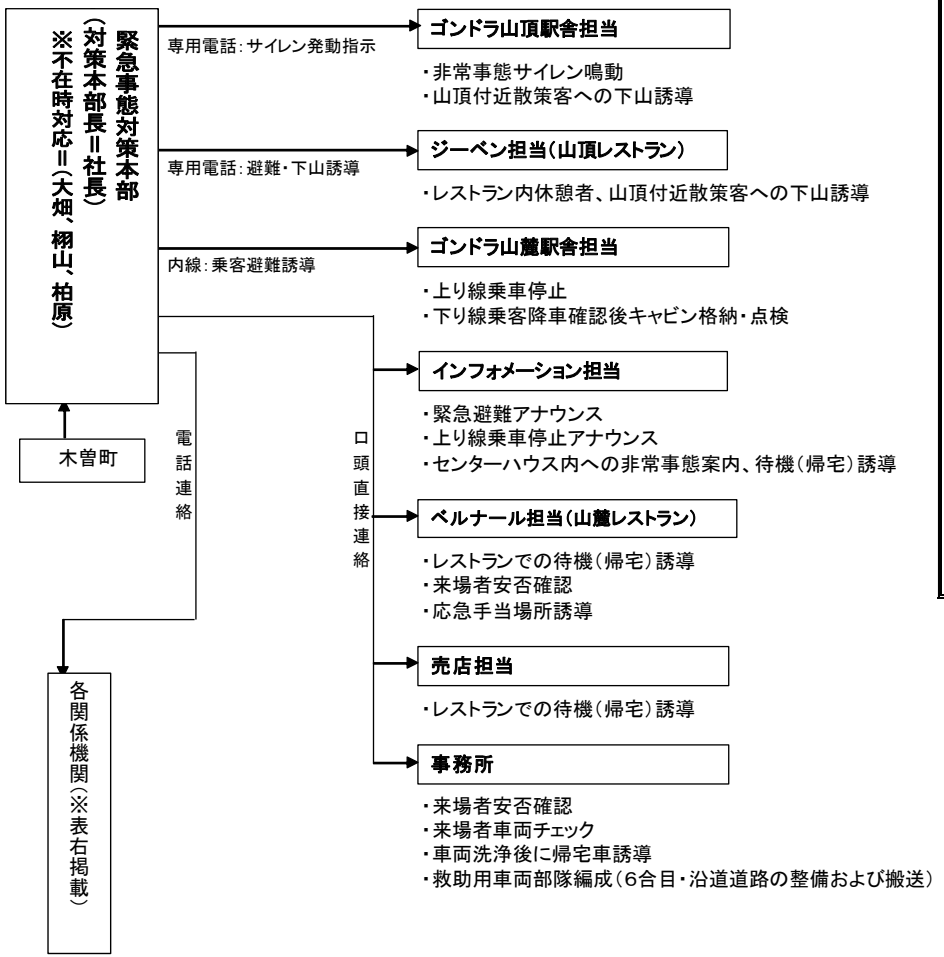


【避難施設（約1，700名収容）】

| 施　設 | 収容人数 |
|---|---|
| 山頂駅舎 | 50名 |
| 山頂レストラン（ジーベン） | 150名 |
| センターハウス | 1，500名 |

緊急連絡先：0264－46－2525

## ■防災対策

★ **防災設備関連**
- 大型サイレン（2機新設）をゴンドラ山頂　飯森高原駅舎に設置
- 避難施設案内看板（2か所）の設置
- 拡声器（12）
- ヘルメット（500）
- マスク（1000）
- ゴーグル（1000）
- 毛布（300）
- 応急手当備品（災害多人数用救急箱）、AED
  担架、バックボード

★ **情報伝達**
- 緊急速報メール（木曽町）
- 案内看板
- 啓発チラシ

★ **その他**
- 緊急避難マニュアルの作
- 避難施設明記の御岳ロープウェイ・イラストマップの作成

**※関係連絡先**

| 関　係　機　関 |
|---|
| 木曽消防署 |
| 木曽広域消防本部 |
| 木曽警察署 |
| 三岳駐在所 |
| 木曽町役場 |
| 三岳支所 |
| 県立木曽病院 |
| 北陸信越運輸局 |
| 中部電力木曽福島営業所 |
| 松本労働基準監督署 |
| 木曽森林管理署 |
| 木曽地域振興局 |
| 行場小屋 |
| 女人堂 |
| 五の池小屋 |

# 緊急避難場所☆
## Evacuation Area☆　（総収容人数2500名）

- 山頂シェルター SHELTER
- ティーホルン TEE HORN
- 第１山頂格納庫 Top of high speed quad lift
- センターハウス CENTER HOUSE

サイレン設置場所

ティーホルン（収容100名）
TEE HORN

センターハウス（収容2000名）
CENTER HOUSE



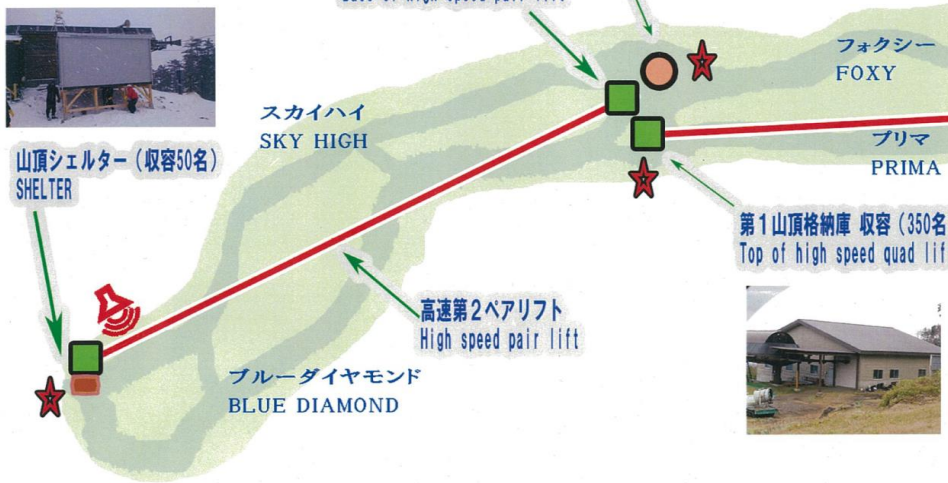




【防災カード】

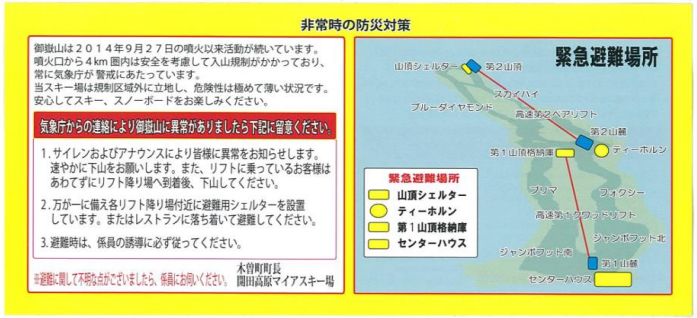

非常時の防災対策

御嶽山は２０１４年９月２７日の噴火以来活動が続いています。
噴火口から４km 圏内は安全を考慮して入山規制がかかっており、常に気象庁が警戒にあたっています。
当スキー場は規制区域外に立地し、危険性は極めて薄い状況です。
安心してスキー、スノーボードをお楽しみください。

気象庁からの連絡により御嶽山に異常がありましたら下記に留意ください。

1. サイレンおよびアナウンスにより皆様に異常をお知らせします。速やかに下山をお願いします。また、リフトに乗っているお客様はあわてずにリフト降り場へ到着後、下山してください。
2. 万が一に備え各リフト降り場付近に避難用シェルターを設置しています。またはレストランに落ち着いて避難してください。
3. 避難時は、係員の誘導に必ず従ってください。

※避難に関して不明な点がございましたら、係員にお問いください。

木曽町町長
開田高原マイアスキー場

緊急避難場所

山頂シェルター
ティーホルン
第１山頂格納庫
センターハウス

# 「開田高原マイアスキー場」緊急避難連絡系統図（火山災害）

緊急連絡先：0264－44－1111

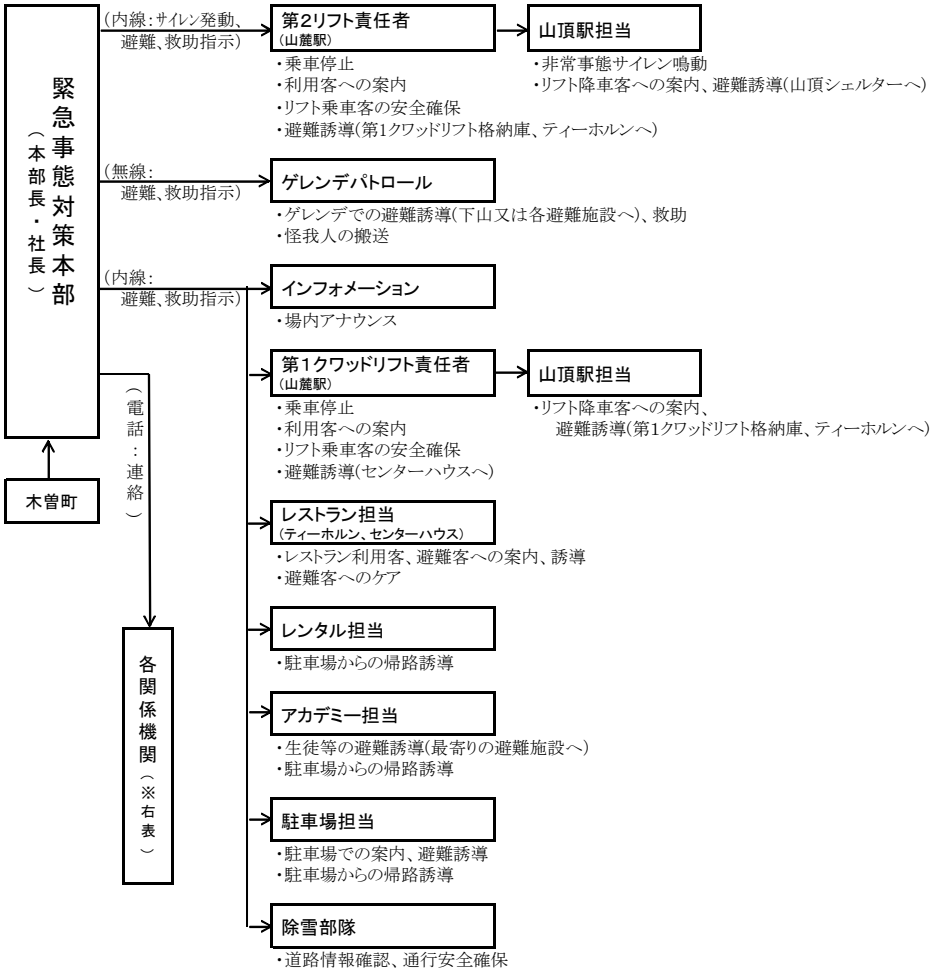


※ 関係機関

| 関 係 機 関 |
|---|
| 木曽消防署 |
| 木曽広域消防本部 |
| 木曽警察署 |
| 開田高原駐在所 |
| 木曽町役場 |
| 開田支所 |
| 県立木曽病院 |
| 田沢医院 |
| 北陸信越運輸局 |
| 中部電力木曽福島営業所 |
| 松本労働基準監督署 |
| 木曽森林管理署 |
| 開田森林事務所 |
| 木曽地域振興局 |

【避難施設】（約2，500名収容）

| 施　　設 | 収 容 人 数 | 誘　導　対　象　者 |
|---|---|---|
| 山頂シェルター | 約　50　名 | 第2リフト降車客 |
| 第1クワッドリフト格納庫 | 約　350　名 | 第1クワッドリフト降車客、第2リフト待ち客、滑走客 |
| ティーホルン | 約　100　名 | 同上 |
| センターハウス | 約　2，000　名 | 第1クワッドリフト待ち客、滑走客 |

# Ontake2240スキー場

## 緊急避難場所 Evacuation Area （総収納人数 2,550 名）

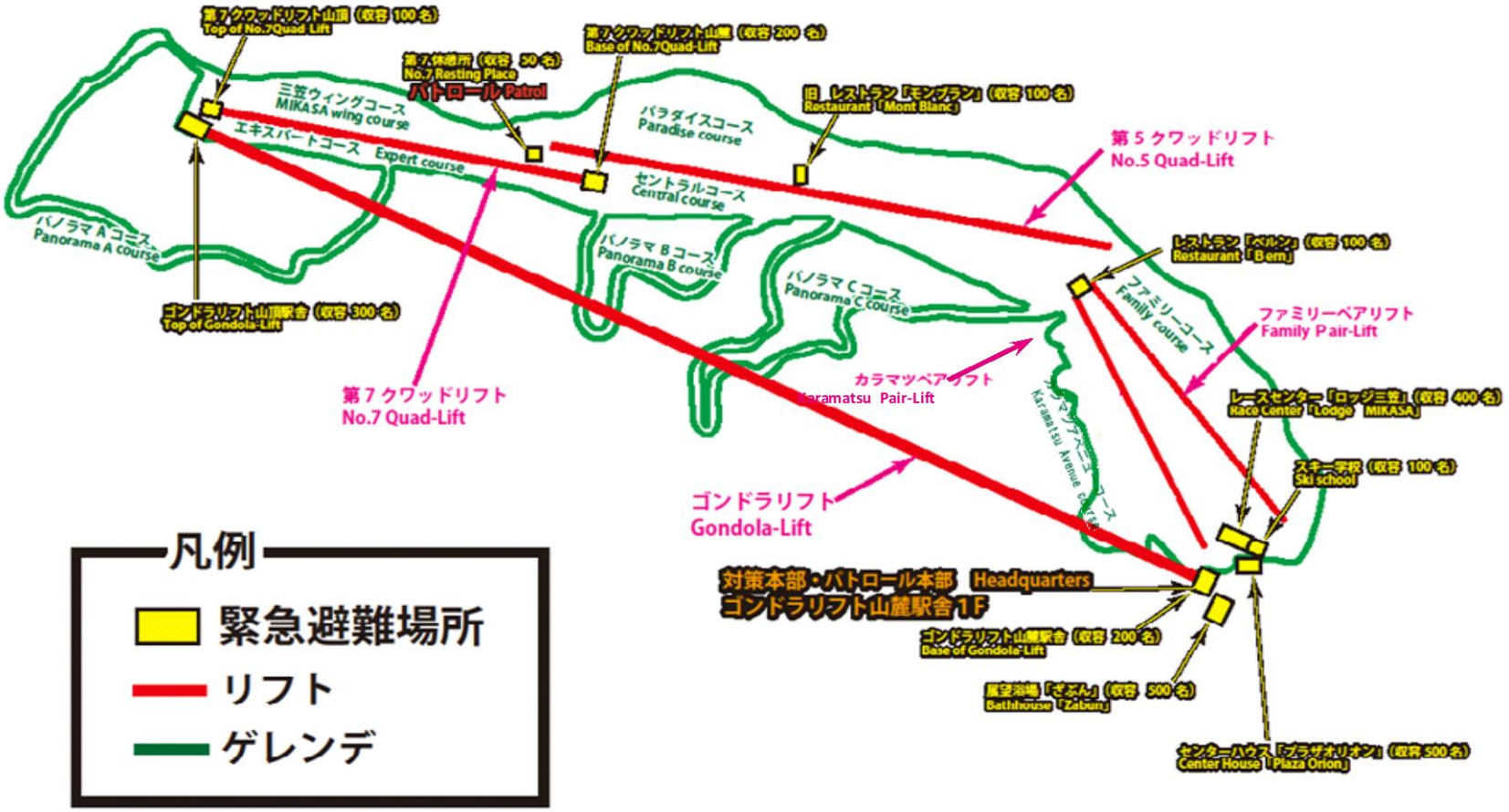

# Ontake2240スキー場 【火山災害時緊急避難連絡対応図】

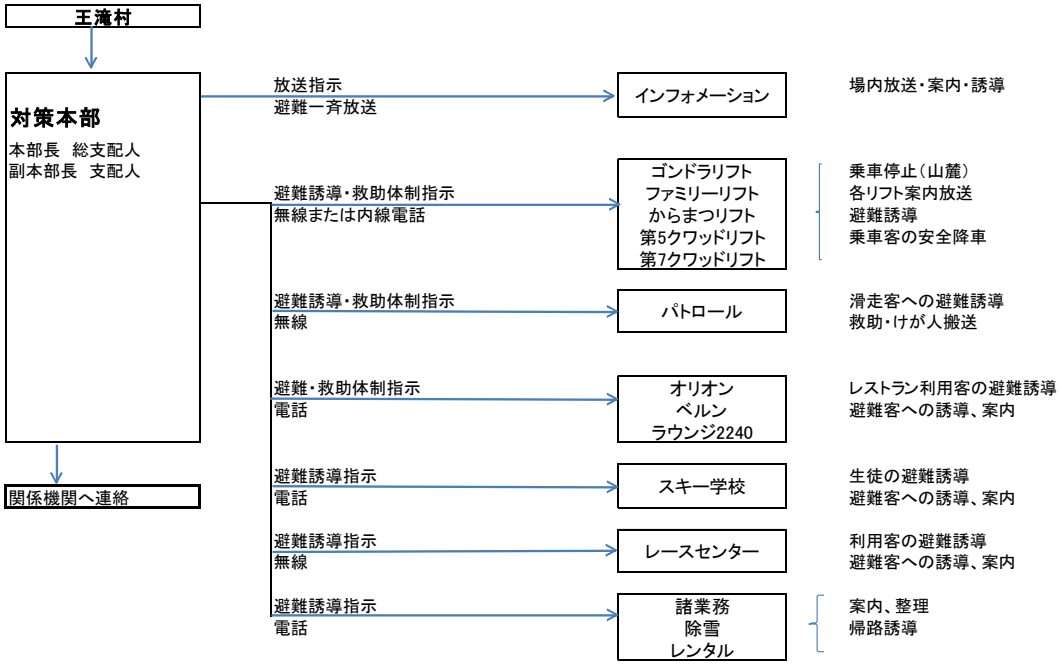


緊急連絡先：0264－48－2240

**関係機関**

| |
|---|
| 木曽警察署 |
| 王滝駐在所 |
| 木曽消防署 |
| 木曽病院 |
| 王滝診療所 |
| 木曽保健所 |
| 中部電力木曽福島営業所 |
| 中部電気保安協会 |
| 北陸信越運輸局 |
| 北陸信越索道協会 |
| 王滝村役場 |
| 木曽森林管理署瀬戸川事務所 |
| 木曽地域振興局 |
| 松本労働基準監督署 |

**【避難場所】**

| 施設名 | 対象者 | 収容人数（概算） | |
|---|---|---|---|
| ゴンドラ山頂駅舎（ラウンジ2240） | ゴンドラ降車客・山頂付近滞在客 | 300 | 名 |
| 第7クワッドリフト山頂小屋 | 第7クワッドリフト降車客・周辺客 | 100 | 名 |
| 第7休憩所 | 第5Q降車客・滑走客 | 50 | 名 |
| 第7Q山麓搬器格納庫 | 第7Q乗車待ち客 | 200 | 名 |
| モンブラン | 滑走客 | 100 | 名 |
| ベルン | ファミリー・からまつリフト降車客・第5クワッド乗車待ち客滑走客 | 100 | 名 |
| オリオン | ファミリー、からまつリフト乗車待ち客・滑走客 | 500 | 名 |
| ロッジ三笠 | 〃 | 400 | 名 |
| スキー学校 | 〃 | 100 | 名 |
| ざぶん | 滑走客 | 500 | 名 |
| ゴンドラ山麓駅舎 | ゴンドラ乗車待ち客・滑走客 | 200 | 名 |
| 計 | | 2,550 | 名 |

**営業再開までにとった安全対策**

・場内放送設備にサイレン警報設備を追加

・ゴンドラ山頂駅舎へのサイレン設置（1基）

・ヘルメット、毛布の避難場所への備え付け

・避難誘導用拡声器の追加

・ゴンドラ山頂駅舎ガラスに飛散防止用フィルムの張付

・スキー場内に避難場所周知用看板の設置

・避難場所を明示した防災カードの配布（チケット販売所）

・避難訓練の実施

# チャオ御岳スノーリゾート《災害時》緊急避難場所

2014年10月30日作成

●ゴンドラ山頂駅：収容人数　約200名

●ゴンドラ山頂駅：収容人数　約300名

●センターハウス：収容人数　約2,000名

緊急連絡先：0577－59－3620

# チャオ御岳スノーリゾート《災害時》緊急連絡体制図

2014年10月30日作成

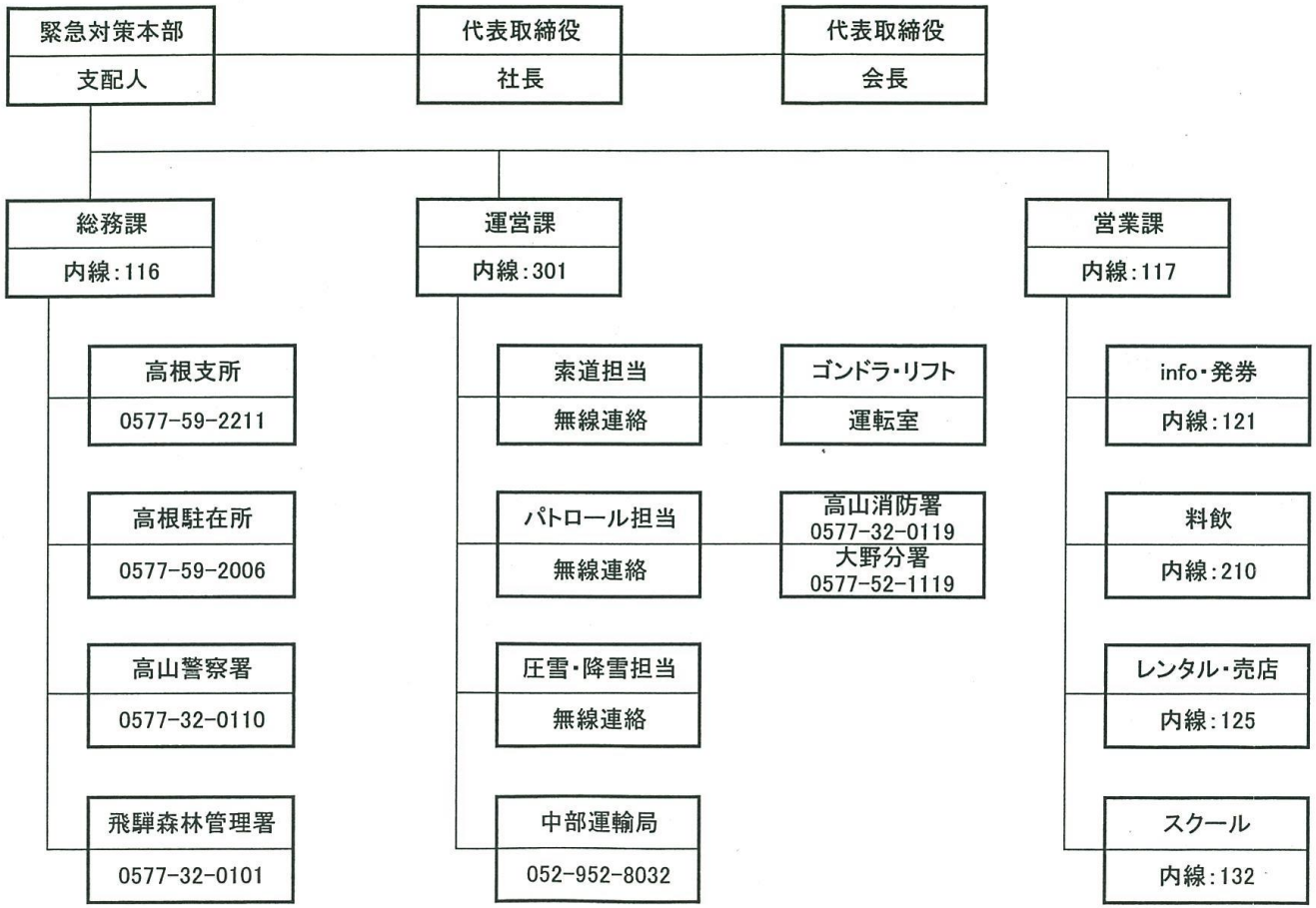


避難施設：約2,500人収容

| センターハウス | |
|---|---|
| 収容人数：約2,000名 | |
| 対象者 | ・ゲレンデ全般<br>・駐車場<br>・その他全般 |

| ゴンドラ山頂駅 | |
|---|---|
| 収容人数：約300名 | |
| 対象者 | ・ゴンドラ乗車待ち<br>・ゲレンデ滑走者 |

| ゴンドラ山麓駅 | |
|---|---|
| 収容人数：約200名 | |
| 対象者 | ・ゴンドラ乗車中の方<br>・ゲレンデ滑走前の方<br>・その他（登山者等） |

# 御嶽山　噴火警戒レベルと規制対応の推移

※ 平成 26 年 9 月 27 日噴火の対応　平成 31 年 2 月 13 日現在噴火活動及び規制対応継続中

| 年 | 月 | 日 | 対応 | 実施主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 9 | 27 | 噴火警報発表　噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲4km） | | |
| | 〃 | 〃 | 黒沢口登山道入口、油義美林入口、開田口登山道入口から先立入規制 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 〃 | 〃 | 立入規制位置を火口周辺の立入禁止柵内から八海山に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 〃 | 〃 | 日和田登山口、チャオ御岳スキー場登山口、胡桃島キャンプ場登山口から先立入規制 | 高山市 | 災対法 63 条 |
| | 〃 | 〃 | 小坂登山口から先立入規制 | 下呂市 | 災対法 63 条 |
| 27 | 1 | 19 | 噴火警報発表　噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲3km） | | |
| | 2 | 26 | 立入規制開始位置を八海山から田の原駐車場に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 3 | 31 | 噴火警報発表　噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲2km） | | |
| | 5 | 23 | 立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 6 | 5 | 立入規制開始位置を黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前に移行 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 6 | 7 | 立入規制開始位置を小坂登山口から仙人橋（登山口側）に移行 | 下呂市 | 災対法 63 条 |
| | 6 | 20 | 立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 6 | 26 | 噴火警報発表　噴火警戒レベル2（警戒が必要な範囲1km） | | |
| | 〃 | 〃 | 御嶽山火山防災協議会合同幹事会<br>※行方不明者の再捜索終了までは火口から2km以内の立入規制解除はしないことを申し合わせ | | |
| | 7 | 1 | 立入規制開始位置を黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂に移行 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 〃 | 〃 | 立入規制開始位置を仙人橋から五の池小屋南に移行 | 下呂市 | 災対法 63 条 |
| | 〃 | 〃 | 高山市による立入規制をすべて解除 | 高山市 | 災対法 63 条 |
| | 7 | 10 | 立入規制開始位置を開田口登山道入口から三ノ池に移行<br>立入規制開始位置を油木美林入口から黒沢口登山道七合目へ移行 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 7 | 29 | 行方不明者の再捜索開始 | | |
| | 8 | 7 | 行方不明者の再捜索終了 | | |
| | 8 | 11 | 油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯の立入規制解除 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 9 | 19 | 立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘に移行<br>立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 10 | 8 | 立入規制開始位置を五の池小屋南から摩利支天乗越に移行 | 下呂市 | 災対法 63 条 |
| | 10 | 19 | 立入規制開始位置を黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由ニノ池方面約 500m地点に移行 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 12 | 11 | 立入規制開始位置を田の原遥拝所から田の原駐車場に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| 28 | 4 | 29 | 立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 5 | 14 | 立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 6 | 28 | 立入規制開始位置を石室山荘上部分岐経由ニノ池方面約 500m地点から、覚明堂上部分岐、二ノ池分岐及びニノ池本館（現：二ノ池山荘）に移行 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 〃 | 〃 | 立入規制開始位置を摩利支天乗越から二ノ池新館（現：二の池ヒュッテ）南に移行 | 下呂市 | 災対法 63 条 |
| | 7 | 27 | 立入規制開始位置を三ノ池方面約 1,000m地点から黒沢口登山道八合目女人堂に移行（三ノ池トラバース） | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 9 | 17 | 立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行 | 木曽町 | 災対法 63 条 |
| | 〃 | 〃 | 立入規制開始位置を田の原遥拝所から8合目避難小屋に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 9 | 24 | 立入規制開始位置を8合目避難小屋から9合目避難小屋に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| | 11 | 8 | 立入規制開始位置を9合目避難小屋から田の原駐車場に移行 | 王滝村 | 災対法 63 条 |
| 29 | 8 | 21 | 噴火予報発表　噴火警戒レベル1（注意が必要な範囲 500m） | | |
| | 〃 | 〃 | 噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1km の立入規制を継続 | 木曽町<br>王滝村<br>下呂市 | 災対法 63 条 |
| 30 | 9 | 26 | 黒沢登山道二ノ池上分岐から頂上までの登山道に限って立入規制を緩和 | 木曽町 | |

# 用語集

**か火口噴出型泥流（熱泥流）**

噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すもの。含まれる水は基本的に高温（お湯）の可能性がある。

**火砕サージ**

火砕流の一種であるが、流れに含まれる岩片や火山灰の濃度が薄いものである。高速で、広範囲に流れ下る。火砕流と同様に危険な現象。

**火砕流**

岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、高速で流れ下り、場合によってはその速度が 100km/h を超えることもある。このため発生を確認してから、避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温になることも多く、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。

**火山ガス**

マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出されたもの。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

2000 年からの三宅島の活動では、多量の火山ガス（二酸化硫黄）の放出によって居住地域への影響が続いたため、住民は４年半におよぶ長期の避難生活を強いられた。

**火山ガス予報**

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせるもの。

**火山活動解説資料**

地図や図表も用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、気象庁から定期的または必要に応じて臨時に発表される資料。

**火山性地震、火山性微動**

火山性地震は火山体およびその近傍で発生する地震の総称で、どのような特徴に注目して分類するかによって多くの分類法があり、世界共通の定義はない。分類法のひとつは火山近傍で発生する地震の「見た目」に注目するもので、周期が短く波形の立ち上がりがはっきりした地震を A 型地震、周期がやや長く波形の立ち上がりが不明瞭な地震を B 型地震と呼ぶものがある。これらの地震以外にも、火山性微動と呼ばれる火山で観測される震動があり、「火山性地震」に比べ継続時間が長いものを指す。

一般に、高周波成分の卓越する地震は岩盤の破壊、低周波成分の卓越する地震はガスやマグマ等の流体の振動、火山性微動はそれらの流体の移動に対応することが多いとされるが明確に分類できるものでもない。

火山性地震の発生の推移で、噴火の前は A 型地震の頻発、B 型地震および火山性微動の頻発という順番で噴火に至るという特徴を持った火山があり、発生する火山性地震のタイプ、震源の移動等を把握することが、噴火の予測の手がかりとなることがある。

**火山の状況に関する解説情報**

気象庁が発表する火山性地震や微動の回数、 噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時解説する情報、テキスト形式。噴火警戒レベルの引き上げ基準に達しない程度に火山活動が高まったと判断した場合、または高まりが否定できない場合、「臨時」であることを明記し情報が発表される。

**火山噴火予知連絡会**

火山噴火予知計画（昭和４８年文部省測地学審議会（現文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科会）建議）により、関係機関の研究および業務に関する成果及び情報の交換、火山現象についての総合的判断を行うこと等を目的として、昭和４９年に設置された気象庁長官の諮問機関。この連絡会は、学識経験者及び関係機関の専門家から構成されており、気象庁が事務局を担当している。

**火山礫（れき）**

噴火によって噴出される噴石や火山灰などの固形物の物質は大きさによって分類されており、そのうちの一つ。直径が 2～64 ミリメートルのものを指す。なお、直径が 64 ミリメートルよりも大きいものを「火山岩塊」、2 ミリメートルより小さいものを「火山灰」と呼ぶ。

**活火山**

活動的で現在噴火しているか，近い将来噴火する可能性のある火山。「概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山とすることを平成 15（2003）年に火山噴火予知連絡会が定義した。現在、日本には 111 の活火山がある。

**く空振**

爆発により発生する空気の振動現象。火山の噴火、火砕流の流下などに伴い発生する。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

**傾斜計**

地盤の傾きを測定する機器で、地震や火山活動に伴う地殻変動の監視に用いる。

好条件下に設置された機器では 1,000km 先の地盤が 1mm 程度上下してもその変化を検出する精度がある。

**こ降灰予報（こうはいよほう）**

噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表する。活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や、噴火直後には風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

**しＧＮＳＳ**

GNSS（Global Navigation Satellite Systems）とは、GPS をはじめとする衛星測位システム全般を示す呼称。他のＧＮＳＳ観測装置と組み合わせることで火山周辺の地殻の変形を検出することができる。また、地殻の動きを連続的に観測することで、地下深部のマグマ溜まりの膨張や収縮を知り、噴火の前兆等の火山活動の推移を予想（評

価）するための重要な手段となっている。

**す水蒸気噴火**

マグマから伝わった熱などにより地下水が加熱され生じた過熱水または水蒸気によっておこる噴火。

**せ全国瞬時警報システム（Ｊアラート）**

対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市町村防災行政無線等を自動起動させることにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムで、火山に関する情報として「噴火警報（居住地域）」「噴火速報」「噴火警報（火口周辺）」「噴火予報」がある。

**と土石流（降灰後）**

液体の水と土砂が一体となって流れ下るもの。火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。

**はハザードマップ**

ある災害に対する危険な地区が記されている地図。火山噴火、地すべり、山崩れ、洪水、土石流、なだれなどの現象に対してそれぞれ作成される。

**ふ噴火警戒レベル**

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等がとる「防災対応」を５段階に区分して発表する指標。気象庁が噴火警報、予報でレベルの切り替えをお知らせする。

**噴火警報・予報**

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を、気象庁が明示して発表する。

**噴火速報**

噴火の発生事実を気象庁が迅速に発表する情報。登山中の方や周辺の居住者に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

**噴火に関する火山観測報**

噴火が発生したときに、気象庁が発生時刻や噴煙高度等をお知らせする情報。

**噴火**

地下から火山灰、溶岩など固形物が火口から出る現象。気象庁は、緊急の場合、有色噴煙が認められれば噴火と判断する。また、有色噴煙が確認できない場合にも、現地調査で火口外に火山灰等の噴出物が確認できれば、噴火があったとする。

**噴気**

固形物を含まない火山ガスや水蒸気等白色のものが噴出している状態。有色の場合、噴煙ともよばれるが、両者の厳密な区別は難しい。気象庁は、緊急の場合、白色のものであれば噴気と判断する。

**噴石**

噴火に伴って火口から噴出する石は、その大きさや形状等により「火山岩塊」、「火山礫（れき）」、「火山弾」等に区分される。気象庁では、防災情報として住民等に伝える際には、これらを総称して「噴石」という用語を用いている。噴石は、時には火口から数キロメートル程度まで飛散することがあり、落下の衝撃で人が死傷したり、家屋・車・道路などが被害を受けることがある。

**噴煙**

火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。

白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。

**ま マグマ噴火**

マグマを地表に噴出させる噴火をいう。

マグマは、それに溶けていた気体成分が気泡になることで全体が軽くなり上昇し地表に噴出する。

**ゆ 融雪型火山泥流**

噴火に伴い火口周辺の積雪が溶けて噴出物や周囲の土砂、木などを巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく火山の遠方まで達するため、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。

**よ 溶岩流**

マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。

**溶岩ドーム**

粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となったものをいう。

改定履歴

平成 28 年 3 月 29 日　御嶽山火山防災計画を策定
平成 31 年 2 月 13 日　計画名称を変更
４．（１）で異常現象等の報告を受けた際の対応を追加（充実）
８．（４）で避難促進施設に関する記述を追加
９．で災害対策基本法に基づく警戒区域に関する記述を追加
１０．で救助・救護に関する記述を追加　等